第３期歌志内市子ども・子育て支援事業計画
（令和７年度～令和１１年度）

令和７年３月
北海道歌志内市

目　次

第１章　計画策定にあたって 1

１　はじめに 1

１－１　計画策定の背景と趣旨 1

１－２　計画の位置づけ 2

１－３　計画期間 3

１－４　策定体制 3

１－５　少子化対策の流れ 3

２　子ども・子育て支援制度の概要 6

２－１　制度の全体像 6

第２章　歌志内市における子ども・子育てを取り巻く現状 8

１　統計データからみた現状と課題 8

１－１　人口の状況 8

（１）人口の推移 8

（２）出生等の状況 9

（３）将来の人口推計 10

１－２　世帯の状況 11

（１）世帯の状況 11

（２）未婚の状況 13

１－３　女性の就労状況 14

２　子ども・子育て支援事業の現状 15

２－１　子ども・子育て支援事業（教育・保育サービス）の利用の現況 15

（１）認定こども園 15

（２）学童保育 16

（３）就学児童 17

（４）児童人口 17

３　第２期計画の評価 18

３－１　第２期計画の進捗状況 18

３－２　課題のまとめ 21

第３章　子ども・子育て支援の基本的な考え方 22

１　将来像・基本目標 22

２　施策の体系 23

第４章　子ども・子育て施策の展開 24

目標１　地域で子育てサービスを上手に活用できるまちづくり 24

１－１　多様な子育て支援サービスの充実 24

１－２　幼児期の教育・保育の充実 26

１－３　親子相互のふれあい・地域交流の促進 26

１－４　子育て情報の提供、相談体制の充実 27

（１）子育て関連情報の提供と利用支援の充実 27
（２）子育て相談の充実 27
目標２　子育てと社会参加の両立ができるまちづくり 28
２－１　放課後児童対策等の充実 28
２－２　ひとり親家庭等の自立支援 28
目標３　母と子が元気に暮らせるまちづくり 29
３－１　妊娠期・産後の育児期の健康管理の支援 29
３－２　子どもの健康管理の支援 30
３－３　食育の推進 31
目標４　子どもたちが守られ、安全なまちづくり 32
４－１　良好な生活環境の整備 32
４－２　交通安全教育の推進 32
４－３　犯罪等の被害から守るための地域活動の推進 33
目標５　子どもの個性や権利が尊重されるまちづくり 34
５－１　子どもの権利・意見の尊重 34
５－２　児童虐待防止対策の充実 34
５－３　障がいのある児童への支援の充実 35
目標６　子どもの未来を応援できるまちづくり 36
（歌志内市子どもの貧困対策計画） 36
６－１　子どもの貧困対策の推進 36
第５章　子ども・子育て支援制度に基づく目標設定 38
１　将来人口の見通しと事業量推計 38
１－１　事業量推計の流れ 38
（１）児童人口の推計 39
（２）家庭類型の算出 40
（３）教育・保育の量の見込み 41
２　子ども・子育て支援制度に基づく量の見込みと確保策 42
２－１　教育・保育提供区域の設定 42
（１）教育・保育提供区域とは 42
（２）区域設定 42
２－２　子どものための教育・保育給付 42
（１）提供体制の確保の内容及びその実施時期 42
２－３　地域子ども・子育て支援事業 43
２－４　子ども・子育て支援制度に関するその他の推進方策 50
第６章　計画の推進体制 51
１　計画の推進体制 51
２　進捗状況の管理 51

資　料　編 52
資料１　アンケート調査結果の概要【就学前児童・就学児童】 **53**
１－１　調査の概要 53
１－２　調査結果の概要 54
（１）子どもが住んでいる地区について 54
（２）家族の状況について 54
（３）子育てをめぐる環境について 55
（４）保護者の就労状況 55
（５）認定こども園などの利用について 56
（６）地域の子育て支援事業の利用について 57
（７）一時預かり等の利用意向 58
（８）放課後の過ごし方・放課後児童クラブの利用意向 61
（９）育児休業の取得状況と未取得の理由 62
(10) 子育ての気持ち 64
(11) 市の子育ての環境や支援への満足度 64
(12) 子育て施策全般について 65
資料２　アンケート調査結果の概要【義務教育学校７～９年生】 **66**
２－１　調査の概要 66
２－２　調査結果の概要 67
（１）回答者の属性について 67
（２）一緒に住んでいる方や生活状況について 67
（３）あなた自身のことについて 71
（４）近所（住んでいる地域）のことについて 74
（５）将来や歌志内市のことについて 76
資料３　歌志内市子ども・子育て会議 **83**
３－１　歌志内市子ども・子育て会議設置要綱 83
３－２　歌志内市子ども・子育て会議委員名簿 85

第１章　計画策定にあたって

１　はじめに

１－１　計画策定の背景と趣旨

わが国では、出生数の低下に伴い急速に進行する少子化と人口減少に歯止めをかけるため、結婚や出産の希望を実現できる社会をつくり、子育てしやすい生活環境を整備するために様々な対策が行われてきました。

平成 24 年に「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連３法」が制定され、平成 27 年には就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援に係る新たな制度「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

「子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）」では、都道府県及び市町村に、「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられ、本市では、平成 27 年度から平成 31 年度（令和元年度）を第 1 期とした「歌志内市子ども・子育て支援事業計画」を、令和 2 年度から令和 6 年度を第２期とした「第２期歌志内市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

その間、認定こども園を開設するなど、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業について必要な量を定めるとともに、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を推進してきました。

近年ではさらに、令和５年４月に「こども基本法」が施行し、同年 12 月 22 日には、少子化社会対策大綱、子ども・若者育成支援推進大綱、子どもの貧困対策の推進に関する大綱の子どもに関する３つの大綱が一元化された「こども大綱」が閣議決定されました。

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、幅広い子ども施策を総合的に推進するため、基本的な方針や重要事項が一元的に定められています。

核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き世帯の増加や家事や子育ての負担の偏りなど、子どもを育てる家庭の環境の変化や課題は多様化しています。

このような状況を踏まえ、引き続き子どもや若者、子育て当事者が幸せに住み続けることができるよう、子育て支援の各事業を地域の協力のもと、計画的に推進することが求められます。

本市においては、令和６年度で「第２期歌志内市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が終了することを受け、これまでの取組みを検証し、子どもの貧困の解消に向けた対策も含めた総合的な子ども・子育て支援における取り組みを計画的に推進していくため、「第３期歌志内市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

１－２　計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第２条の基本理念を踏まえ、同法第 61 条に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

本計画には、次世代育成支援対策推進法第８条において、市町村の努力規定として定められている「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」及び、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第１０条において、市町村の努力規定として定められている「市町村計画（こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画）」を包含します。

また、「歌志内市総合計画」の分野別個別計画として位置づけるとともに、北海道子ども・子育て支援事業計画、本市の関連計画、関連分野との整合並びに連動を図り策定するものです。

本計画は、子育て支援に関する施策の基本的方向を示すものであり、住民をはじめ、認定こども園、学校、事業者、関係団体、行政がそれぞれの立場において、子どもの育ちと子育て家庭の支援に取り組むための指針となるものです。さらに、「歌志内市総合計画」における子ども・子育てに関連する政策の方向性に基づき、計画の推進にあたります。

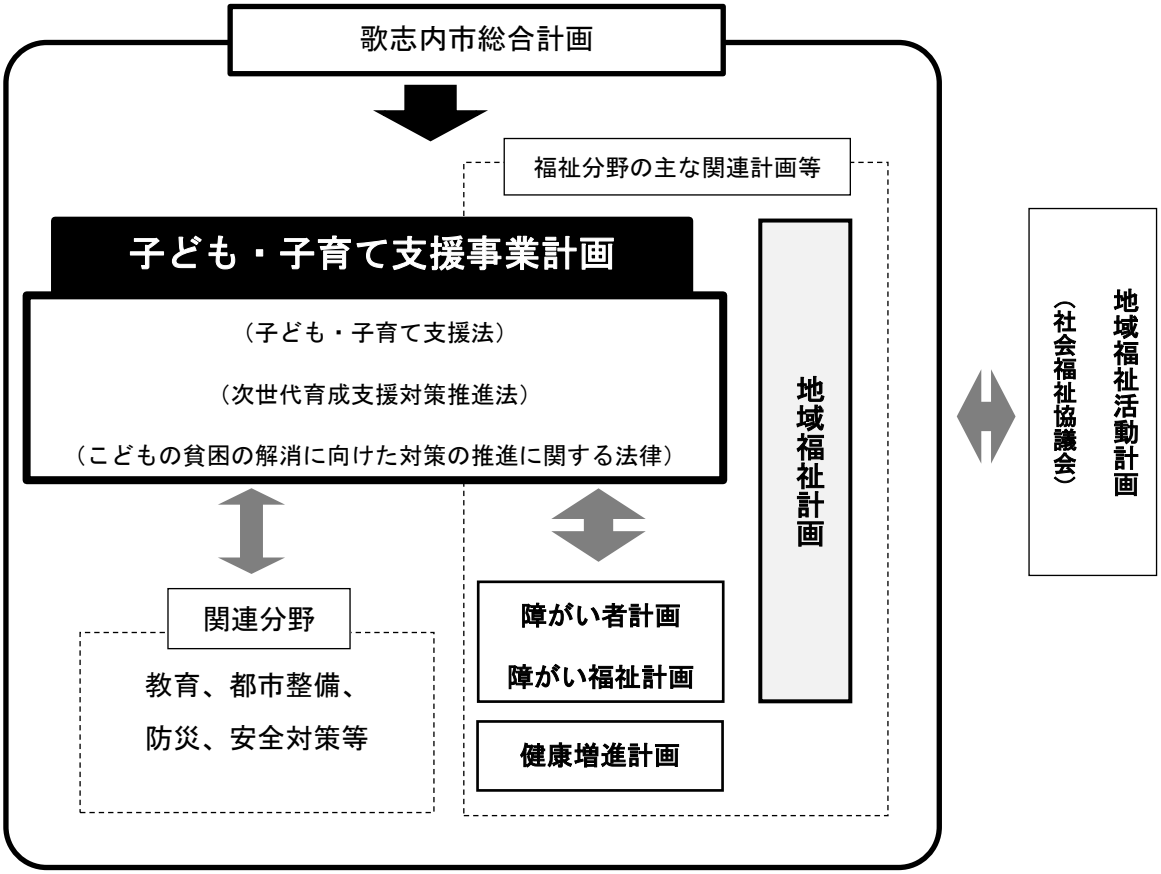

１－３　計画期間

計画の期間は、令和７年度から令和 11 年度の５年間とします。

2年度（2020）	3年度（2021）	4年度（2022）	5年度（2023）	6年度（2024）	7年度（2025）	8年度（2026）	9年度（2027）	10 年度（2028）	11 年度（2029）
第２期子ども・子育て支援事業計画					**第３期子ども・子育て支援事業計画**				

１－４　策定体制

本計画の策定にあたって、子ども・子育て支援法第 72 条に基づく「歌志内市子ども・子育て会議」の場で内容等の審議を行いました。

会議は、市内の保護者や民生委員・児童委員、学識経験者等により構成され、本市における特定教育・保育施設の利用定員の設定、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等、業務の円滑な実施に関する計画を作成する機関です。

１－５　少子化対策の流れ

① 初期の少子化対策

平成２年頃から出生率の低下・子ども人口の減少が注目され、少子化の流れを変えるための対策が講じられるようになりました。

平成６年には、主に保育の拡大をめざす「エンゼルプラン」が策定され、平成 11 年には、幅広い子育て環境整備を視野に入れた「新エンゼルプラン」が策定されました。

② 次世代育成支援対策等

平成 15 年には、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体と特定事業主がそれぞれ「行動計画」を策定し、平成 17 年度から平成 26 年度にかけての 10 年間に次世代育成支援の集中的な取り組みを実施することが定められました。

本市においても、「歌志内市次世代育成支援対策地域行動計画」とこれに続く「歌志内市次世代育成支援対策地域行動計画（後期行動計画）」（計画期間：平成 22 年度～平成 26 年度）を策定し、取り組みを行ってきました。

また、同じく平成 15 年に制定された「少子化社会対策基本法」に基づき「少子化社会対策大綱」や「子ども・子育て応援プラン」が策定され、これに沿って各種の対策が進められましたが、平成 22 年には、新たに「子ども・子育てビジョン」が策定され、これを起点として、「子ども・子育て新システム」の検討・議論が進められました。

③ 子ども・子育て支援新制度

平成 24 年８月に「子ども・子育て支援法」など「子ども・子育て関連３法」が制定されました。「子ども・子育て関連３法」に基づく制度は、「子ども・子育て支援新制度」として、平

成 27 年４月から本格施行されました。

なお、「子ども・子育て関連３法」とは、次に掲げる３つの法律の総称です。

○ 子ども・子育て支援法
○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律［認定こども園法改正］
○ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律［整備法］

また、子ども・子育て支援新制度の施行に合わせて、内閣府に、少子化対策及び子ども・子育て支援の企画立案・総合調整並びに少子化社会対策大綱の推進や子ども・子育て支援新制度の施行を行うための新たな組織である「子ども・子育て本部」が設置されました。

なお、平成 26 年度末に終了予定であった「次世代育成支援対策推進法」は、主に事業主が行う取り組みの根拠法として 10 年間延長されることになりました。

④ 子育て安心プランから幼児教育の無償化

平成２８年６月には、「夢をつむぐ子育て支援」などの「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」の実現に向けた、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、経済成長の隘路である少子高齢化に正面から立ち向かうこととし、「希望出生率 1.8」の実現に向けた取り組みが進められました。

平成 29 年６月には、女性就業率の上昇や保育の利用希望の増加に対応するため、「子育て安心プラン」を公表し、平成 30 年度から平成 34 年度末までに女性就業率 80%にも対応できる約 32 万人分の保育の受け皿を整備することとしました。

また、令和元年 10 月より実施された幼児教育・保育の無償化は、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変え、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点から取り組みが行われました。

対象となる事業は、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育事業、認可外保育施設等の 3 歳から 5 歳のすべての子どもの利用料の無償化と、0 歳から 2 歳児の利用料は、住民税非課税世帯を対象として無償化されました。

また、幼稚園の預かり保育を利用する子どもで新たに保育の必要性があると認定された場合は、一定の範囲内で利用料が無償化となっています。

⑤ こども基本法の施行とこども大綱の推進

少子化を食い止めるとともに一人ひとりのウェルビーイングを高め、社会の持続的発展を確保するため、令和５年４月、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現に向けた政府の司令塔として、「こども家庭庁」が発足しました。

同時に、子どもや若者に関する取り組みを進めていくための基本となる事項を定めた「こ

ども基本法」が施行され、国や都道府県、市町村は子どもや若者の意見を聴きながら、子ども施策を進めていくこととしています。

また、令和５年 12 月 22 日には、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく３つの子どもに関する大綱を一つに束ね、子ども施策に関する基本的な方針や重要事項を一元的に定めた「こども大綱」が策定され、幅広い総合的な施策が示されました。

さらに、次元の異なる少子化対策の実現に向けて「こども未来戦略」が策定され、①児童手当の抜本的拡充（高校生年代まで延長する等）や出産の経済的負担の軽減など、子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上にむけた取り組み、②産前・産後ケアの拡充、就労要件を問わず時間単位で利用できる新たな通園給付など、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充の取り組み、③男性の育休の取得促進など、共働き・共育ての推進の取り組み、④地域社会、企業など様々な場で年齢や性別を問わずすべての人が子どもや子育て中の方々を応援するといった、子ども・子育てに優しい社会づくりのための意識改革の取り組みが、加速化プランとして進められています。

２　子ども・子育て支援制度の概要

２－１　制度の全体像

制度は大きく「子ども・子育て支援給付（子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付）」と「その他子ども及び子どもを養育している者に必要な支援（地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業）」に分かれます。

<table>
<tr><td rowspan="30">現物給付</td><td rowspan="7">子どものための教育・保育給付</td><td rowspan="3">施設型給付</td><td>１．認定こども園</td><td>就学前の子どもの教育・保育を提供</td></tr>
<tr><td>２．幼稚園</td><td>３歳以上の幼児教育を提供</td></tr>
<tr><td>３．保育所</td><td>保育に欠ける就学前の子どもの保育を提供</td></tr>
<tr><td rowspan="4">地域型保育給付</td><td colspan="2">４．小規模保育</td></tr>
<tr><td colspan="2">５．家庭的保育</td></tr>
<tr><td colspan="2">６．居宅訪問型保育</td></tr>
<tr><td colspan="2">７．事業所内保育</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">子育てのための施設等利用給付</td><td colspan="2">１．認可外保育施設</td></tr>
<tr><td colspan="2">２．その他事業</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="19">地域子ども・子育て支援事業</td><td colspan="2">１．利用者支援事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">２．地域子育て支援拠点事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">３．妊婦健康診査</td></tr>
<tr><td colspan="2">４．乳児家庭全戸訪問事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">５．養育支援訪問事業等</td></tr>
<tr><td colspan="2">６．子育て短期支援事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">７．子育て援助活動支援事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">８．一時預かり事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">９．時間外保育事業（延長保育事業）</td></tr>
<tr><td colspan="2">10．病児・病後児保育事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">11．放課後児童健全育成事業（学童保育）</td></tr>
<tr><td colspan="2">12．実費徴収に係る補足給付を行う事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">13．多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">14．子育て世帯訪問支援事業【新規】</td></tr>
<tr><td colspan="2">15．児童育成支援拠点事業【新規】</td></tr>
<tr><td colspan="2">16．親子関係形成支援事業【新規】</td></tr>
<tr><td colspan="2">17．妊婦等包括相談支援事業【新規】</td></tr>
<tr><td colspan="2">18．乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】</td></tr>
<tr><td colspan="2">19．産後ケア事業【新規】</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">仕事・子育て両立支援事業</td><td colspan="2">１．企業主導型保育事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">２．企業主導型ベビーシッター利用者支援事業</td></tr>
<tr><td>現金給付</td><td colspan="2">児童手当等交付金</td><td colspan="2">児童手当法に基づく児童手当</td></tr>
</table>

①子どものための教育・保育給付

幼児期の学校教育と保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。

◆施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」「幼稚園」「認可保育所」等の教育・保育施設です。市町村が保護者に対して施設型給付費を支給することになります。

ただし、施設型給付は、次の２つの給付構成が基本となっています。

１）満３歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

２）満３歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

◆地域型保育給付

定員が 19 人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の４種類から構成されます。

②子育てのための施設等利用給付

施設型給付を受けない幼稚園や認可外保育施設等の教育・保育給付対象外施設の利用者に対し、施設が市町村の確認を受けることを条件に、利用した際に要する費用（施設等利用給付費）を給付します。

③地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

児童福祉法や子ども・子育て支援法等の改正により、新たな事業が追加されており、各事業は交付金の対象となりますが、本市では実情に合わせて独自の施策も展開していきます。

④仕事・子育て両立支援事業

事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大支援や、繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者がベビーシッター派遣サービスを利用するために支援を行います。

第２章　歌志内市における子ども・子育てを取り巻く現状

１　統計データからみた現状と課題

１－１　人口の状況

（１）人口の推移

・総人口は減少傾向にあり、平成７年の 6,867 人から令和 2 年に 2,989 人となり、25 年間で約５割近く減少しています。

・15 歳未満の人口（比率）は、平成７年の 843 人（12.3%）から令和 2 年の 142 人（4.8%）と、25 年間で約８割減少しています。

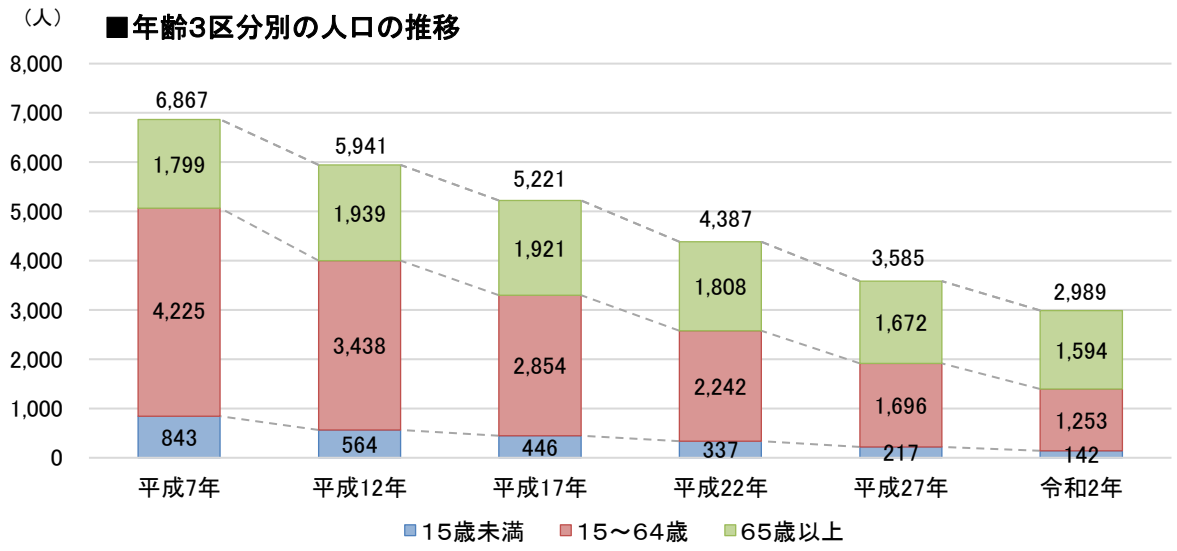

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

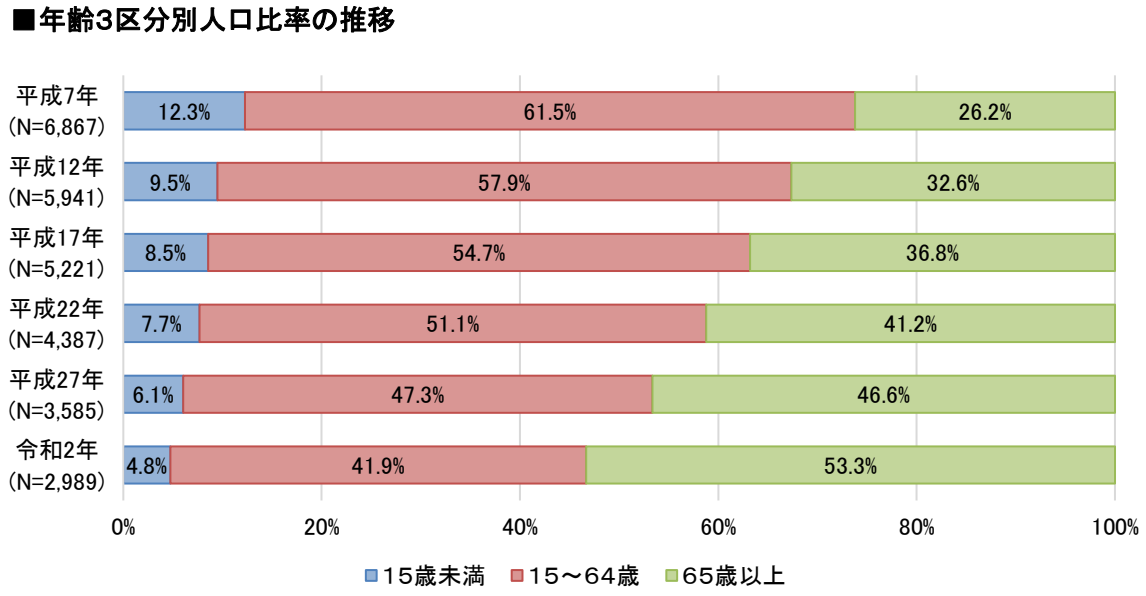

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

（２）出生等の状況

・合計特殊出生率（１人の女性が一生の間に産む子どもの数）の推移をみると、わずかに上昇している年もあるものの低下傾向は変わらず、「平成 30 年～令和 4 年」は 1.16 となり、人口を維持するのに必要な 2.07 を大きく下回っています。

・また、平成 20 年からは北海道平均よりも低い値となっています。

■合計特殊出生率の推移

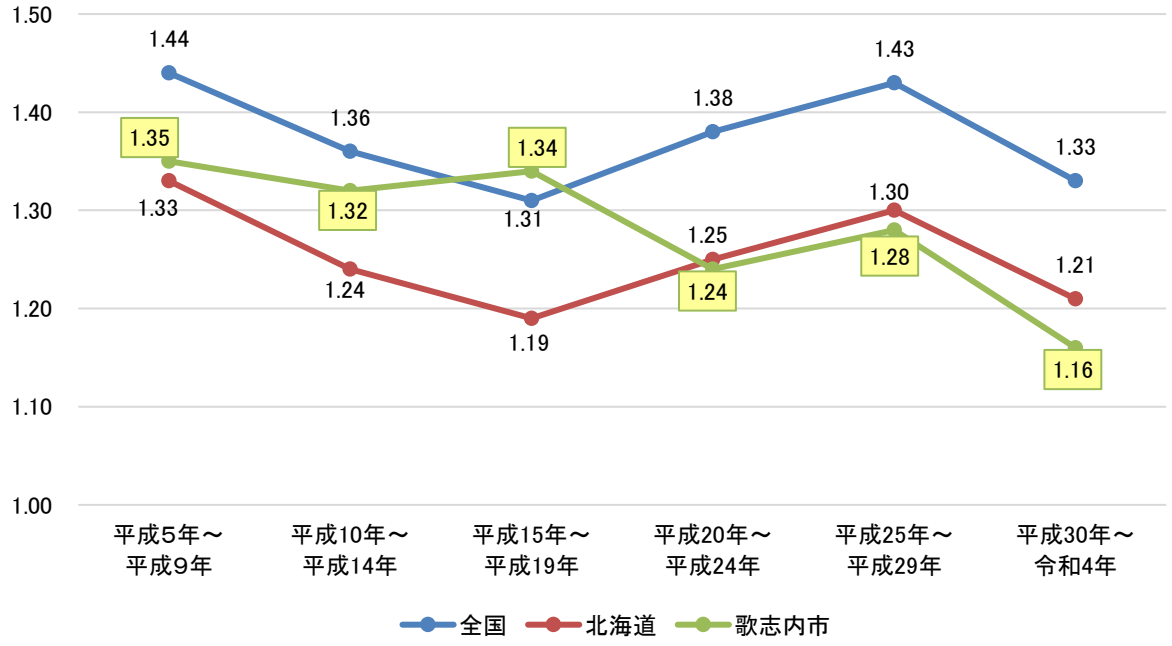

資料：人口動態保健所・市区町村別統計（人口動態統計特殊報告）

（３）将来の人口推計

・国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の人口は減少傾向にあり、令和 32 年には、総人口が 838 人になると推計され、令和２年と比べて 2,151 人（約 72%）減少すると推計されます。

・15 歳未満の人口（比率）は、減少傾向が続き、令和 2 年の 142 人（4.8%）から令和 32 年には 21 人（2.5%）と、30 年間で約 121 人（約 85%）減少すると見込まれます。

■年齢3区分別の人口の推移

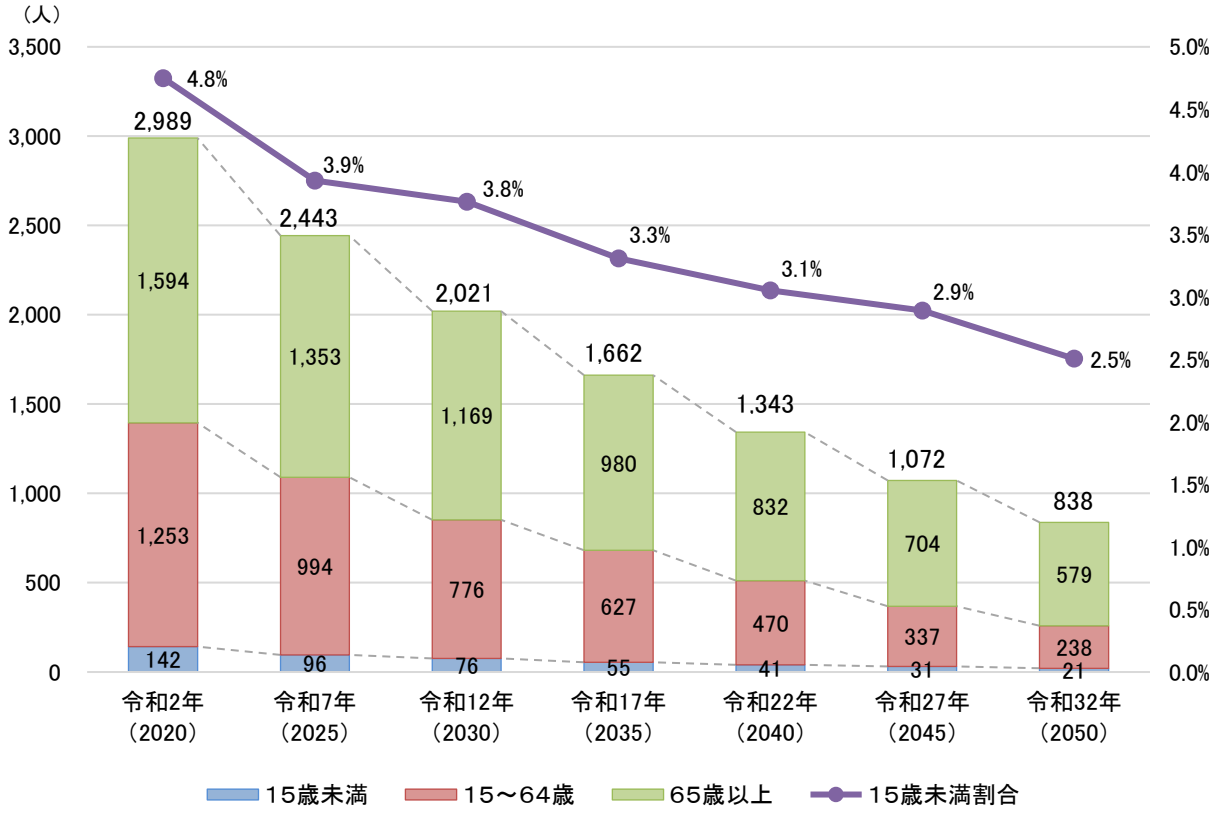

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（令和５年１２月推計）

１－２　世帯の状況

（１）世帯の状況

①一般世帯数の推移

・一般世帯総数は減少が続き、令和２年までの 25 年間で 1,362 世帯減少しています。

・「１世帯当たりの人員」も減少傾向にあり、平成７年には 2.35 人でしたが、令和２年には 1.89 人となっています。

■一般世帯数と平均世帯人員の推移

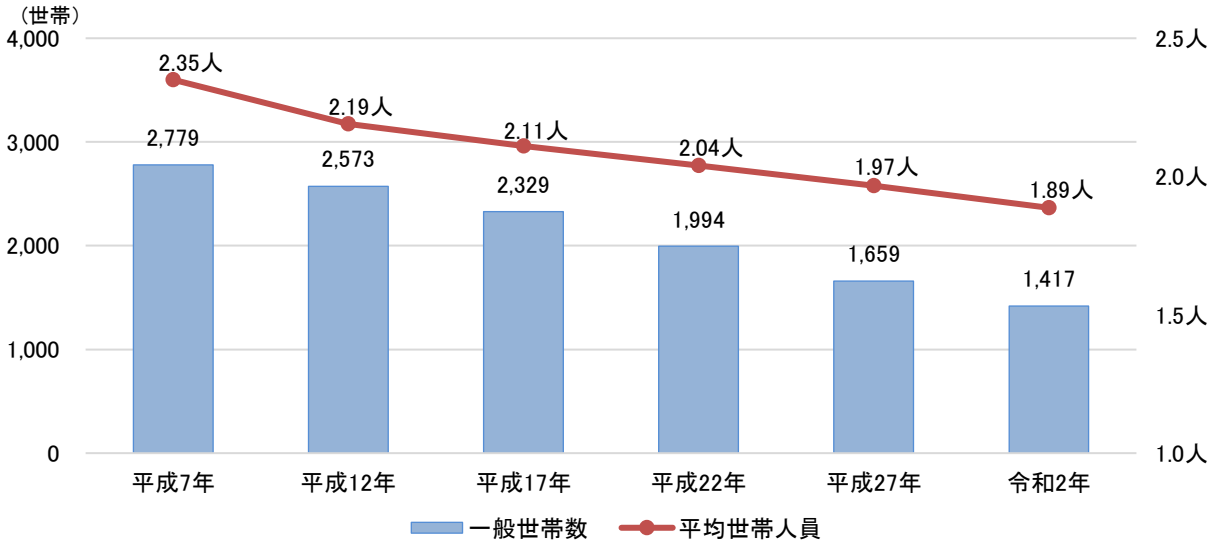

資料：国勢調査（各年 10 月１日現在）

②１８歳未満がいる一般世帯数の推移

・18 歳未満がいる一般世帯についてみると、令和２年現在、「６歳未満がいる一般世帯」は 31 世帯、「18 歳未満がいる一般世帯」は 116 世帯で、ともに減少傾向にあります。

・一般世帯全体における「18 歳未満がいる一般世帯」の割合は、平成７年は 22.9%でしたが、令和２年は 8.2%と、低下しています。

■18歳未満がいる一般世帯数（割合）の推移

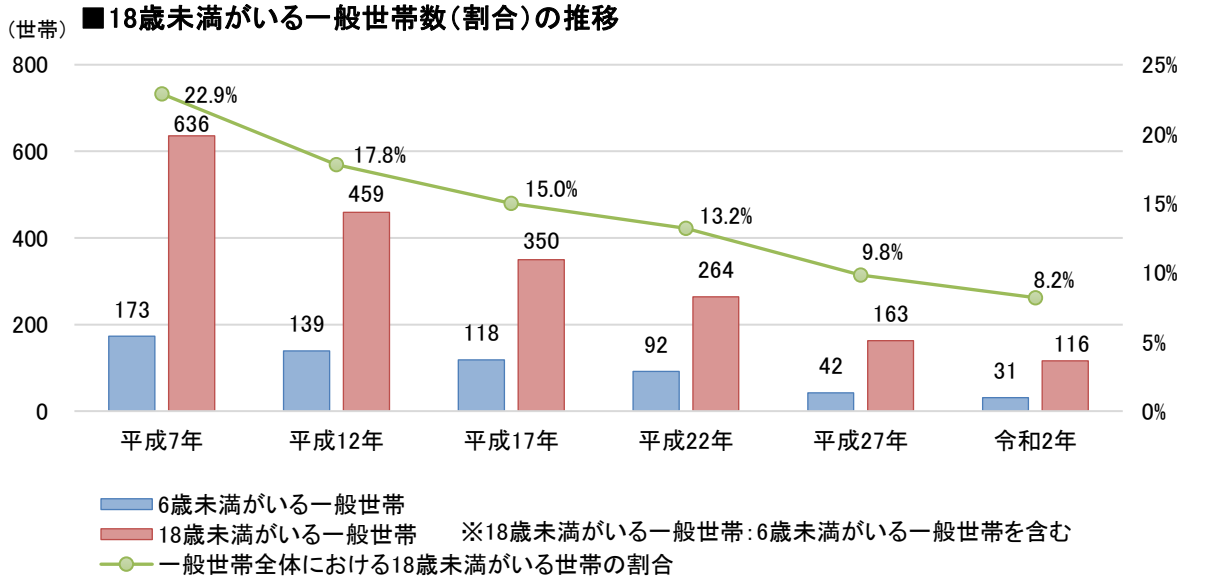

資料：国勢調査（各年 10 月１日現在）

③世帯類型の推移

・18 歳未満がいる一般世帯の世帯類型をみると、「夫婦と子どもの割合は、平成 27 年から令和２年で 8.1%増加しています。

・「ひとり親と子ども」の割合は近年増加傾向にありましたが、令和２年は 13.8%と減少し、北海道平均と比べると低い割合となっています。

■世帯類型（18歳未満がいる一般世帯）

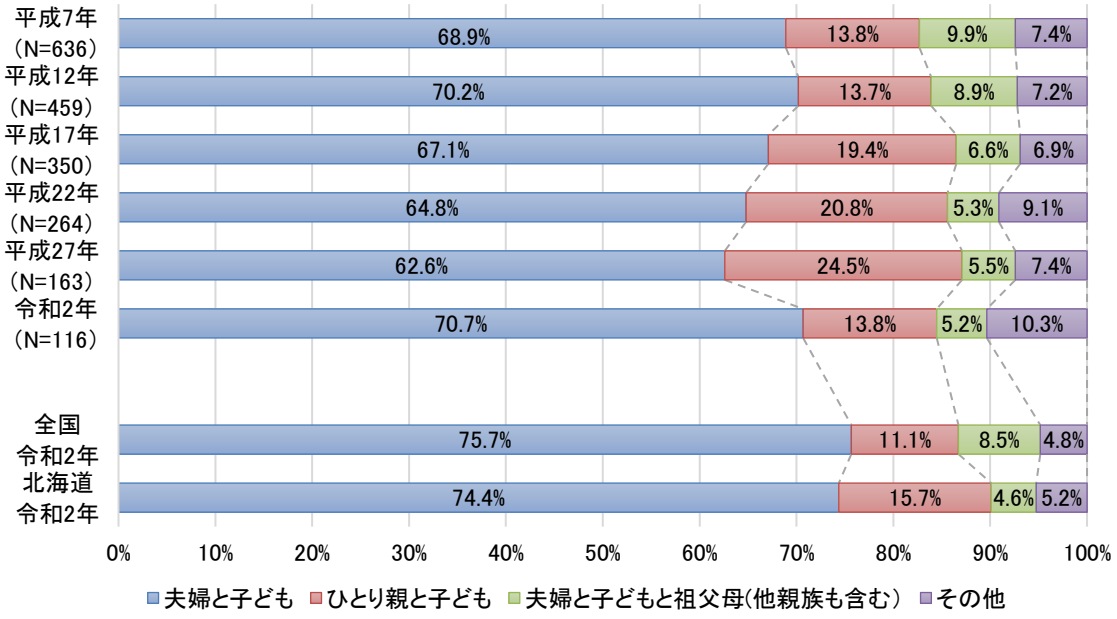

※「ひとり親と子ども」世帯：「男親と子どもから成る世帯」と「女親と子どもから成る世帯」の合計

資料：国勢調査（各年 10 月１日現在）

④ひとり親と子ども世帯の状況

・ひとり親と子ども世帯（18 歳未満がいる一般世帯）は減少傾向にあり、令和２年は「女親と子ども世帯」が 13 世帯、「男親と子ども世帯」が３世帯となっています。

■ひとり親と子ども世帯（18歳未満がいる一般世帯）の推移

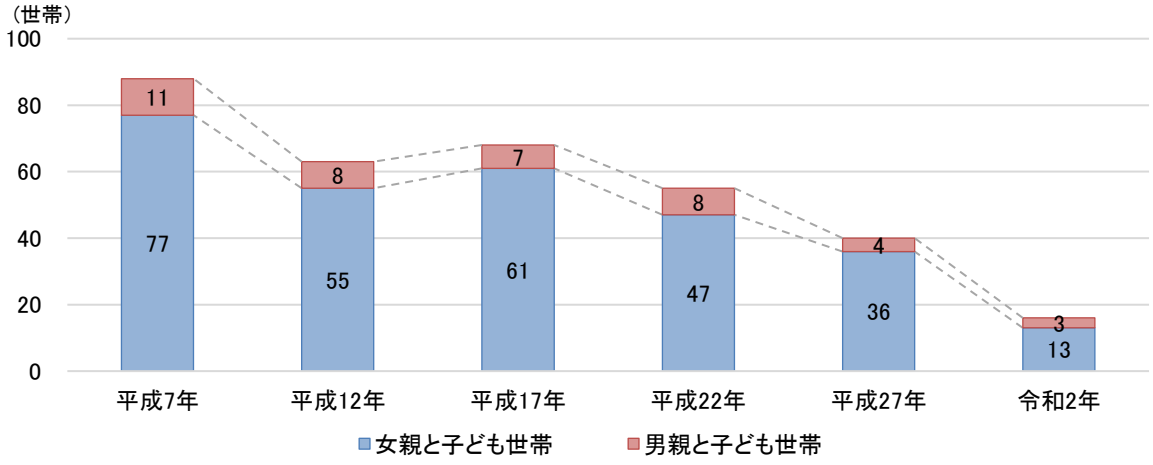

※男親（女親）と子ども世帯：18歳以上の兄弟姉妹が同居している世帯も含む

資料：国勢調査（各年 10 月１日現在）

（２）未婚の状況

・少子化をもたらす背景の一つに晩婚・非婚化があげられますが、35～39 歳の未婚率（まだ結婚をしたことがない人の割合）を男女別でみると、平成７年では男性が 35.2%、女性が 14.7%でしたが、令和２年には男性が５３.３%、女性が 38.8%となっています。

■未婚率の推移　男性（25～39歳）

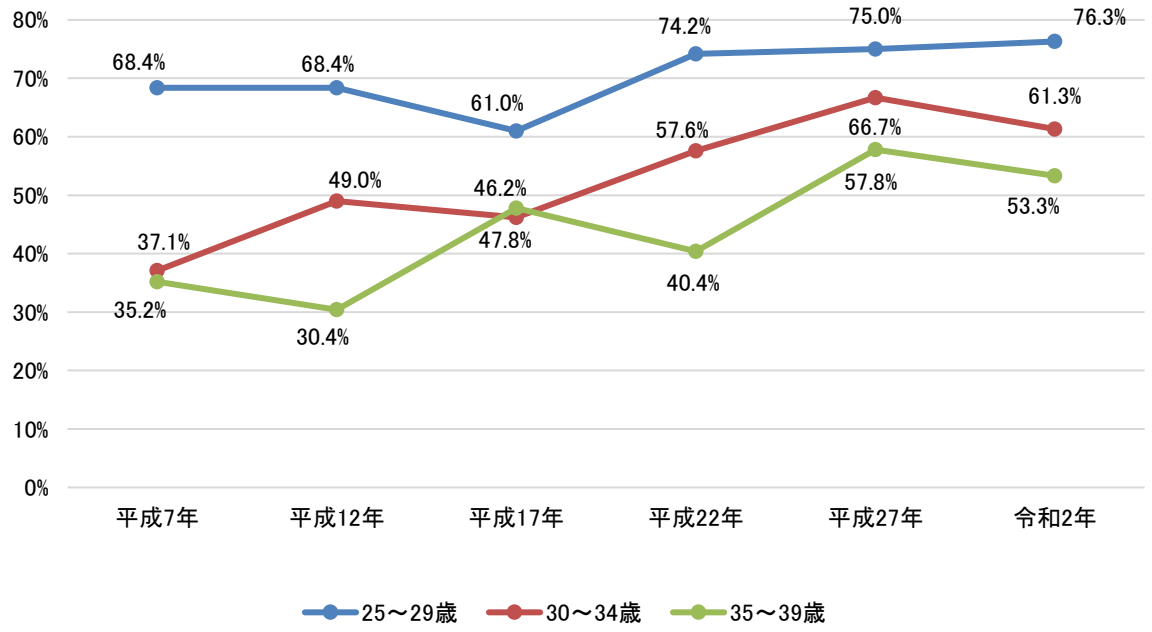

■未婚率の推移　女性（25～39歳）

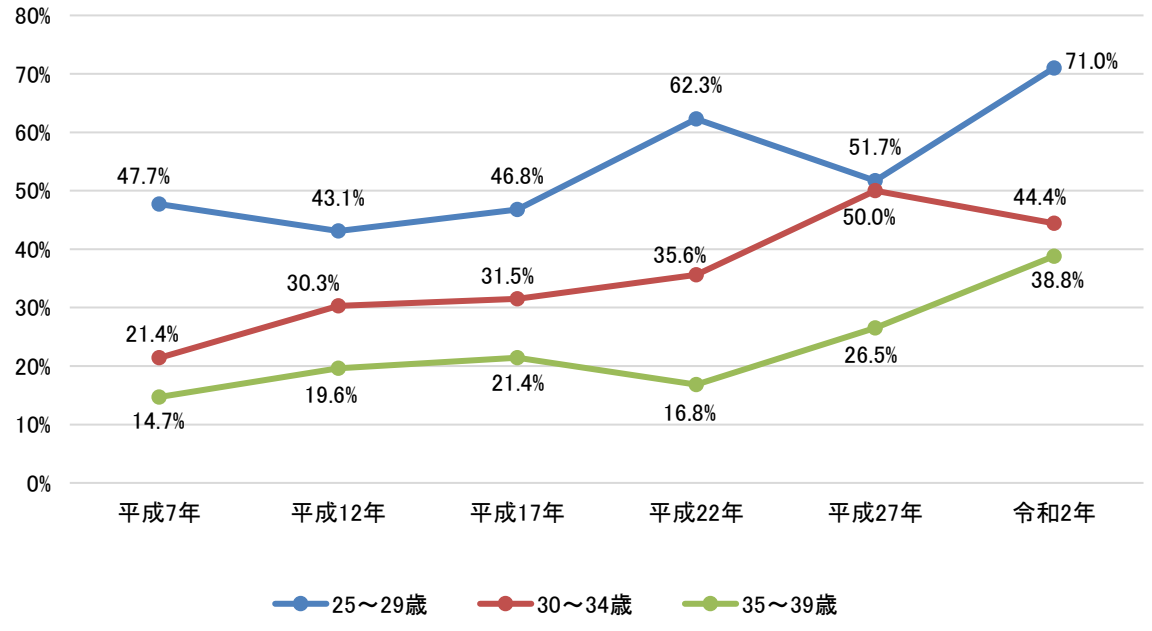

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

１－３　女性の就労状況

・女性の就業率の推移をみると、20～24 歳、30～34 歳は下降傾向にある一方で、25～29 歳は上昇傾向にあります。

・令和 2 年で、全国、北海道平均と比較すると、20～24 歳では本市の方が低い数値となっていますが、25～29 歳では本市の方が高い数値となっています。30～34 歳は同程度となっており、女性の就業率は全体的に年々高い傾向になっています。

■女性就業率（20～24歳）

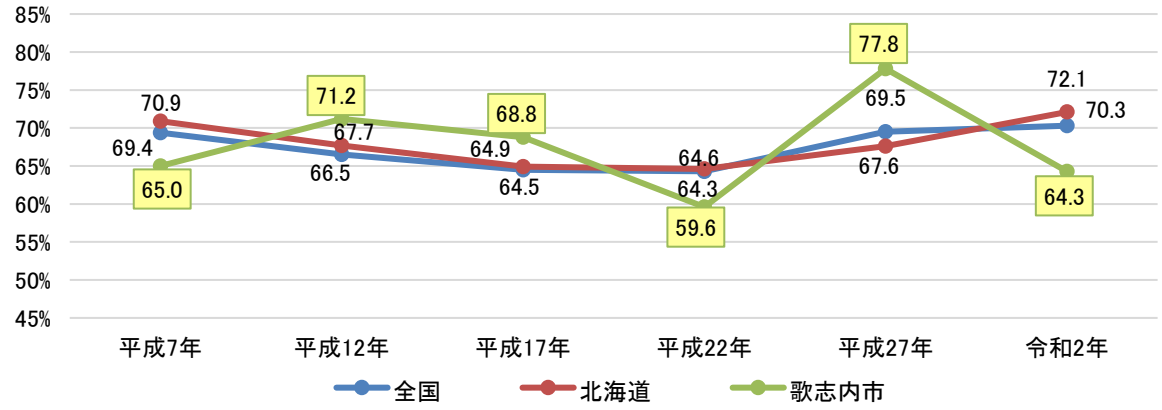

■女性就業率（25～29歳）

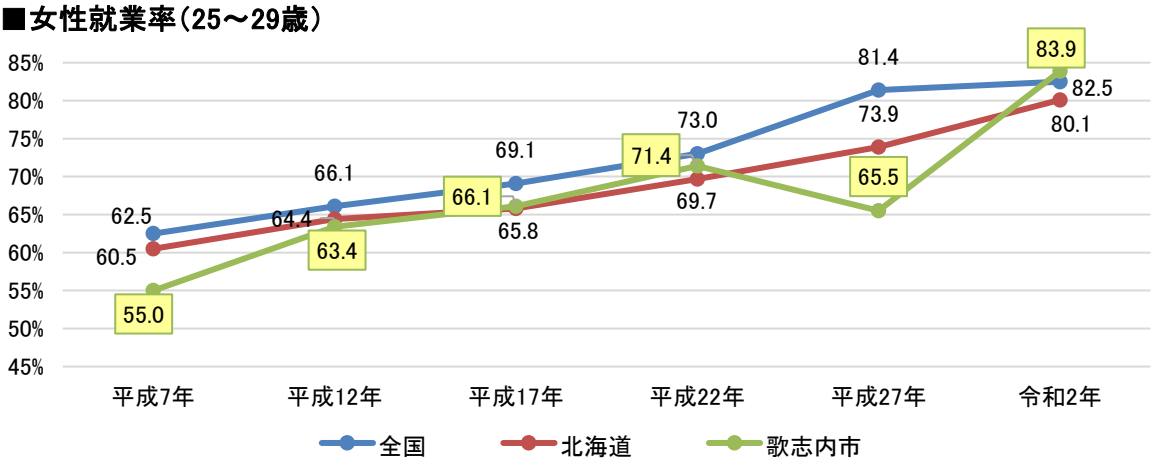

■女性就業率（30～34歳）

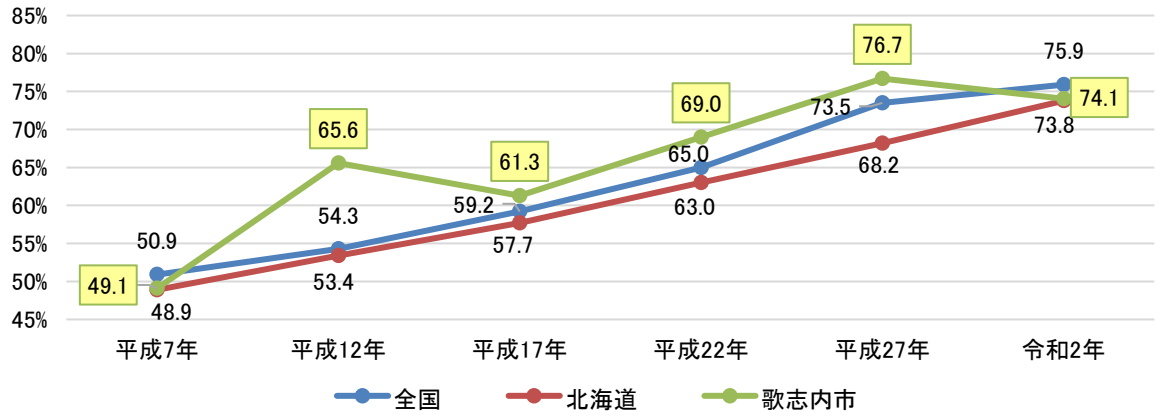

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

２　子ども・子育て支援事業の現状

２－１　子ども・子育て支援事業（教育・保育サービス）の利用の現況

（１）認定こども園

・令和元年から令和６年の利用者数は３０人程度となっています。４５人の利用定員に対する定員比では、６０%から７０%で推移しています。

■認定こども園の利用状況

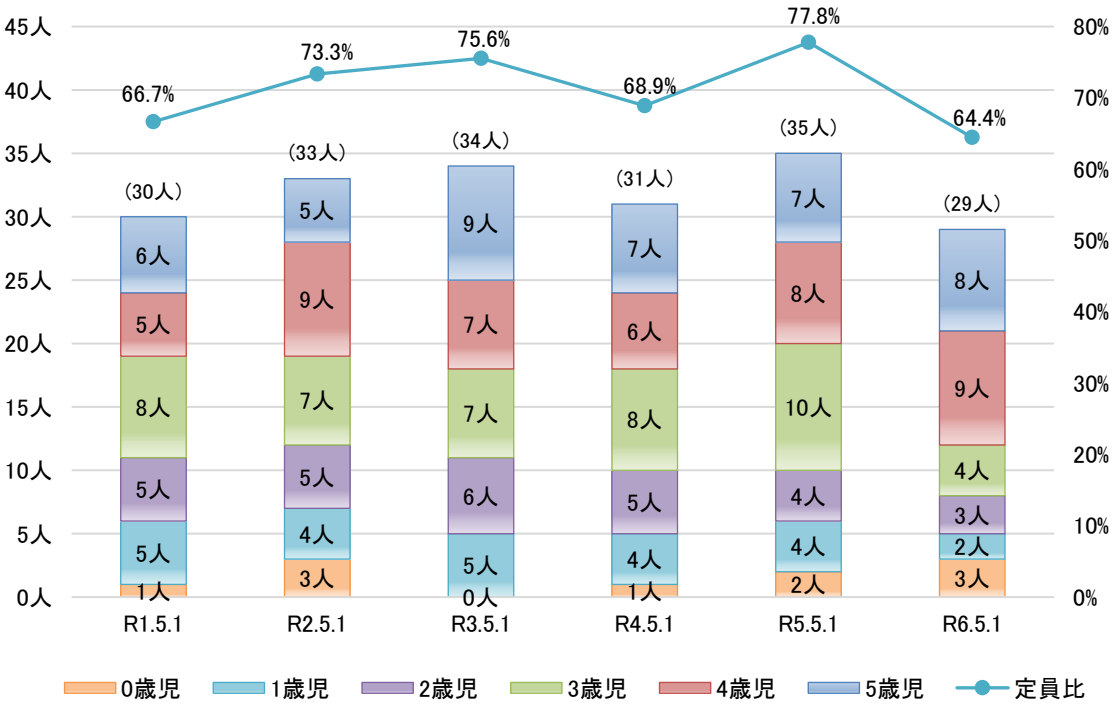

	R1. 5. 1	R2. 5. 1	R3. 5. 1	R4. 5. 1	R5. 5. 1	R6. 5. 1
０歳児	1 人	3 人	0 人	1 人	2 人	3 人
１歳児	5 人	4 人	5 人	4 人	4 人	2 人
２歳児	5 人	5 人	6 人	5 人	4 人	3 人
３歳児	8 人	7 人	7 人	8 人	10 人	4 人
４歳児	5 人	9 人	7 人	6 人	8 人	9 人
５歳児	6 人	5 人	9 人	7 人	7 人	8 人
合　計	30 人	33 人	34 人	31 人	35 人	29 人
定　員	45 人	45 人	45 人	45 人	45 人	45 人
定員比	66. 7%	73. 3%	75. 6%	68. 9%	77. 8%	64. 4%

（２）学童保育

・学童の利用（登録）者数は、10 人程度で推移しています。

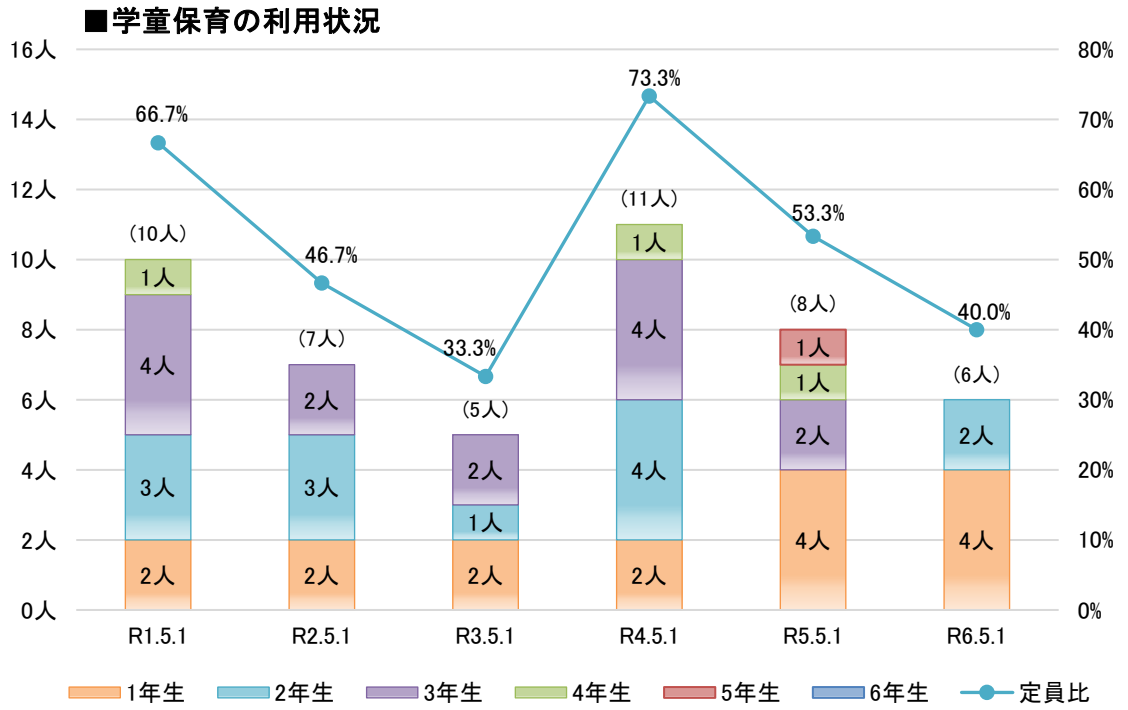

	R1. 5. 1	R2. 5. 1	R3. 5. 1	R4. 5. 1	R5. 5. 1	R6. 5. 1
１年生	2 人	2 人	2 人	2 人	4 人	4 人
２年生	3 人	3 人	1 人	4 人	0 人	2 人
３年生	4 人	2 人	2 人	4 人	2 人	0 人
４年生	1 人	0 人	0 人	1 人	1 人	0 人
５年生	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	0 人
６年生	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
合　計	10 人	7 人	5 人	11 人	8 人	6 人
定　員	15 人	15 人	15 人	15 人	15 人	15 人
定員比	66. 7%	46. 7%	33. 3%	73. 3%	53. 3%	40. 0%

（３）就学児童

・就学児童も年々減少傾向にあり、令和６年度は 35 人と、令和元年度から４割以上減少しています。

■就学児童の状況

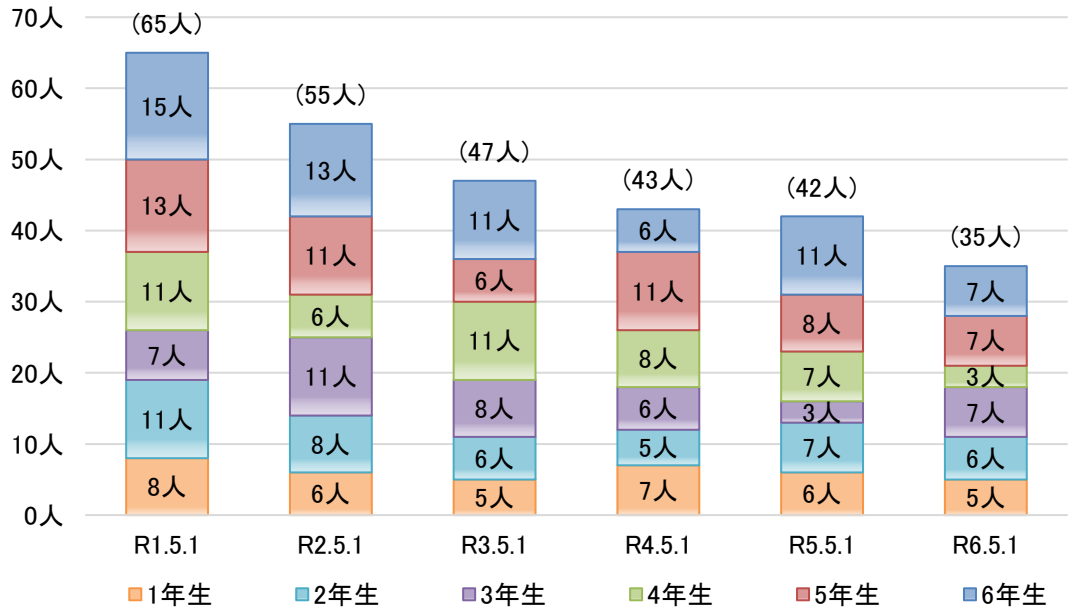

（４）児童人口

・児童人口も年々減少傾向にあり、令和６年度は８０人と、令和元年度から３割近く減少しています。特に９～１１歳児は、令和６年度１７人と令和元年度から６割近く減少しています。

■児童人口（0歳～11歳）の年齢区分別推移

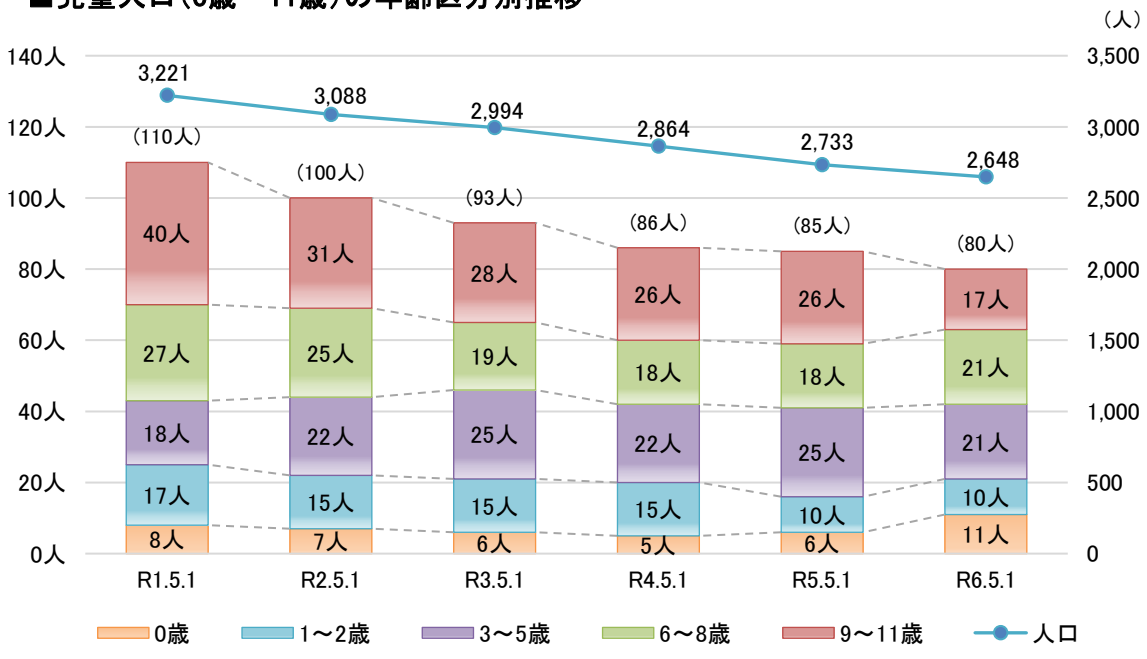

３　第２期計画の評価

３－１　第２期計画の進捗状況

第２期歌志内市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について、施策・具体的事業ごとに、次の４段階で評価を実施しました。

評価	A→順調に進んでいる	B→ある程度進んでいる
	C→あまり進んでいない	D→進んでいない

【目標１　地域で子育てサービスを上手に活用できるまちづくり】

施　策	具体的事業	内　容	評価
１ 多様な子育て支援サービスの充実	１ 乳児保育事業	教育・保育給付の充実を図る	A
	２ 延長保育事業	保育サービス需要の把握に努めながら、実施する	A
	３ 一時預かり事業	アンケート調査で一定のニーズがあったため、認定こども園で引き続き実施し、幼稚園型以外については、今後の状況をみながら検討する	A
	４ 病児・病後児保育事業	アンケート調査で若干のニーズがあったものの、市単独では困難なため、広域連携を検討する	C
	５ 子育て短期支援事業	アンケート調査で若干のニーズはあったものの、市内には施設がないことから、利用希望時には他市町村施設での受け入れについて検討を行う	C
	６ 子育て援助活動支援事業	現在、事業実施に協力できる子育てサークルがないため、今後、援助を行う提供会員確保できるか検討する	C
２ 幼児期の学校教育の充実	１ 幼児期の学校教育の充実	認定こども園において、子どもたちに質の高い教育を提供するため、保育教諭の研修への参加や関係会議などの開催を進める	A
３ 親子相互のふれあい・地域交流の促進	１ あおぞらDAY 子ども園開放日	子育て拠点である認定こども園に対する理解を深め、親子ともに通園に向けた準備、悩みやストレスを相談できる関係づくりを支援する	A
	２ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	認定こども園に併設し、整備をしたため、今後の事業展開の中で充実を図る	B
	３ 児童公園・チビッコ広場の環境整備	草刈り管理など利用実態に応じて整備を進める	B
４ 子育て情報の提供、相談体制の充実	１ 利用者支援事業	専門職員を配置するまでの需要が見込めないため実施を見送り、現行体制の中で利用者支援を充実させる	B
	２ ブックスタート事業の推進（読み聞かせ等）	ブックスタート事業の継続実施	B
	３ 家庭教育だより発行	「早寝早起き朝ごはん」等啓発資料を継続配布する	B
	４ 乳幼児相談	相談しやすい体制を継続するとともに、相談窓口等のＰＲを行う	A
	５ 家庭訪問	随時訪問し、支援を実施する	A

【目標２　子育てと社会参加の両立ができるまちづくり】

施　策	具体的事業	内　容	評価
１ 放課後児童対策等の充実	１ 児童館・児童センター	児童厚生員を配置し、遊び体験を通して、思いやりの心やルールなどの指導を行う	A
	２ 放課後児童健全育成事業（学童保育）	放課後や夏休みなどで家庭に代わる生活の場を提供する	A
２ ひとり親家庭等の自立支援	１ 母子自立支援員による相談・指導	社会的自立に必要な相談や指導を行う（現在は母子自立支援員は設置せず、市職員が相談を受けている）	B
	２ 児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等となった子どもの生活の安定と自立の促進に寄与する	A

【目標３　母と子が元気に暮らせるまちづくり】

施　策	具体的事業	内　容	評価
１ 妊娠・産褥期の健康管理の支援	１ 母子健康手帳交付	母子健康手帳を交付し、有効活用できるよう説明を行う	A
	２ 妊婦面接指導	妊婦に面接指導を実施し、必要な情報提供や各種相談に応じる	A
	３ 禁煙指導	妊婦面接時に本人や同居家族の喫煙状況を確認し、禁煙指導を行う	B
	４ 妊婦健康診査（受診券交付）	妊婦健康診査の助成を行う（一般健康診査受診票 14 枚、超音波受診票 14 枚交付）	A
	５ 妊婦歯科健診	口腔内の健康の保持・増進と疾病の早期発見を図り、歯周病が胎児に及ぼす悪影響により起こり得る、早産や低体重児出産を予防し、健康で安全な出産を促す	B
	６ 任意予防接種	季節性インフルエンザの感染予防と重症化予防を図り、経済的負担を軽減するため、妊婦を対象に令和 2 年度から自己負担無料で実施する	B
	７ 妊婦訪問	保健師や管理栄養士が家庭を訪問し、妊娠中の望ましい過ごし方や食事、出産及び育児に必要な準備等情報提供や各種相談に応じる	A
	８ 新生児・産婦訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）	保健師が家庭を訪問し、育児相談及び子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行う	A
	９ 養育支援訪問事業等	要保護児童対策地域協議会の関係機関と保健師を中心に日常業務の中で情報を共有し、連携して養育支援を行う	C
	10 特定・一般不妊治療費助成事業	不妊治療に係る経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療費や一般不妊治療費の一部助成を行う	A
２ 子どもの健康管理の支援	１ 家庭訪問	乳幼児相談や幼児健診の未受診児及び経過観察が必要な児等、訪問による支援が必要な場合、保健師や管理栄養士が家庭を訪問する	A
	２ 乳幼児相談	乳幼児の身体計測・生活指導・栄養指導・歯科指導のほか、各種相談に応じる	A

	３ 幼児健康診査	１歳６か月児、３歳児を対象に身体計測・生活指導・栄養指導・歯科指導・歯科診察・内科診察・尿検査・視聴覚検査のほか、各種相談に応じる。また、未受診児は訪問などにより全児の状況を確認する	A
	４ 歯科健診・フッ素塗布	歯科健診のほか、ブラッシング指導やう歯予防のための生活指導、希望者にフッ素塗布を実施する	B
	５ フッ化物洗口	就学児童（１年生～６年生）及び４歳以上の認定こども園入園児で保護者の同意が得られた児童等にフッ化物洗口を実施する	A
	６ 定期予防接種	感染症予防のため、適切な時期に予防接種が実施できるよう支援を実施するとともに、経済的な負担を軽減するため自己負担無料で実施する	A
	７ 任意予防接種	季節性インフルエンザの感染予防と重症化予防のため、１歳から高校生を対象に自己負担無料で実施する	A
	８ 子ども医療費助成事業	18歳に到達する日以後の最初の３月31日までの子どもを対象に医療費を助成する	A
３ 食育の推進	１ 離乳食教室	乳幼児相談に来所した 3～4か月児の保護者に、月齢や発達に応じた離乳食を指導する（現在は教室ではなく個別に説明を実施している）	A
	２ 乳幼児相談・幼児健診（栄養相談）	乳幼児相談、幼児健診において、対象児の食生活について栄養相談を実施する。また、必要に応じて訪問栄養相談も実施する	A
	３ 親子ふれあい料理教室	就学児童と保護者を対象に、作ることや食べることの楽しさを体験し、食に興味を持つことを目的に調理実習とミニ学習を食生活改善推進協議会と共催で開催する	A
	４ 妊婦食事アンケート	母子健康手帳を交付した妊婦及び転入妊婦に食事アンケートを行い、その結果に基づき栄養指導を実施する	B
	５ 子どもの食育事業	認定こども園の親子を対象に、食育講話や手作りおやつの試食、レシピ提供等を食生活改善推進協議会と共催で開催する	A

【目標４　子どもたちが守られ、安全なまちづくり】

施　策	具体的事業	内　容	評価
１ 良好な生活環境の整備	１ 住生活基本計画の策定及び公営住宅等長寿命化計画の推進	子育て環境に配慮した市営住宅を整備し、働く世代が暮らしやすい住環境の整備を進める	B
２ 交通安全教育の推進	１ 交通安全教育	交通安全教室の開催や新入学児童・入園時への交通安全グッズを配布する	A
３ 犯罪等の被害から守るための地域活動の推進	１ 防犯協会活動支援	防犯協会事務局として、地域防犯活動の支援を行う	A
	２ 子ども 110 番	商店・事業所等への協力依頼をするなど、設置促進及び啓発活動を推進する	B
	３ 社会を明るくする運動	市内イベント（市民まつり）での啓蒙用チラシ配布等「社会を明るくする運動」を推進する	B

	４ 青少年センター活動支援	イベント等（市民まつり、盆踊り、なまはげ祭り）における巡回パトロールを実施する	A

【目標５　子どもの個性や権利が尊重されるまちづくり】

施　策	具体的事業	内　容	評価
１ 子どもの権利・意見の尊重	１ 児童の権利に関する条約の普及・啓発	児童の権利に関する条約の普及・啓発に向けて、ポスター・チラシを配布し普及・啓発活動を推進する	B
２ 児童虐待防止対策の充実	１ 歌志内市子育て支援ネットワーク協議会	地域関係機関相互のネットワーク型の援助方式により、緊急の課題・事例に対応し、児童の健全育成を推進する	B
３ 障がいのある児童への支援の充実	１ 早期療養相談・指導等の充実	健診等で幼児期における心身の障がいの早期発見に努めるとともに、療育相談・指導の充実、早期療養の重要性の啓発を進める。 また、認定こども園、義務教育学校、保健師等との連携による就学相談の充実を図る	B
	２ 障がい児に関する諸制度の周知徹底と相談の充実	関係機関と連携し、障がい児の支援に関する諸制度の周知徹底と相談の充実に努める	B
	３ 国の制度に対応した円滑なサービスの提供	児童発達支援、放課後等デイサービス事業等の利用を支援するとともに、国制度の見直し等に対応した円滑なサービス提供を図る	A
	４ 巡回児童相談	子どもの養護・障がい・非行・育成などに関する相談を身近な場で行えるよう、回数や時期などについて児童相談所と十分な協議を行い、年間計画を策定のうえ実施する	A

【評価結果】

評価区分	項目数
A（順調に進んでいる）	３２項目
B（ある程度進んでいる）	１８項目
C（あまり進んでいない）	４項目
D（進んでいない）	０項目
合　計	５４項目

３－２　課題のまとめ

「３－１　第２期計画の進捗状況」による評価の結果、おおむね順調と判断される「A」、「B」評価の割合は、92.6%（50 項目）でした。

あまり進んでいない「C」評価は４項目で、人口規模や利用ニーズの量的問題、民間事業者の未参入などの要因により引き続き検討を要する事項でした。

これらの課題を整理し第３期計画へ反映していくこととなりますが、基本目標と施策については第２期計画を踏襲することとします。

第３章　子ども・子育て支援の基本的な考え方

１　将来像・基本目標

子ども・子育て支援の将来像や基本目標については、第２期計画で掲げた内容を継承しつつ、引き続き「子ども」、「保護者」、「地域」の視点から総合的な取り組みを進めていきます。

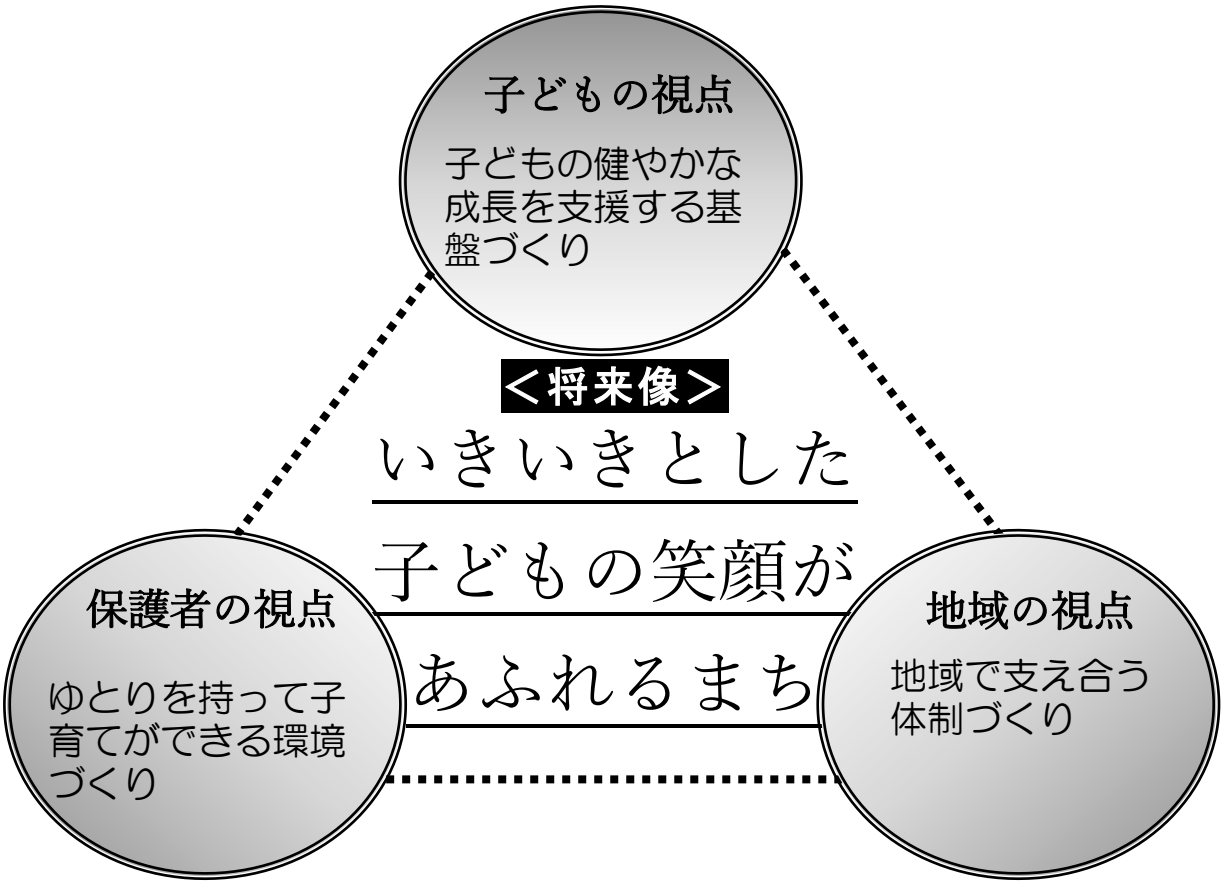

子どもの視点：子どもの健やかな成長を支援する基盤づくり

次代を担う子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮し、子どもの健全育成のための取り組みを進めます。

保護者の視点：ゆとりを持って子育てができる環境づくり

保護者が心身ともにゆとりを持って子育てができ、子どもが健やかに育つことができる環境づくりのための取り組みを進めます。

地域の視点：地域で支え合う体制づくり

家庭、地域、関係団体、行政等が、それぞれの責務を担いながら、連携や協力を図り、子どもと家庭を地域で支え合う体制づくりを進めます。

２　施策の体系

いきいきとした子どもの笑顔があふれるまち

- 目標１　地域で子育てサービスを上手に活用できるまちづくり
  - １－１　多様な子育て支援サービスの充実
  - １－２　幼児期の教育・保育の充実
  - １－３　親子相互のふれあい・地域交流の促進
  - １－４　子育て情報の提供、相談体制の充実
- 目標２　子育てと社会参加の両立ができるまちづくり
  - ２－１　放課後児童対策等の充実
  - ２－２　ひとり親家庭等の自立支援
- 目標３　母と子が元気に暮らせるまちづくり
  - ３－１　妊娠期・産後の育児期の健康管理の支援
  - ３－２　子どもの健康管理の支援
  - ３－３　食育の推進
- 目標４　子どもたちが守られ、安全なまちづくり
  - ４－１　良好な生活環境の整備
  - ４－２　交通安全教育の推進
  - ４－３　犯罪等の被害から守るための地域活動の推進
- 目標５　子どもの個性や権利が尊重されるまちづくり
  - ５－１　子どもの権利・意見の尊重
  - ５－２　児童虐待防止対策の充実
  - ５－３　障がいのある児童への支援の充実
- 目標６　子どもの未来を応援できるまちづくり【子どもの貧困対策計画】
  - ６－１　子どもの貧困対策の推進

第４章　子ども・子育て施策の展開

目標１　地域で子育てサービスを上手に活用できるまちづくり

我が国では、令和５年１２月２２日に「こども未来戦略」が発出され、新たな事業の創設など人口減少、少子化対策に向けて急いで取り組みが行われています。

子育て家庭が、保育サービスを上手に活用できるまちにするために、認定こども園をはじめとした各種保育サービスの充実を図ります。

また、サービスを必要としている人との橋渡しをするために、各種相談、わかりやすい情報の提供のさらなる充実を図ります。

一方、子育て家庭が地域で安心して生活できるようにするためには、公的なサービスのみでは対応できない点も少なくないことから、市民の力を活用した子育て支援体制を推進します。

さらに、子育てをしている方同士での交流等を通じての子育ての悩みの解決、地域の子育て経験者による助言や手助けなど、地域の子育てネットワークづくりを促進していきます。

１－１　多様な子育て支援サービスの充実

保育を必要とする保護者のニーズに対応するために、保育サービスの多様化を推進します。

具体的事業	取り組みの内容
乳児保育事業	子ども・子育て支援制度の基本でもある「子どものための教育・保育給付」の充実を図ります。
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） ★P.49	子ども・子育て支援制度の新事業として、令和8年度より全国で実施予定の事業で、保育施設等を利用していない2歳までの未就園児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる制度です。令和8年度からの事業実施に向けて、必要な受け入れができるよう、実施体制の確保に努めます。
延長保育事業 ★P.46	認定こども園は、午前7時 30 分から午後6時 30 分まで開園しています。 就労形態や生活時間帯の多様化に伴い、保育時間の変更・延長等の柔軟な対応が求められていることから、安心して子どもを預けて働くことができる環境をつくり、子育て家庭の経済的自立を促進するため、保育サービス需要の把握に努めながら実施いたします。
一時預かり事業 ★P.46	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。 アンケート調査においても一定のニーズがあることから、幼稚園型については認定こども園で引き続き実施し、幼稚園型以外については、今後の状況をみながら検討を行っていくこととします。
病児・病後児保育事業 ★P.46	病児・病後児保育事業は、地域の児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。 若干のニーズはあるものの、市単独では困難であることから広域連携を検討します。

子育て短期支援事業 ★P.45	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う養育・保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ）が該当します。 アンケート調査にて若干のニーズはありましたが、市内には施設がないことから、利用希望時には他市町村施設での受け入れについて検討を行います。
子育て援助活動支援事業 ★P.45	児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。 事業の実施にあたり協力をお願いできる子育てサークル等がなく、実際に援助を行う提供会員の不足が懸念されることから、今後ファミリー・サポート・センターを実施する際、援助を行う提供会員が確保できるかを検討していきます。

※「★」は、子ども・子育て支援制度に基づく関連事業のうち具体的なニーズ量やその確保策を定めるもの。
具体的な目標設定等については、第５章に記載。以下、同様。

１－２　幼児期の教育・保育の充実

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期です。

子どもたちの豊かな人間関係の構築、多様な活動機会の充実を図るために、質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、今後も認定こども園にて教育と保育の一体的な提供と運営の充実を図ります。

また、質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、施設設備の良質な環境の確保と、保育教諭など子どもの育ちを支えるものの待遇改善や、専門性や経験が重要となり、研修等への参加など人材育成に取り組んでいきます。

具体的事業	取り組みの内容
幼児期の教育・保育の充実	認定こども園において、子どもたちに質の高い教育と保育を提供するため、保育教諭の研修への参加や、関係会議などの開催を進めていきます。 また、必要に応じて職員の現場の負担軽減や職員配置の改善などを行っていきます。

１－３　親子相互のふれあい・地域交流の促進

子育てに対する不安の解消と負担感の緩和を図るため、認定こども園で、未就園児が通園している子どもたちと一緒に遊ぶ「あおぞら DAY」を毎月開催し、子育て拠点である認定こども園に対する理解を深め、親子相互のふれあい・交流を促進します。

また、広場や屋内施設など子どもの遊び場の充実を期待する声が多いことから、チビッコ広場等の整備について検討を進めます。

具体的事業	取り組みの内容
あおぞら DAY	認定こども園で、未就園児が通園している子どもたちと一緒に遊ぶ「あおぞら DAY」を毎月開催します。 これらを通して、子育て拠点である認定こども園に対する理解を深め、親子ともに通園に向けた準備、悩みやストレスを相談できる関係づくりを支援します。
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター） ★P.44	公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施するものです。 基本的な事業として、①交流の場の提供・交流促進、②子育てに関する相談・援助、③地域の子育て関連情報提供、④子育て及び子育て支援に関する講習等があります。 本市においては、認定こども園に併設し整備をしており、今後の事業展開の中で充実を図ることとします。
児童公園・チビッコ広場の環境整備	市内には、教育委員会所管の児童公園及びチビッコ広場等が5か所、公営・改良住宅敷地内のチビッコ広場などが9か所あります。 草刈りの管理など利用実態に応じて整備を進めます。

１－４　子育て情報の提供、相談体制の充実

（１）子育て関連情報の提供と利用支援の充実

子育て期間においては、子どもの成長にあわせて様々な施設や地域の子育て支援事業などを利用する必要があることから、子どもや保護者が必要な支援を選択して円滑に利用できるように相談体制を整えます。

また、家庭教育だよりの発行、子育てに関する基本的な情報や行政サービスをまとめた子育て支援ガイドブックの配布など、保護者が必要とする正確な子育て情報の提供を実施します。

具体的事業	取り組みの内容
利用者支援事業 ★P.44	子ども・子育て支援制度に基づく事業で、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行い、円滑に利用できるよう支援するものです。 本市においては、令和8年度よりすべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行う「こども家庭センター」の設置を目指しており、本事業においても「こども家庭センター型」として実施をします。 令和7年度までは現行の体制の中で利用者支援を充実させることとします。
ブックスタート事業（読み聞かせ等）の推進	ブックスタート事業（乳児とその保護者を対象に絵本の開き読み、絵本の案内、絵本セットの配布）を継続します。
家庭教育だより発行	子どもの基本的生活習慣づくりや体力向上などの取り組みのため、リーフレット「早寝早起き朝ごはん」等啓発資料の配布を継続します。
親子健康カレンダーの配布	乳幼児相談や予防接種等の日程を記載したカレンダーを配布します。
子育て応援ガイドブックの配布	子育てに関する行政サービス等をまとめたガイドブックを配布します。

（２）子育て相談の充実

子育て中の保護者は、子どもの病気や発育・発達、栄養、教育や経済的な問題など様々な不安や負担を感じており、身近に相談相手がいない場合は、育児に対する悩み・ストレスも深まりやすいことから、育児不安や負担を解消し、安心して子育てができるよう、保健・福祉・教育など関係機関の連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

具体的事業	取り組みの内容
乳幼児相談	3～4か月・7～8か月・10～11 か月・24～25 か月・その他の児を対象に、各種相談に応じるほか、身体計測・生活指導・栄養指導・歯科指導を実施しています。 また、電話相談も随時対応しており、必要に応じて訪問での相談も行います。 いつでも気軽に相談しやすい体制を継続するとともに、相談窓口等の PR を行います。
家庭訪問	新生児・健診未受診児・その他必要な者に、随時訪問し支援を実施します。
妊婦等包括相談支援事業 ★P.48	妊婦やその配偶者等に寄り添い、妊娠時から、出産や育児などの見通しを立てるための面談や情報発信を行うとともに、必要な支援につなぐ情報提供や相談（伴走型相談支援）などを行います。

目標２　子育てと社会参加の両立ができるまちづくり

近年の少子化の背景の一因には、仕事と子育ての両立の難しさや、家事・育児の負担が依然として女性に偏っている状況、子育ての孤立感や不安感、負担感などがあると言われています。

全国的にも共働き世帯が増加する中、本市においても調査結果から保護者の就業継続や就業希望が高い傾向にありました。

仕事と家庭を両立することができ、仕事の質、生活の質の両方をより高めることを目指す取り組みのワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を目指し、職場での働き方や、家庭での役割分担を選択できる環境の整備と意識の醸成を図るため、北海道、地域の企業、労働者団体と連携しながら、地域の実情に応じた取り組みを進めていきます。

また、学齢期の児童が安全・安心に過ごせる場所の環境整備に努め、仕事と両立して安心して子どもを育てられる環境づくりを進めます。

２－１　放課後児童対策等の充実

核家族化や共働き世帯の増加などにより、子どもたちが放課後や休日に安全かつ健やかに過ごす場所が必要とされていることから、子どもを預けた保護者が安心して働くことができるよう、児童館等の運営・環境整備及び学童保育事業により、下校後の家庭に保護者がいない児童への生活指導を実施するなど、放課後児童対策等の充実を図ります。

具体的事業	取り組みの内容
児童館・児童センター	学年の異なる子どもたちが一緒に遊ぶ体験などを通して、思いやりの心やルールなどを楽しく学ぶところです。施設には児童厚生員が配置され、子どもたちの指導を行います。
放課後児童健全育成事業（学童保育） ★P.47	共働き家庭や母子・父子家庭の義務教育学校１～３年生の児童を（定員の範囲内において４～６年生も）対象に、放課後や夏休みなどに、家庭に代わる生活の場を提供します。

２－２　ひとり親家庭等の自立支援

母子・父子家庭などのひとり親家庭は、経済的・社会的に不安定な状態におかれることも多いため、安心して子育てするための支援が必要とされています。

ひとり親家庭の生活不安を解消して自立を促進するため、母子自立支援のための相談・指導や児童扶養手当の支給など、生活の実態に応じたきめ細かな対策により、ひとり親家庭の自立支援を推進します。

具体的事業	取り組みの内容
母子自立支援のための相談・指導	離婚や死別など、諸般の事情で母子家庭・寡婦となってしまった人の実情を把握し、社会的自立に必要な相談や指導を行います。
児童扶養手当の支給	父母の離婚などで、ひとり親家庭等となった子どもの生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図るための手当を支給します。

目標３　母と子が元気に暮らせるまちづくり

少子化の進行や家族・地域の社会構造の変化により、妊娠・出産・育児に対する母親の様々な不安や悩みが増加しています。

このため、安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう、子どもと母親の健康の増進に取り組んでいきます。

また、子どもの食の問題の多様化・深刻化は、子どもの将来の健康への影響が懸念されることから、一人ひとりの子どもの“食べる力”を豊かに育むための施策を推進していきます。

３－１　妊娠期・産後の育児期の健康管理の支援

すべての子どもが心身ともに健やかに生まれ育つためには、妊産婦自身が良好な日常生活を送り、健康な状態で子を産み育てていくことが重要であることから、妊娠・出産に関わる知識の普及啓発や、妊娠初期からの保健指導の実施による健康管理を支援します。

具体的事業	取り組みの内容
母子健康手帳交付	妊娠した者に母子健康手帳を交付し、また、有効活用できるように説明を行います。
妊婦面接指導	母子健康手帳を交付した妊婦及び転入してきた妊婦に面接指導を実施し、必要な情報提供や各種相談に応じます。
妊婦等包括相談支援事業（再掲） ★P.48	妊婦やその配偶者等に寄り添い、妊娠時から、出産や育児などの見通しを立てるため面談や情報発信を行うとともに、必要な支援につなぐ情報提供や相談（伴走型相談支援）などを行います。
禁煙指導	妊婦面接時、本人や同居家族の喫煙状況を確認し、禁煙の指導を行います。
妊婦健康診査（妊婦健康診査受診券交付） ★P.44	定期的に妊婦健康診査を受けることにより、疾病の予防、早期発見、早期治療に努めるとともに、妊娠･出産にかかる経済的負担を軽減し、安心して妊娠･出産ができるよう、妊婦健診の助成（妊婦一般健康診査受診票 14 枚、超音波受診票 14 枚を交付）を行います。
妊婦歯科健診	歯周病やむし歯に罹患しやすい妊娠時期に歯科健診を実施し、口腔内の健康の保持･増進と疾病の早期発見を図り、歯周病が胎児に及ぼす悪影響により起こり得る、早産や低体重児出産を予防し、健康で安全な出産を促します。
任意予防接種	季節性インフルエンザの感染と重症化を予防するとともに、経済的負担を軽減するため、妊婦を対象に自己負担無料で実施します。
妊婦訪問	初妊婦やその他支援が必要と思われる妊婦を対象に保健師や管理栄養士が訪問し、妊娠中の望ましい過ごし方や妊娠中の食事、出産や育児に必要な準備等必要な情報提供や各種相談に応じます。
新生児･産婦訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業） ★P.45	全新生児と産婦を対象に可能な限り早期に保健師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行います。

養育支援訪問事業等 ★P.45	養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援）を行う事業です。 家庭・児童への適切な支援が行われるよう、要保護児童対策地域協議会（歌志内市子育て支援ネットワーク協議会）の関係機関と保健師を中心に日常業務の中で情報を共有・連携し、養育支援を行っていきます。
不妊治療費助成事業	子どもを産み育てたいと望んでいる夫婦に対して、不妊治療に係る経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療費（先進医療含む）や一般不妊治療費の一部助成と特定不妊治療（先進医療含む）に係る交通費の一部助成を行っています。
産後ケア事業 ★P.49	出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。本市では、令和5年度より、宿泊型（生後4か月まで）・通所型（1 歳まで）として、砂川市立病院で実施しています。
産婦健診	産後の異常の早期発見や妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため令和7年度より、産婦健診の助成（産婦健康診査受診票 2 枚の交付）を行います。

３－２　子どもの健康管理の支援

乳幼児期は、生涯にわたる健康づくりの基盤となる期間であり、子どもの体調を注意深く見守り異常を早期に発見し、適切な対応を図ることが重要になることから、育児に関する正しい知識と情報の普及に努めるとともに、健康診査・訪問指導などの実施や具体的な育児方法についての助言・相談を実施することにより、乳幼児期の健康管理を支援します。

具体的事業	取り組みの内容
家庭訪問	乳幼児相談、幼児健診の未受診児や経過観察が必要になった児など、訪問による支援が必要と思われる児に対し、保健師や管理栄養士が訪問します。
乳幼児相談	乳幼児を対象に、身体計測・生活指導・栄養指導・歯科指導のほか各種相談に応じます。
幼児健康診査	1歳6か月児、3歳児を対象に、身体計測・生活指導・栄養指導・歯科指導・歯科診察・内科診察・尿検査・視聴覚検査のほか、各種相談を行います。また、令和 7 年度より 5 歳児も対象とします。 未受診児は訪問などで対応し、全児状況を確認します。
歯科健診･フッ素塗布	幼児を対象に、歯科健診のほか、ブラッシング指導やう歯予防のための生活指導を実施するとともに、希望者にはフッ素塗布を実施します。
フッ化物洗口	就学児童（1年生～6年生まで）及び4歳以上の児童で保護者の同意が得られた児童に対し、フッ化物洗口を実施します。
定期予防接種	感染症予防のため、適切な時期に予防接種が実施できるよう支援するとともに、経済的な負担を考慮し、自己負担無料で実施しています。
任意予防接種	季節性インフルエンザの感染予防と重症化予防のため、1歳から高校生を対象に自己負担無料で実施します。
子ども医療費助成事業	18 歳に到達する日以後の最初の3月 31 日までの子どもを対象に、医療費を助成します。
新生児聴覚検査費の助成	聴覚障害を早期に発見し、適切な支援に繋げるとともに、経済的負担の軽減を図ります。
1 か月児健康診査	医療機関で行う1か月児健康診査の助成（受診票の交付）を行い、病気の早期発見や、健やかな発達発育を促します。

３－３　食育の推進

子どもの食生活は、家族の生活リズムや食習慣などにも大きな影響を受けるため、家族全員が食への関心を持ち、バランスのとれた食生活を心がけることが必要です。

生涯にわたって健全な心身を培い豊かな人間性を育むため、妊産婦を対象とした食に関する指導や情報提供を行い、乳幼児期からの望ましい食習慣の定着を図るほか、発達段階に応じた食に関する学習や、親子で参加できる食事づくりの機会を提供するなど、食についての取り組みを推進します。

具体的事業	取り組みの内容
乳幼児相談・幼児健診（栄養相談）	乳幼児相談、幼児健診において、対象児の食生活について栄養相談を実施します。 また、必要に応じて訪問栄養相談も実施します。
親子ふれあい料理教室	就学児童と保護者を対象に、作ること食べることの楽しさを体験し、食に興味を持つことを目的に、調理実習とミニ学習を食生活改善推進協議会と共催で開催します。
妊婦食事アンケート	母子健康手帳を交付した妊婦及び転入した妊婦に食事アンケートを実施し、それに基づき、栄養指導を実施します。
子どもの食育事業	幼児が食に興味を持ち、保護者が食への意識を高め、実践できることを目的とし、こども園の親子を対象に、食育講話や調理実習等を食生活改善推進協議会と共催で開催します。 また、食に関する情報提供として、食育だよりを毎月配布します。

目標４　子どもたちが守られ、安全なまちづくり

子どもを狙った犯罪や生命を失う事故は後を絶たず、子どもの生命・尊厳・安全を脅かす深刻な状況があります。また、自然災害の発生も多くなっており、災害からの保護と災害に備えた取り組みも重視されています。

子どもや子育て家庭が地域で安心して生活できるよう、市だけではなく、家庭、認定こども園、義務教育学校、地域住民、警察など関係機関と連携し、子どもを犯罪や交通事故等の被害から守るための取り組みを推進します。

４－１　良好な生活環境の整備

本市は令和６年３月現在、1,132 戸（全体戸数 1,644 戸）の公営住宅を有し、市民の約 69 パーセントの世帯が居住していますが、少子高齢化に伴う人口減による空戸対策及び老朽化住宅の整備が課題となっています。

地域の住宅需要に配慮しながら、住宅整備計画の見直しとともに、老朽化住宅の解体除却とまちのコンパクト化を見据えた整備を進め、安心して子育てができる良好な住環境の確保を図ります。

具体的事業	取り組みの内容
住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画の推進	子育て環境に配慮した市営住宅を整備し、働く世代が暮らしやすい住環境の整備を進めていきます。

４－２　交通安全教育の推進

交通事故防止を徹底するため、警察、交通安全推進協議会等関係機関・団体と連携を図りながら、交通安全意識の啓発と交通安全教育を推進します。

具体的事業	取り組みの内容
交通安全教育	幼児・児童・生徒に対する交通安全教育の充実を図るため、交通安全教室の開催や新入学児童、入園児への交通安全グッズの配布を行います。

４－３　犯罪等の被害から守るための地域活動の推進

依然として、子どもや学校を狙った事件が相次いで発生しており、これらの被害や影響から子どもを守るため、地域が一体となった取り組みが必要とされています。

地域住民の協力のもと、警察などの関係機関・団体との連携を強化し、地域安全運動や防犯啓発など、子どもたちを犯罪等の被害から守るための活動を推進します。

具体的事業	取り組みの内容
防犯協会活動支援	防犯協会事務局として、地域防犯活動の支援を行います。
子ども 110 番	子どもがいつでも助けを求められる場所として、商店・事業所等への協力依頼をするなど、設置促進及び啓発活動を推進します。
社会を明るくする運動	市内イベント(市民まつり)での啓蒙用チラシ配布等「社会を明るくする運動」を推進します。
青少年センター活動支援	イベント等(市民まつり、盆踊り、なまはげ祭り)における巡回パトロールを実施します。 また、地区補導員や学校、警察、主任児童委員など関係機関等との連携を推進します。
認定こども園における防災訓練の実施	認定こども園において、避難訓練・地震訓練・防犯訓練等を各年一回以上実施します。

目標５　子どもの個性や権利が尊重されるまちづくり

我が国においては、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が平成６（1994）年４月に批准されました。この条約では、従来は受け身的な保護の対象として捉えていた子どもに主体性を持たせ、社会に能動的・積極的に参加することがうたわれています。子どもが自らの意志を表明し、様々な経験を積むことは、子どもが社会性を身につけ、自立をしていく上で、大きな役割を果たすことになることから、「子どもの権利条約」の啓発・普及に努めるとともに、子どもたちの意見を尊重したまちづくりを進めていきます。

また、ひとり親家庭、発達障がいをはじめとした障がいの多様化・複雑化など、個々の状況に応じた配慮や支援が必要な家庭が増加しており、育児ストレスや家庭環境が要因となる児童虐待が明らかにされる数も増加しています。

これらの課題に対しては、保健・福祉・教育などの関係機関との連携、民生委員・児童委員をはじめとした地域との連携を図りながら、支援を行っていきます。

５－１　子どもの権利・意見の尊重

児童の権利と主体性を尊重するため、広報等により「児童の権利に関する条約」の啓発を行っていきます。

具体的事業	取り組みの内容
児童の権利に関する条約の普及･啓発	児童の権利に関する条約の普及・啓発に向けて、ポスター、チラシの配布など普及・啓発活動を推進します。

５－２　児童虐待防止対策の充実

近年、児童虐待・非行・ひきこもり・不登校など、様々な問題が深刻化している状況にありますが、家庭内で解決することが難しい問題であることから、地域の連携・協力のもと、状況に応じた慎重な対応が求められています。

子育て家庭の状況把握に努めるとともに、緊急の課題・事例に迅速、的確に対応するため、関係機関・団体等との緊密な連携を図るなど、児童虐待防止対策の充実に取り組みます。

具体的事業	取り組みの内容
歌志内市子育て支援ネットワーク協議会	関係する行政機関、民間団体等の緊密な連携と協力により、地域関係機関相互のネットワーク型の援助方式により、緊急の課題・事例に対応し、児童の健全育成の推進を図ります。

５－３　障がいのある児童への支援の充実

心身の障がいにより日常生活や社会生活に不安を持つ子どもが、地域において安心して暮らすためには、地域の理解や連帯はもとより、子ども本人やそれぞれの家庭を支援する制度が必要とされています。

保健・福祉・教育部門を中心とした有機的な連携のもと、的確な情報把握と迅速な対応に努め、障がい児施策の充実を図ります。

具体的事業	取り組みの内容
早期療養相談・指導等の充実	健診等を通じた幼児期における心身の障がいの早期発見に努めるとともに、療育相談・指導の充実、早期療育の重要性についての啓発を進めます。 また、認定こども園、義務教育学校、保健師等との連携による就学相談の充実を図ります。
障がい児に関する諸制度の周知徹底と相談の充実	関係機関と連携し、障がい児の支援に関する諸制度の周知徹底と相談の充実に努めます。
国の制度に対応した円滑なサービスの提供	児童発達支援、放課後等デイサービス事業等の利用を支援するとともに、国制度の見直し等に対応した円滑なサービスの提供を図ります。
巡回児童相談	子どもの養護・障がい・非行・育成などに関する相談を身近な場で行えるよう、回数や時期などについて児童相談所と十分な協議を行い、年間計画を策定の上、実施します。
特別児童扶養手当の支給	身体や精神の障がいをもつ1級もしくは2級に該当する20歳未満の児童を養育している家庭に対して支給し、児童の福祉増進を図ります。
障害児福祉手当の支給	在宅の重度（1級・2級）の障がい児であって、日常生活において常時介護を必要とする当該児童の保護者へ支給します。

目標６　子どもの未来を応援できるまちづくり
（歌志内市子どもの貧困対策計画）

我が国では、令和５年 12 月 22 日に発出された「こども大綱」において、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されました。

また、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」と改められ、基本理念には、こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない」こと、「貧困の状態にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもが大人になるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない」と明記されました。

本市においても、すべての子どもの現在と将来が生まれ育った環境に左右されることがなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、夢や希望を持って成長できる社会の実現に向け、子どもの成長段階に応じた切れ目のない必要な施策を推進します。

６－１　子どもの貧困対策の推進

子どもの貧困対策については、多岐にわたっており、貧困対策を総合的に推進するためには、教育や福祉、医療等の関係する各部署や関係機関が協力をしながら施策に取り組むことが重要であることから、庁内及び関係機関と連携しながら具体的な施策を総合的に推進していきます。

具体的事業	取り組みの内容
児童手当の支給	家庭などにおける生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長のために活用されることを目的とし、0歳から高等学校卒業前（18 歳になった日から最初の 3 月 31 日まで）の児童を養育している保護者に支給します。
児童扶養手当の支給（再掲）	父母の離婚などで、ひとり親家庭等となった子どもの生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図るための手当を支給します。
ごみ袋支給事業	子育て中の家庭に対し、紙おむつ等を日常的に使用する乳幼児の保護者の生活支援の一助として、燃やせるごみを処理するために必要なごみ袋を支給します。
子育て用品レンタル費用補助事業	乳幼児を養育する保護者に対し、乳幼児期に必要となる子育て用品のレンタルに係る費用を補助することにより、当該家庭の子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。
小児慢性特定疾病患者等通院交通費補助事業	市外の医療機関での治療が必要であり、治療が長期に渡るため、交通費を助成することにより経済的負担を軽減し、安心して治療を続けられる環境をつくります。
妊婦のための支援給付	妊娠時、出生時に子育てに要する費用を助成することで、経済的負担の軽減を図ります。
認定こども園保育料・給食費の無料化	対象となる児童及び保護者が本市の区域内に居住している場合は、保育料及び給食費を無料とし、経済的負担の軽減を図ります。

指定制服等の支給	市内の義務教育学校に就学する児童へ、ジャージ上下１着・ハーフパンツ１着・運動靴１足を支給し、指定制服等の支給 経済的負担の軽減を図ります。
学校給食費の助成	対象となる義務教育学校の児童・生徒及び保護者が本市の区域内に居住している場合は、学校給食費を無料とし、経済的負担の軽減を図ります。
修学旅行費用の助成	市内の義務教育学校に就学する児童・生徒にかかる修学旅行に要する費用を全額助成します。
高等学校等就学支援事業	高等学校等に就学している生徒の学費、通学費、下宿費等の経費の一部を助成するための支援金を交付します。
英語検定料の助成	義務教育学校に就学している児童・生徒の英語の学習意欲を高め、公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定（英検）の検定料を全額助成します。
補助教材費の助成	義務教育学校に就学している児童・生徒の学習指導に必要な補助教材費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。
歌志内市奨学金	経済的理由によって就学困難な方を支援するため、奨学生を選定し、奨学資金や入学一時金の貸付けを行います。また、本市に定住を志向する有用な人材の育成及び確保を目的として、奨学金の返還免除を行います。
子育て用品購入費用補助事業	乳幼児を養育する保護者に対し、乳幼児期に必要となる子育て用品の購入に係る費用を補助することにより、当該家庭の子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。

第５章　子ども・子育て支援制度に基づく目標設定

１　将来人口の見通しと事業量推計

１－１　事業量推計の流れ

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量は、令和６年７月に実施したニーズ調査結果（意向）をもとに次の手順で推計します。

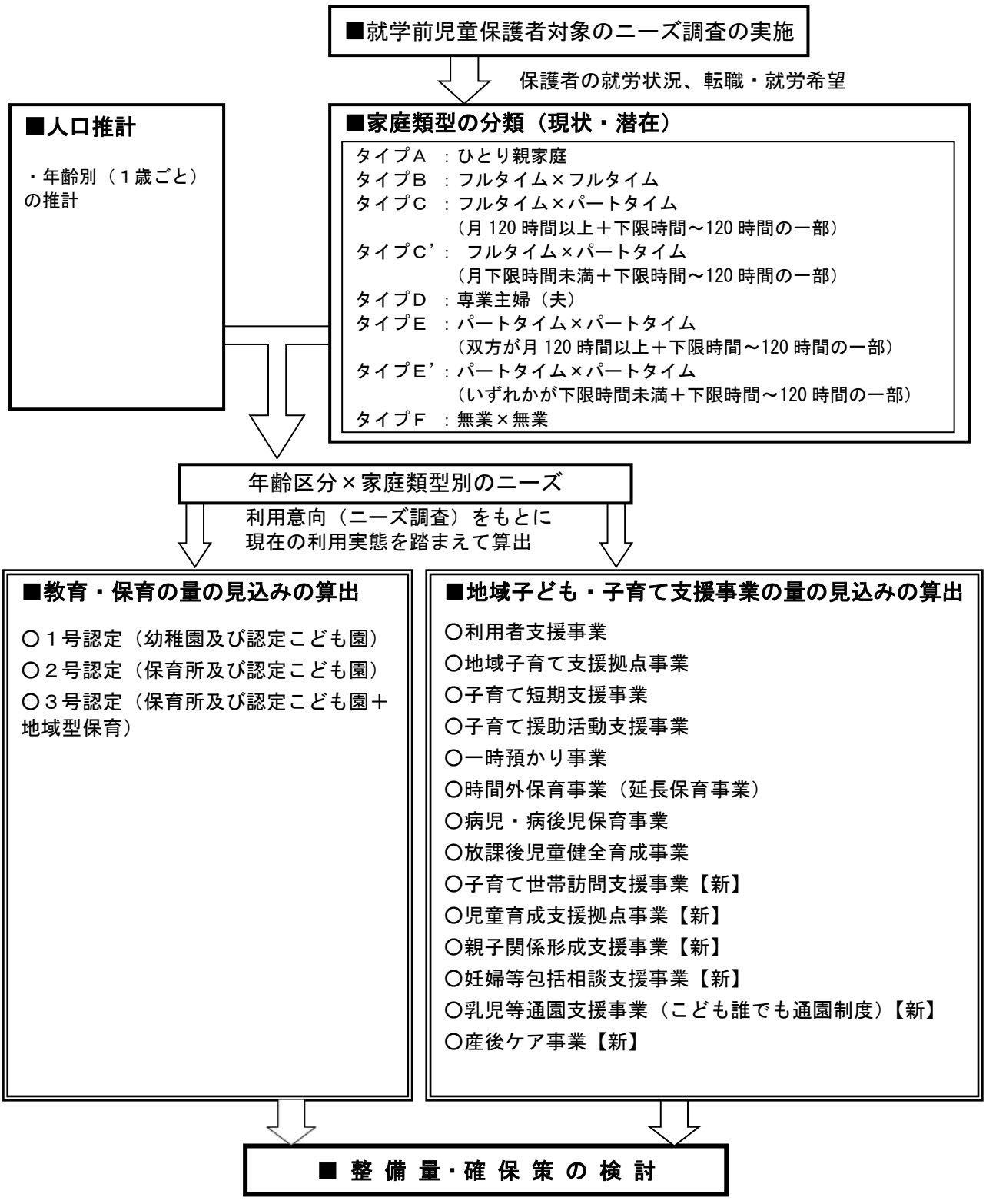

（１）児童人口の推計

住民基本台帳人口に基づき、令和７年度から令和１１年度の児童人口の推計を行いました。

なお、人口推計にあたっては、令和元年度から令和５年度の実績人口によりコーホート変化率を設定して推計を行いました。

したがって、本市が策定している他の各種計画の推計人口と相違している場合があります。

■児童人口の推計

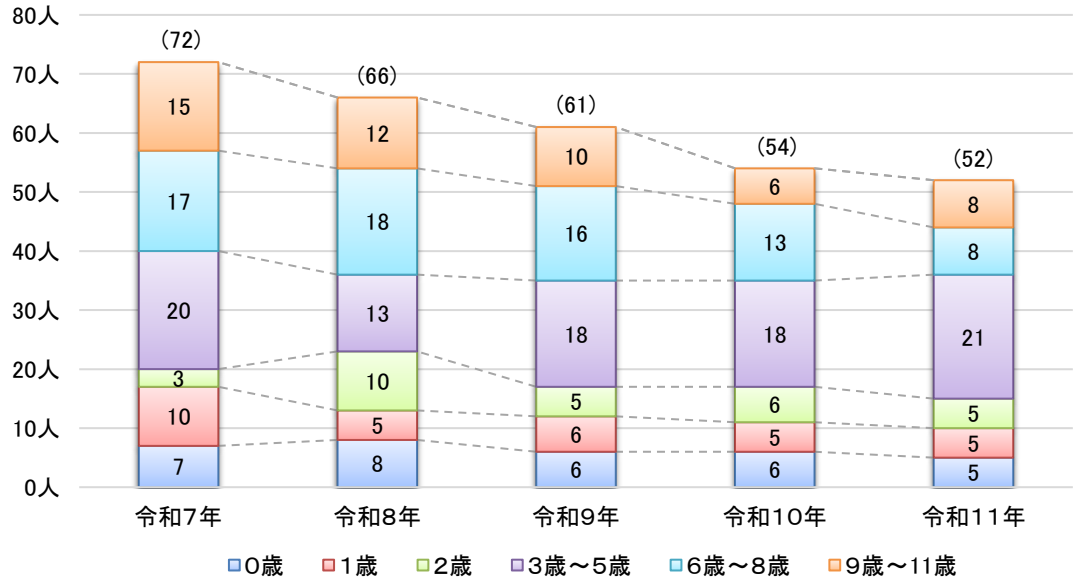

（単位：人）

年齢	計画期間の推計人口				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
０歳	7	8	6	6	5
１歳	１０	5	6	5	5
２歳	3	１０	5	6	5
３歳	5	3	１０	5	6
４歳	5	5	3	１０	5
５歳	１０	5	5	3	１０
６歳	6	7	3	3	2
７歳	5	6	7	3	3
８歳	6	5	6	7	3
９歳	6	3	1	2	5
10 歳	3	6	3	1	2
11 歳	6	3	6	3	1
合計	７２	６６	６１	５４	５２

（２）家庭類型の算出

国の指針に基づき、ニーズ調査から保護者の就労状況を下記の家族類型に分類し、それぞれの意向把握を行いました。

なお、潜在とは、１年以内に就労の見込みがあるなどの状況を反映させて分類したものです。

■家庭類型（比率）

家庭類型	現在				
		0歳	1歳	2歳	3～5歳
タイプA	9.7%	25.0%	0.0%	0.0%	9.5%
タイプB	41.9%	75.0%	60.0%	0.0%	33.3%
タイプC	29.0%	0.0%	20.0%	0.0%	38.1%
タイプC′	3.2%	0.0%	0.0%	0.0%	4.8%
タイプD	16.1%	0.0%	20.0%	100.0%	14.3%
タイプE	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
タイプE′	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
タイプF	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

	潜在				
		0歳	1歳	2歳	3～5歳
タイプA	9.7%	25.0%	0.0%	0.0%	9.5%
タイプB	45.2%	75.0%	60.0%	0.0%	38.1%
タイプC	32.3%	0.0%	20.0%	0.0%	42.9%
タイプC′	3.2%	0.0%	0.0%	0.0%	4.8%
タイプD	9.7%	0.0%	20.0%	100.0%	4.8%
タイプE	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
タイプE′	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
タイプF	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

■家庭類型と関連する教育・保育事業の分類

家庭類型	関連する教育・保育事業の分類
・タイプC’：フルタイム×パートタイム （月下限時間未満＋月下限時間～120 時間の一部） ・タイプD：専業主婦（夫） ・タイプE’：パートタイム×パートタイム （いずれかが月下限時間未満＋月下限時間～120 時間の一部） ・タイプF：無業×無業	1 教育標準時間認定 （幼稚園及び認定こども園） ＜専業主婦(夫)家庭、就労時間短家庭＞
・タイプA：ひとり親家庭 ・タイプB：フルタイム×フルタイム ・タイプC：フルタイム×パートタイム （月 120 時間以上＋月下限時間～120 時間の一部） ・タイプE：パートタイム×パートタイム （双方が月 120 時間以上＋月下限時間～120 時間の一部）	2 保育認定② （保育所及び認定こども園） 3 保育認定③ （保育所及び認定こども園＋地域型保育）
⇩ ※ただし、現在幼稚園利用	2 保育認定①（幼稚園及び認定こども園） （共働き家庭幼稚園利用のみ）

（３）教育・保育の量の見込み

国から提示される手引きと本市の実態を踏まえて、計画期間における「教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

計画期間における量の見込み（ニーズ量）は、以下のとおりです。

■各年齢別教育・保育の量の見込み（ニーズ量）

区　分			実　数	推　計				
			令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
児童数（0～5歳児）			41 人	40 人	36 人	35 人	35 人	36 人
	0～2歳児		16 人	20 人	23 人	17 人	17 人	15 人
		0歳児	6 人	7 人	8 人	6 人	6 人	5 人
		1歳児	5 人	10 人	5 人	6 人	5 人	5 人
		2歳児	5 人	3 人	10 人	5 人	6 人	5 人
	3～5歳児		25 人	20 人	13 人	18 人	18 人	21 人
1号認定			10 人	4 人	2 人	4 人	4 人	4 人
2号認定			15 人	15 人	10 人	14 人	14 人	16 人
3号認定		0歳児	3 人	7 人	8 人	6 人	6 人	5 人
		1歳児	3 人	8 人	4 人	5 人	4 人	4 人
		2歳児	3 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		計	9 人	15 人	12 人	11 人	10 人	9 人

※令和 5 年度の児童数は 5 月 1 日現在、1～3 号認定は 8 月 1 日現在

※上記の量の見込みは、アンケート調査結果から国の手引きに沿った推計を行っており、本市の場合、回答者数が少ない年齢児においては、そのニーズ結果による影響が大きくなるため、実績値と大きな差が生じている箇所があります。

区　分	対　象　者	利用サービス
１　号　認　定	満３歳以上で幼稚園等での教育を利用する義務教育学校就学前までの子ども	幼稚園 認定こども園
２　号　認　定	満３歳以上で保育が必要※な理由に該当する義務教育学校就学前までの子ども	保育所 認定こども園
３　号　認　定	満３歳未満で保育が必要※な理由に該当する義務教育学校就学前までの子ども	保育所 認定こども園 地域型保育

※「保育の必要性」の認定要件～就労、妊娠又は出産、疾病又は心身障害、同居親族の介護等、災害復旧活動、求職活動、通学又は職業訓練など

２　子ども・子育て支援制度に基づく量の見込みと確保策

２－１　教育・保育提供区域の設定

（１）教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策の記載が必要です。

（２）区域設定

本市では、すべての地域で人口が減少しており、生活圏域等を考慮すると、区域設定をすることが必ずしも教育・保育のサービス向上につながるとは言えないことから、「歌志内市全域」とすることとします。

２－２　子どものための教育・保育給付

（１）提供体制の確保の内容及びその実施時期

本市の実態を踏まえて設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

■１号認定・２号認定・３号認定

区　分			計　画				
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	１号認定		７人	３人	４人	４人	４人
	2号認定		10 人	７人	14 人	14 人	16 人
	計		17 人	10 人	18 人	18 人	20 人
	3号認定	0歳児	５人	６人	６人	６人	５人
		1歳児	10 人	５人	６人	５人	５人
		2歳児	１人	10 人	５人	４人	４人
	合　計		33 人	31 人	35 人	33 人	34 人
確保方策（定員）	１号認定		24 人	24 人	24 人	24 人	24 人
	2号認定		12 人	12 人	12 人	12 人	12 人
	3号認定		９人	９人	９人	９人	９人
	合　計		45 人	45 人	45 人	45 人	45 人

【確保の内容】

・１号認定は４人程度、２号認定は 10 人程度で推移すると想定されます。３号認定は 15 人前後で推移する見込みです。

・現在設置の認定こども園において、すべて確保できる見込みです。

２－３　地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業については、既存事業のほか、児童福祉法や子ども・子育て支援法等の改正により、新たな事業が位置付けられました。

以下の事業について、量の見込み及び確保方策を設定します。

【地域子ども・子育て支援事業】

①利用者支援事業（内、こども家庭センター型【新規】）

②地域子育て支援拠点事業

③妊婦健康診査

④新生児訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）

⑤養育支援訪問事業等

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

⑧一時預かり事業（一時保育事業）

⑨時間外保育事業（延長保育事業）

⑩病児・病後児保育事業

⑪放課後児童健全育成事業（学童保育）

⑫実費徴収に係る補足給付事業

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

⑭子育て世帯訪問支援事業【新規】

⑮児童育成支援拠点事業【新規】

⑯親子関係形成支援事業【新規】

⑰妊婦等包括相談支援事業【新規】

⑱乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

⑲産後ケア事業【新規】

①利用者支援事業

本市においては、令和８年度よりすべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行う「こども家庭センター」の設置を目指しています。

本事業においても「こども家庭センター型」として実施をし、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行い、円滑に利用できるよう支援します。

令和７年度までは現行の体制の中で利用者支援を充実させることとします。

量の見込み	計　画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども家庭センター型	―	１箇所	１箇所	１箇所	１箇所

②地域子育て支援拠点事業

本市では、認定こども園に子育て支援センターを併設しています。アンケート調査による推計では、対象児童数に対して月に平均 1.5 回程度の利用見込みがありました。今後も、事業の周知を図り、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業の充実を図ることとします。

量の見込み	実　績	計　画				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年間延べ利用者数	9 人	36 人	36 人	36 人	36 人	36 人
確保方策 （実施箇所数）	１箇所	１箇所	１箇所	１箇所	１箇所	１箇所

③妊婦健康診査

令和７年度以降の対象者数は、推計人口を用いて、１人当たりの健診回数 14 回を乗じた回数を見込みます。

妊婦健康診査については、委託医療機関及び委託助産所での実施体制が整っており、全妊婦が適切な時期に受診できるよう支援します。

量の見込み	実　績	計　画				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
対象者数	19 人	７人	８人	６人	６人	５人
健診回数	123 回	98 回	112 回	84 回	84 回	70 回
確保方策	ー	対象者全員に対して実施体制を確保				

④新生児訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）

令和７年度以降の量の見込みは、妊婦健康診査と同数と仮定します。なお、すべての家庭への訪問体制は整っており、PR の強化等により、全戸の訪問をめざします。

量の見込み	実 績	計 画				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
対象者数	３人	７人	８人	６人	６人	５人
訪問件数	２人	７人	８人	６人	６人	５人
確保方策	ー	対象者全員に対して実施体制を確保				

⑤養育支援訪問事業等

本市では当面、本事業としては実施しませんが、新生児訪問事業などの母子保健施策を通じて必要な支援を行っていきます。

一方、支援が必要な家庭も存在することから、家庭・児童への適切な支援が行われるよう、要保護児童対策地域協議会の関係機関を中心に情報を共有し連携していきます。

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

アンケート調査に基づく推計では、年間１３人日程度の利用希望がある結果となりました。市内に実施施設がなく、わずかなニーズはあるものの、市単独設置となると相当な経費がかかるため、利用希望があった場合には、他市町村児童養護施設等での受け入れについて検討を行います。

量の見込み	計 画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年間延べ人数	13 人日	12 人日	11 人日	11 人日	12 人日
確保方策	他市町村等と協議を進めながら実施				

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

アンケート調査では、就学児童が放課後定期的に過ごす場所としてのニーズはありませんでした。

しかし、ファミリー・サポート・センターは、放課後の居場所だけではなく、就学前児童も含めて様々なニーズ（子どもの預かり）に対応できる事業でもあります。

本市では、事業を実施するにあたり協力をお願いできる子育てサークル等がなく、実際に援助を行う提供会員の不足も懸念されることから、今後ファミリー・サポート・センターを実施する際、援助を行う提供会員が確保できるかを検討していきます。

⑧一時預かり事業

アンケート調査に基づく推計では、幼稚園型で年間 495 人日程度、幼稚園型以外で年間 371 人日程度のニーズがある結果となりました。

現在、認定こども園では、幼稚園型の一時預かりを実施しており、推計値よりはるかに低い、年間数日間程度の実績があります。

今後も幼稚園型については認定こども園で対応を行うこととし、現在整備されていない幼稚園型以外については、今後の状況をみながら検討を行っていくこととします。

量の見込み	計 画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
幼稚園型（延べ人数）	495 人日	495 人日	495 人日	495 人日	495 人日
幼稚園型以外（延べ人数）	371 人日	333 人日	324 人日	324 人日	333 人日
確保方策	今後の状況をみながら検討				

⑨時間外保育事業（延長保育事業）

現在、認定こども園で午前７時 30 分から午前８時、午後４時から午後６時 30 分までの時間帯で保育短時間世帯を対象に延長保育を行っています。

アンケート調査に基づく推計では、午後６時 30 分以降の利用希望は見られず、現在の事業時間での利用見込みが測れませんでした。

現在の利用実態に沿った令和７年度以降の延長保育の利用見込み量（実人数）は３人程度であり、現状の利用定員の中で対応できるものと思われます。

量の見込み	実 績	計 画				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実人数	０人	３人	２人	２人	２人	２人
確保方策（施設数）	１箇所	１箇所	１箇所	１箇所	１箇所	１箇所

⑩病児・病後児保育事業

アンケート調査に基づく推計では、１日あたり１名未満という結果でした。

国の基準を満たすためには専任の看護師・保育士の配置や専用スペースの確保が必要であり、相当な経費がかかる見込みです。現状では、市単独では困難であること、供給過剰になる懸念があることから、広域連携について、引き続き国・道との協議を進めながら検討していきます。

量の見込み	計 画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年間延べ人数	８９人日	８０人日	７８人日	７８人日	８０人日
確保方策	広域連携について国・道との協議を進めながら検討				

⑪放課後児童健全育成事業（学童保育）

アンケート調査に基づく推計（利用希望者数）では、低学年が９人程度、高学年が６人程度という結果でした。

現在は、低学年を中心とし、定員に空きがあれば高学年の利用も可能としています。

確保方策（定員）は 15 人と現状通りとしますが、当該年度の利用希望者数等を考慮し、関係機関と協議のうえ、適正な受入れ体制の確保に努めます。

量の見込み		実　績	計　画				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
合計		8 人	19 人	19 人	16 人	12 人	10 人
低学年		6 人	10 人	11 人	10 人	8 人	5 人
高学年		2 人	9 人	8 人	6 人	4 人	5 人
確保方策	定　員	15 人	15 人	15 人	15 人	15 人	15 人
	クラブ数	1箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

⑫実費徴収に係る補足給付事業

保護者の世帯所得の状況を勘案して、低所得で生計が困難である保護者が実費として支払うべき、教育・保育給付認定保護者に対する日用品・文房具等や施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の一部を補助する事業です。

本市ではこの事業は実施していませんが、市内に居住するすべての認定こども園の利用者に対し利用者負担額と給食費を市の単独施策として無償化しており、今後も引き続き子育て世帯の支援をしていきます。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

本市のような特定教育・保育施設等への新規の参入が見込まれない小規模自治体にあっては、必要性の低い事業であると判断し、実施を見込まないものとします。

今後、新たな事業所の参入が見込まれる状況にあるとみなされた場合には、実施を検討することとします。

⑭子育て世帯訪問支援事業【新規】

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより家庭や養育環境を整え、虐待リスクなどの高まりを未然に防ぐことを目的とし、家事支援や育児・養育支援等を行う事業です。

本市では、事業を担える事業所の不足やニーズが見込めないため、実施を見送り、ニーズ量の推移から必要があれば、関係機関と連携し事業の検討を行います。

⑮児童育成支援拠点事業【新規】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

本市では、事業を担う職員配置や該当施設の確保が難しいため、実施を見送り、今後も義務教育学校や教育委員会等関係機関と連携を図りながら、ニーズ量の推移から必要があれば事業の検討を行います。

⑯親子関係形成支援事業【新規】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業です。

本市では、実施を見送り、ニーズ量の推移から必要があれば検討を行います。

⑰妊婦等包括相談支援事業【新規】

妊婦やその配偶者等に寄り添い、妊娠時から、出産や育児などの見通しを立てるための面談や情報発信を行うとともに、必要な支援につなぐ情報提供や相談（伴走型相談支援）などを行う事業です。

本市では、以下の通り量の見込みを設定します。

量の見込み	計　画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年間延べ人数 （妊娠届け出数×１組当たり３回の面談）	21 回	24 回	18 回	18 回	15 回
確保方策	対象者全員に対して実施体制を確保				

⑱乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

保育施設等を利用していない２歳までの未就園児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に保育施設等が利用できる制度です。

本市では、令和８年度の給付制度化に向け、計画期間中に課題などを把握し、国の動向などを踏まえて整備を進めていきます。

量の見込み	計　画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
０歳児	ー	国の動向などを踏まえ整備を行う			
１歳児	ー				
２歳児	ー				
確保方策	ー				

⑲産後ケア事業【新規】

出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

本市では、令和５年度より、宿泊型（生後４か月まで）・通所型（１歳まで）として、砂川市立病院で実施しており、今後も関係機関と連携を図りながら事業を展開していきます。

量の見込み	実　績	計　画				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延べ人数（宿泊型）	１人	１人	１人	１人	１人	１人
延べ人数（通所型）	０人	１人	１人	１人	１人	１人
確保方策	１箇所	１箇所	１箇所	１箇所	１箇所	１箇所

２－４　子ども・子育て支援制度に関するその他の推進方策

①幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進方策

教育・保育の一体的な提供の推進においては、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的に捉えた環境の整備が重要です。

本市では、子育て拠点と位置づけている認定こども園を整備し、ＡＬＴ を活用した英語教育を実施するなど、教育・保育を一体的に提供していますが、幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期であることから、今後も子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力を向上させるための支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

②産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行います。

③子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する北海道が行う施策との連携

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、北海道が行う施策との連携を図るとともに、市の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

④労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と生活の調和の実現のための働き方について見直しを図るために、北海道、地域の企業、労働者団体と連携しながら、地域の実情に応じた取り組みを進めます。

第６章　計画の推進体制

１　計画の推進体制

計画の推進にあたって、市内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、認定こども園の職員、学校、企業や市民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取り組みを広げていきます。

また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

２　進捗状況の管理

計画の進捗にあたっては、施策の実施状況等について各年度において点検、評価を実施します。

なお、計画に定める量の見込みが大きく変動する場合には、計画の一部見直しを必要に応じて行います。

資　料　編

資料１　アンケート調査結果の概要【就学前児童・就学児童】

１－１　調査の概要

①　調査の目的

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画については、令和 2 年度から令和 6 年度を計画期間とした「第２期歌志内市子ども・子育て支援事業計画」を策定していますが、この度、令和 7 年度から 5 年間の「第３期歌志内市子ども・子育て支援事業計画」を新たに策定するに当たり、市内の子育て世帯を対象として、地域における子育て支援等に必要なニーズを把握・分析するため、下記のとおりアンケート調査を実施しました。

この調査は、計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を市が算出するため、就学前又は就学児童（１年生～６年生）の保護者の教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するために行いました。

■調査の対象と配布・回収数

対　象	配布数	回収数（回収率）
①就学前児童の保護者	42 票	32 票（76.2%）
②就学児童(1年生～6年生)の保護者	35 票	29 票（82.9%）

②　調査時期

・令和６年（2024 年）７月～８月

③　調査の方法

・郵送又は認定こども園、義務教育学校経由にて配布・回収

④　調査結果の概要

Ⅰ）ｎは、質問に対する無回答を含む集計対象総数（人）で、割合算出の基準です。

Ⅱ）割合は、ｎに対する各回答数の百分率（％）です。小数点以下第２位を四捨五入し小数点第１位までを表記するため、単数回答（１人の回答者が１つの回答をする設問）では、100.0%とならない場合があります。

Ⅲ）１人の回答者が２つ以上の回答をすることができる設問は、各選択肢の割合の合計は100.0%を超えています。

Ⅳ）年齢等を数値で回答する設問（数量回答）では、区分ごとに集計しています。

Ⅴ）クロス集計表の表側（分類層）は、無回答を除いているため、各層の実数と集計対象総数が一致しないことがあります。

Ⅵ）グラフや表の選択肢（カテゴリー）は、文字数の制約のため、簡略して表記している場合があります。

１－２　調査結果の概要

（１）子どもが住んでいる地区について

○居住地区

・「文珠」の割合は、就学前で 53.1%、就学児童で 37.9%と最も高くなっています。

・反面、「上歌」の割合は、就学前と就学児童ともに 0.0%となっています。

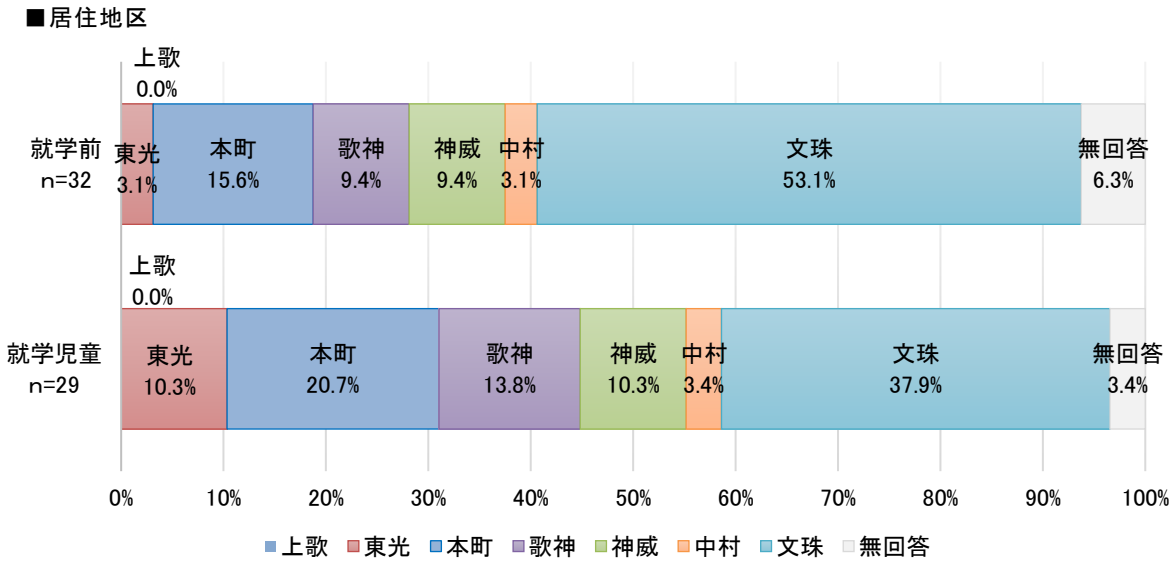

（２）家族の状況について

○配偶者の有無

・「配偶者がいない」の割合は、就学前で 9.4%、就学児童で 10.3%となっています。

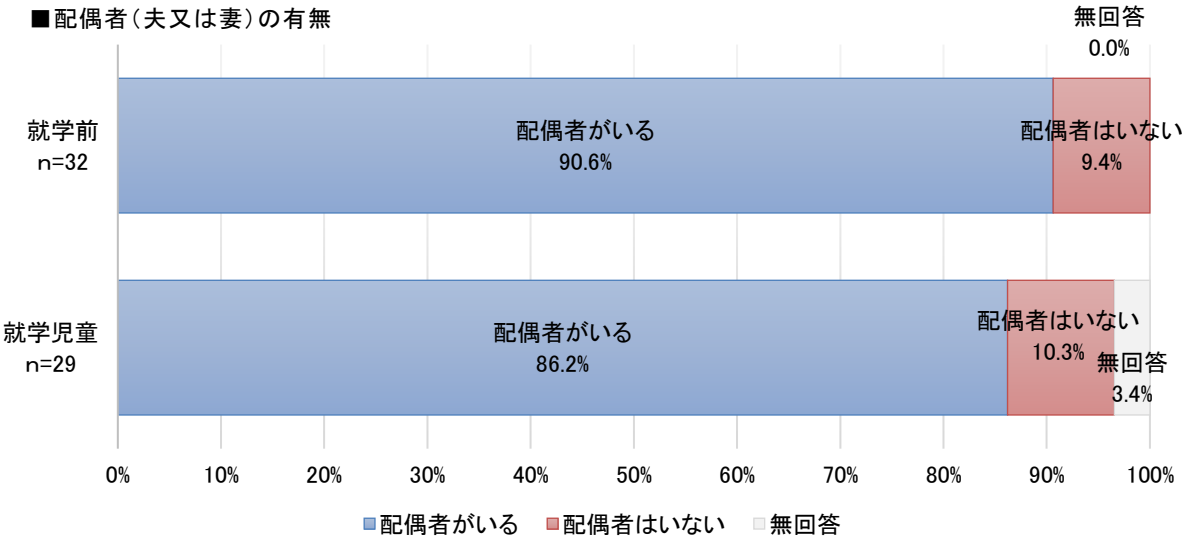

（３）子育てをめぐる環境について

○日頃、子どもをみてもらえる人の状況

・「緊急時又は用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合がそれぞれ高く、就学前で 75.0%、就学児童で 48.3%となっています。次いで、「日常的に同居していない祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が高く、就学前で 31.3%、就学児童で 34.5%となっています。

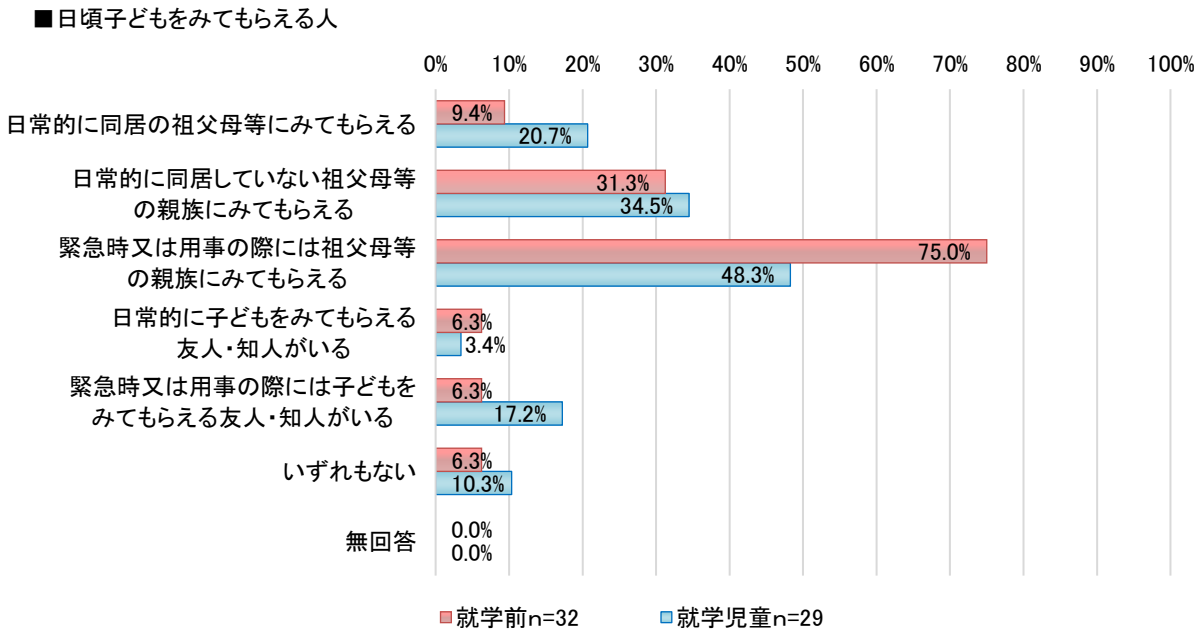

（４）保護者の就労状況

・母親の就労状況をみると、「フルタイム（産休・育休・介護休業中を含む）」の割合は、就学前で 43.8%、就学児童で 34.4%、「パートタイム、アルバイト等（産休・育休・介護休業中を含む）」の割合は、就学前で 31.3%、就学児童で 55.2%となっています。

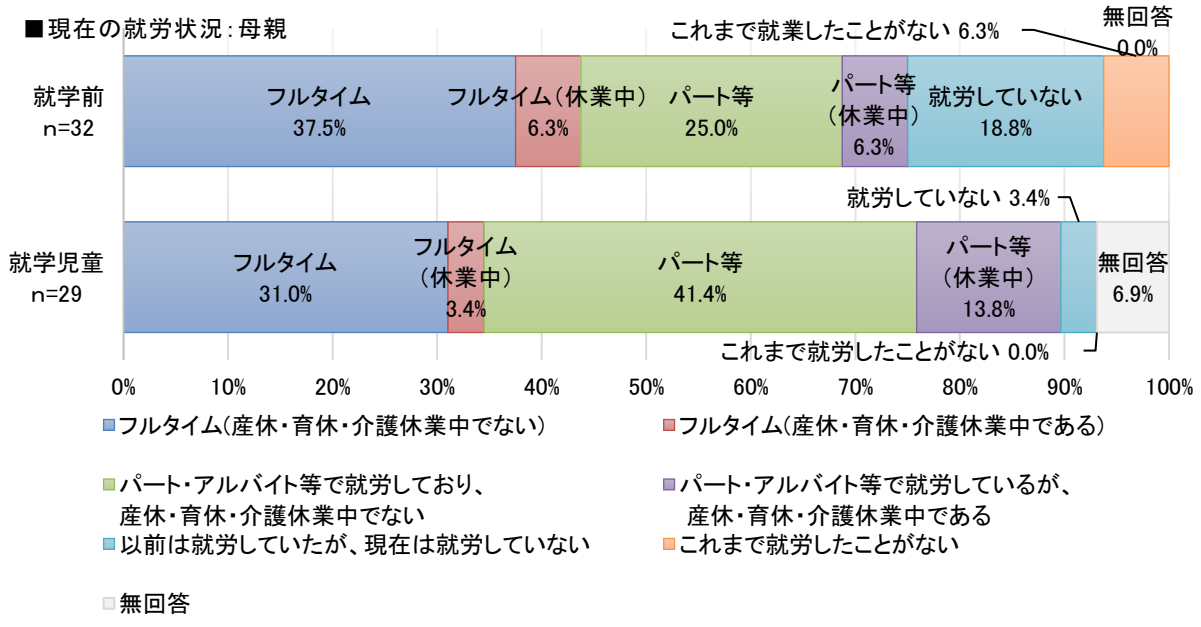

（５）認定こども園などの利用について

○現在の利用と意向

・認定こども園などの利用状況、利用希望をみると、「認定こども園」の割合が高く、現在利用している割合が 85.7%、利用希望（利用継続を含む）は 75.0%、次いで、「認定こども園の預かり保育」の利用希望が 25.0%となっています。

■定期的な教育・保育の事業の利用状況と利用希望：就学前

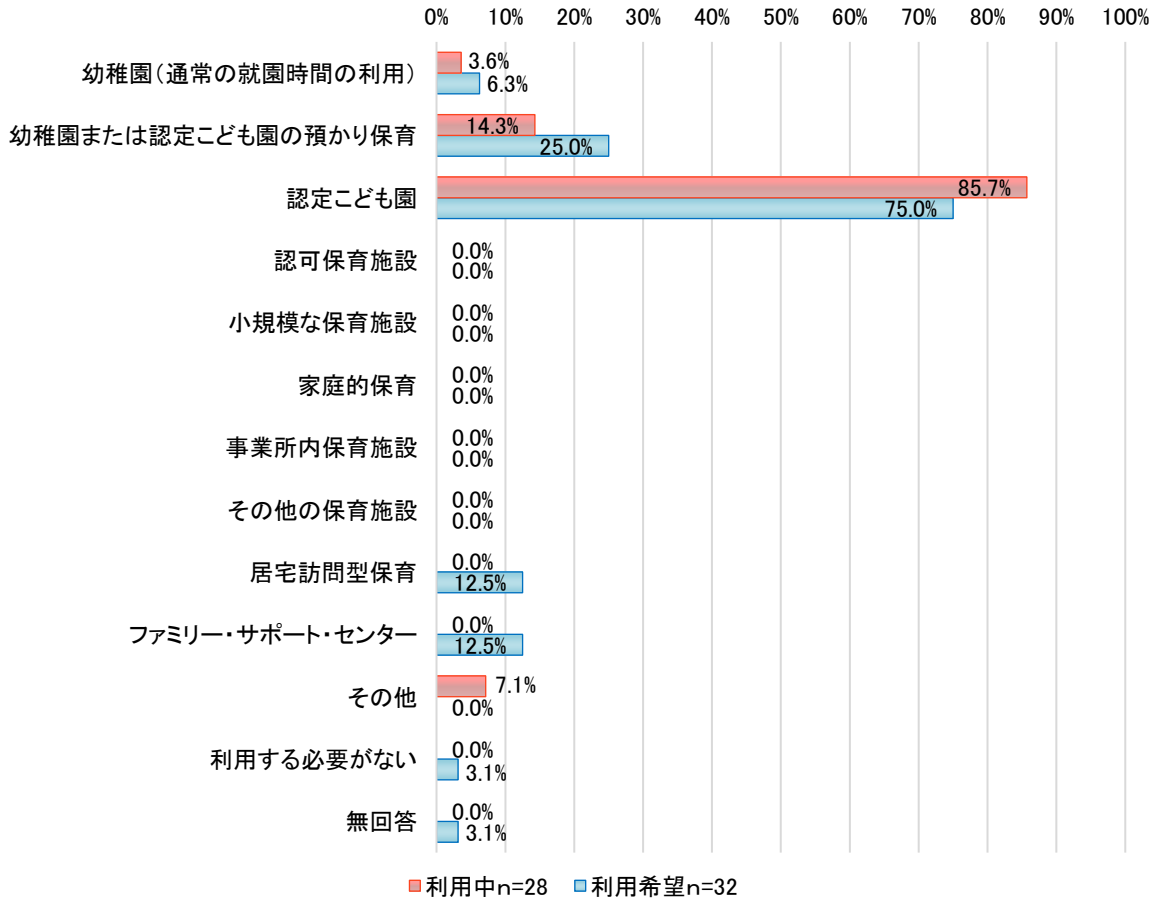

（６）地域の子育て支援事業の利用について

○子育て支援センターの利用と意向

・「子育て支援センター（親子が集まって過ごしたり、相談したり、情報提供を受けたりする場等）」を、現在利用しているかについて「はい」と回答した割合は 3.1%で、利用意向は、「利用していないが今後利用したい」と回答した割合は、21.9%となっています。

■「子育て支援センター」の利用状況：就学前

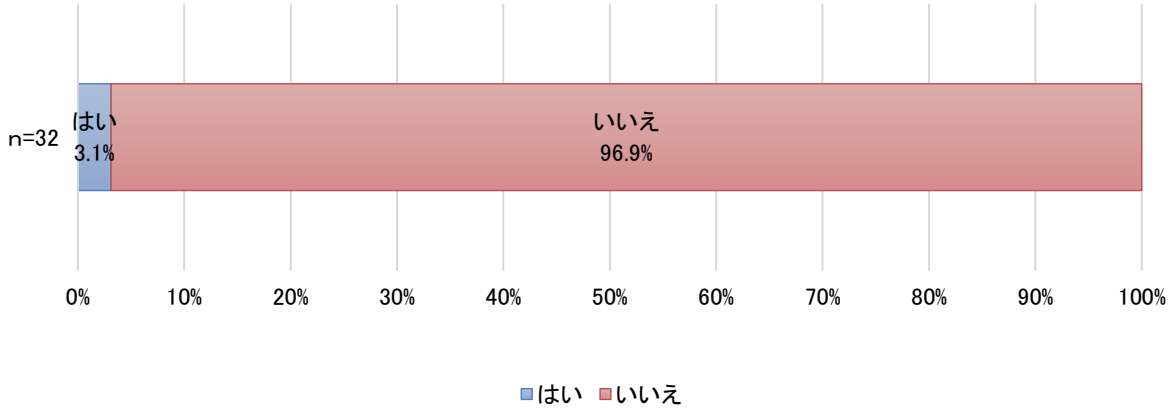

■「子育て支援センター」今後の利用意向

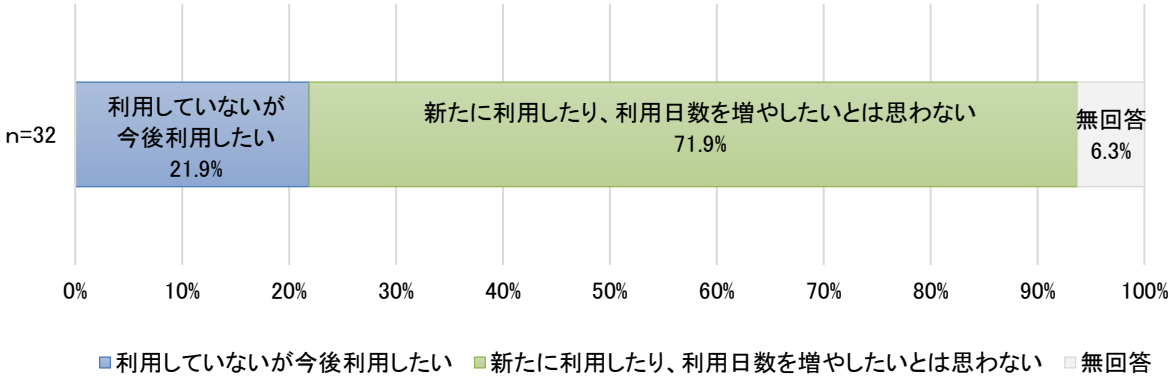

（７）一時預かり等の利用意向

○病気やけがで利用できなかったこと

・過去１年間に、子どもが病気やけがで認定こども園や義務教育学校に行くことができないことがあった割合が、就学前で 75.9%、就学児童で 69.0%となっています。

■病気やけがで利用できなかったこと

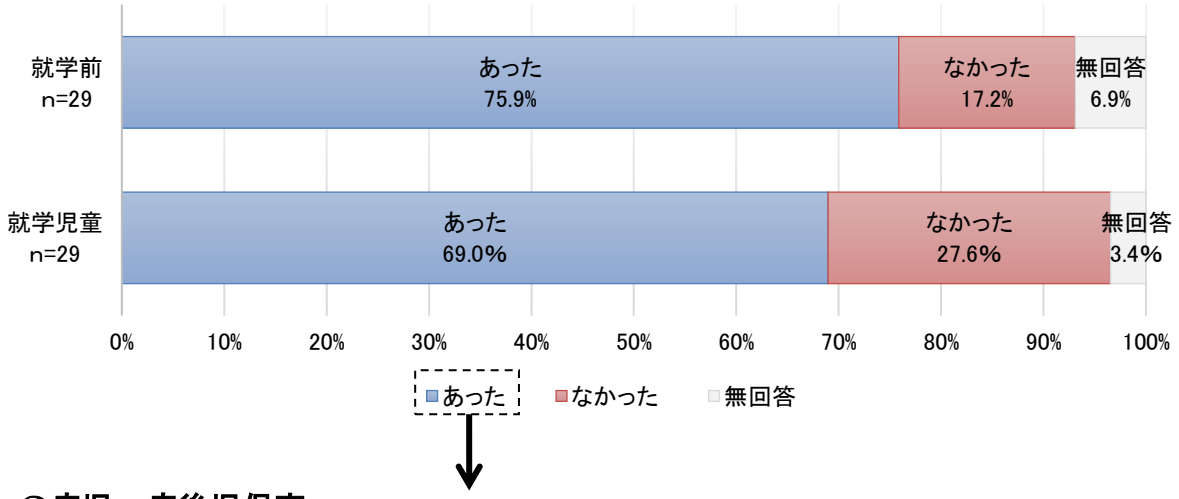

○病児・病後児保育

・子どもが病気やけが等で、認定こども園や義務教育学校へ行くことができなかった際、母親又は父親が休んで対応したことがある人のうち、病児・病後児保育を「できれば利用したい」と思った割合は就学前で 52.6%、就学児童で１８.8%となっています。

■病児・病後児保育の利用

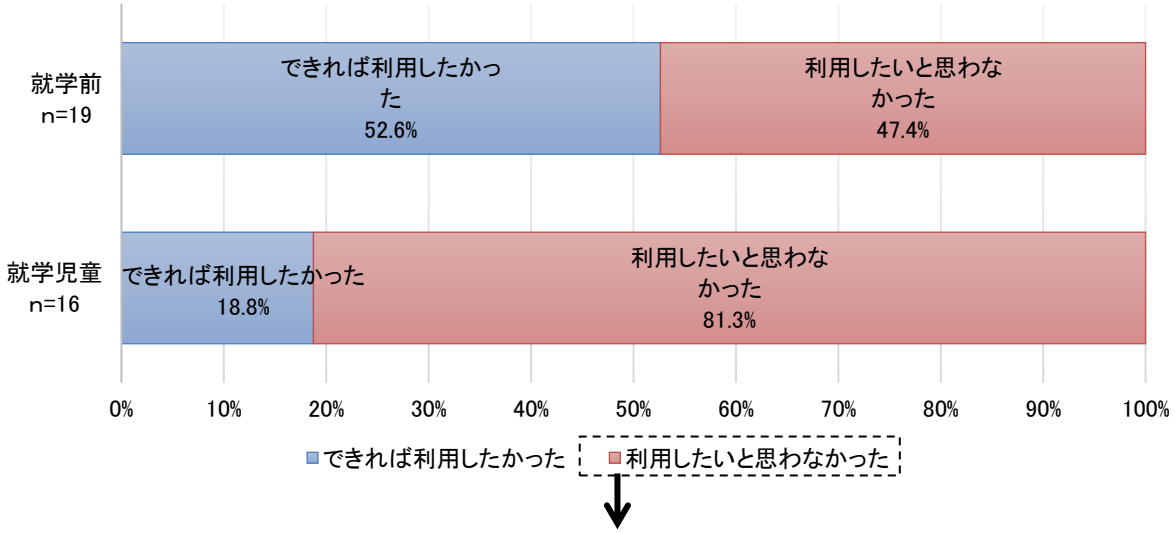

「病児・病後児保育を利用したいと思わなかった理由」へ

○病児・病後児保育を利用したいと思わなかった理由

・「親が仕事を休んで対応できる」が就学前で 33.3%、就学児童で 76.9%と最も高くなっています。

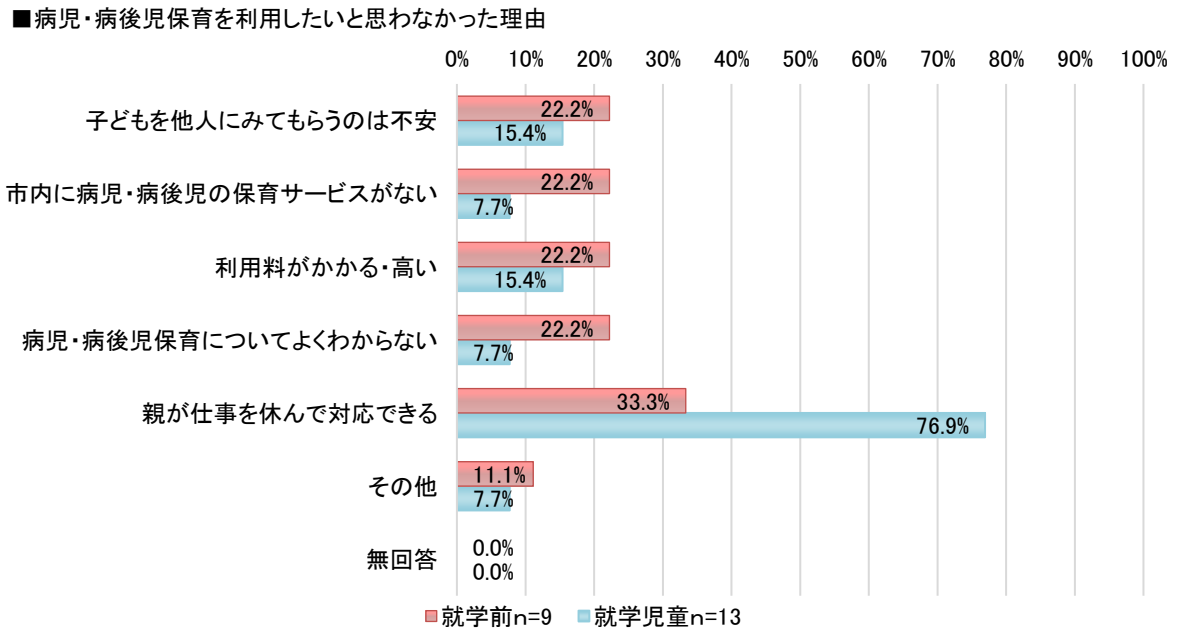

○一時預かり

・私用やリフレッシュ目的、冠婚葬祭や親の病気、あるいは就労のための一時預かりの利用意向についてみると、「利用したいと思う」が就学前で 68.8%、就学児童で 24.1%と就学前で高い割合を占める一方で、「利用する必要はない、したいと思わない」は、就学前で 31.3%、就学児童で 44.8%と就学児童で高くなっています。

■一時預かりの利用意向

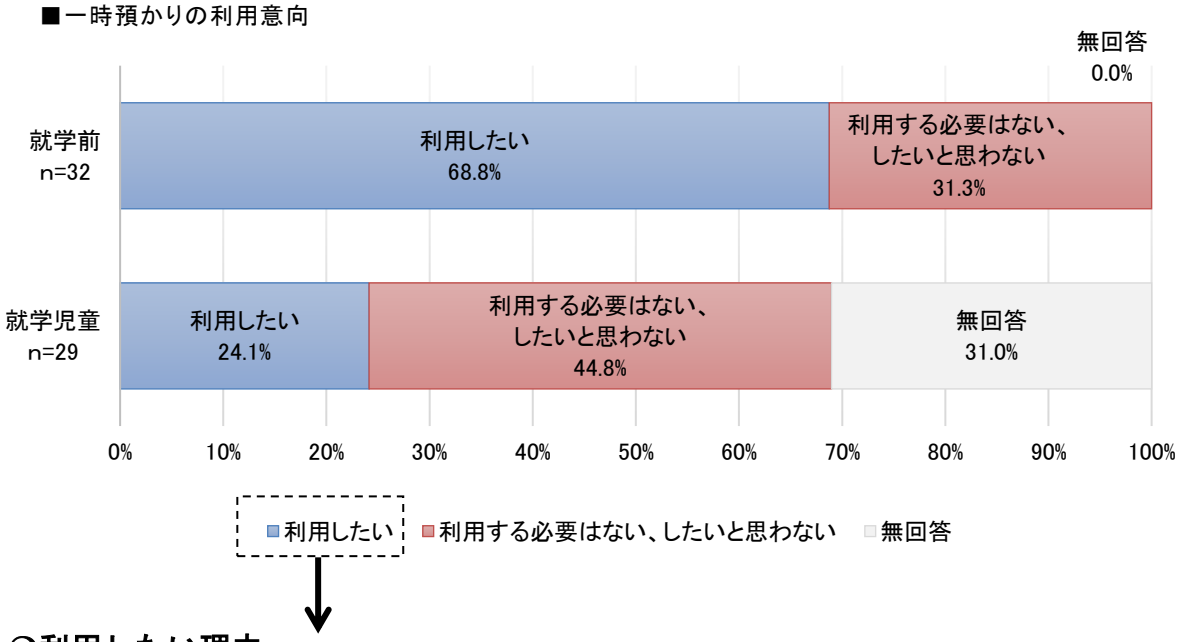

○利用したい理由

・利用したい理由は、就学前では「冠婚葬祭、子どもの親の病気」が 59.1%と最も高く、就学児童では「私用、リフレッシュ目的」が 71.4%と最も高くなっています。

■一時預かりの利用理由

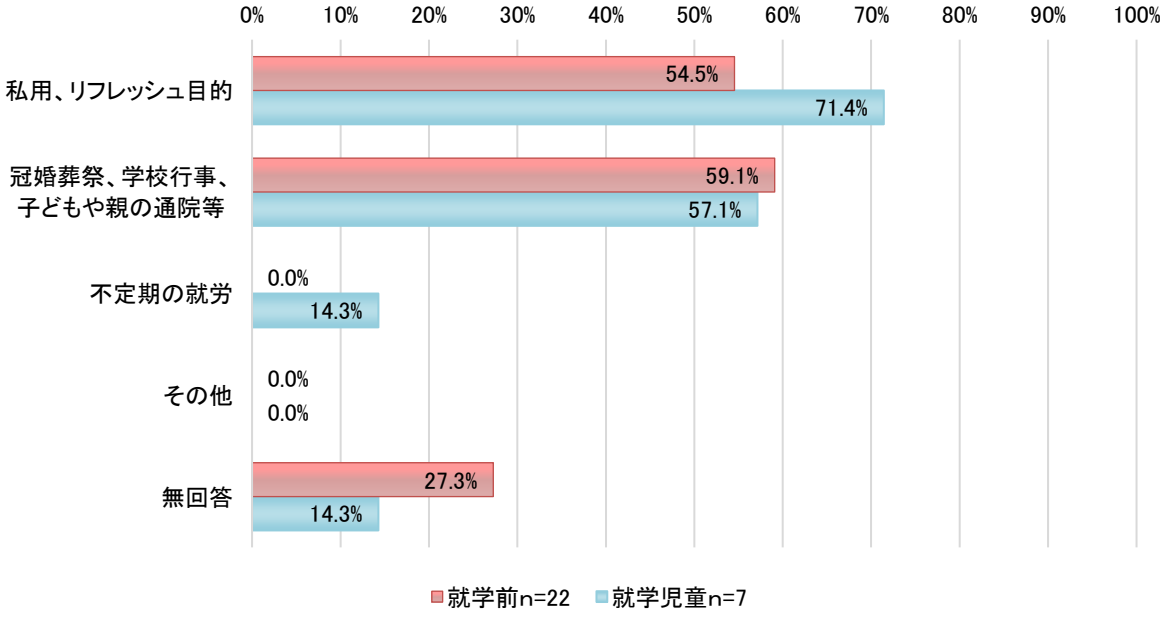

（８）放課後の過ごし方・放課後児童クラブの利用意向

○放課後の過ごし方

・就学児童の放課後の過ごし方をみると、「自宅」が 96.6%と最も高く、次いで「習い事・塾」「学童保育（放課後児童クラブ）」が 20.7%、「児童館・児童センター」が 10.3%と続いています。

■放課後過ごしている場所（平日）

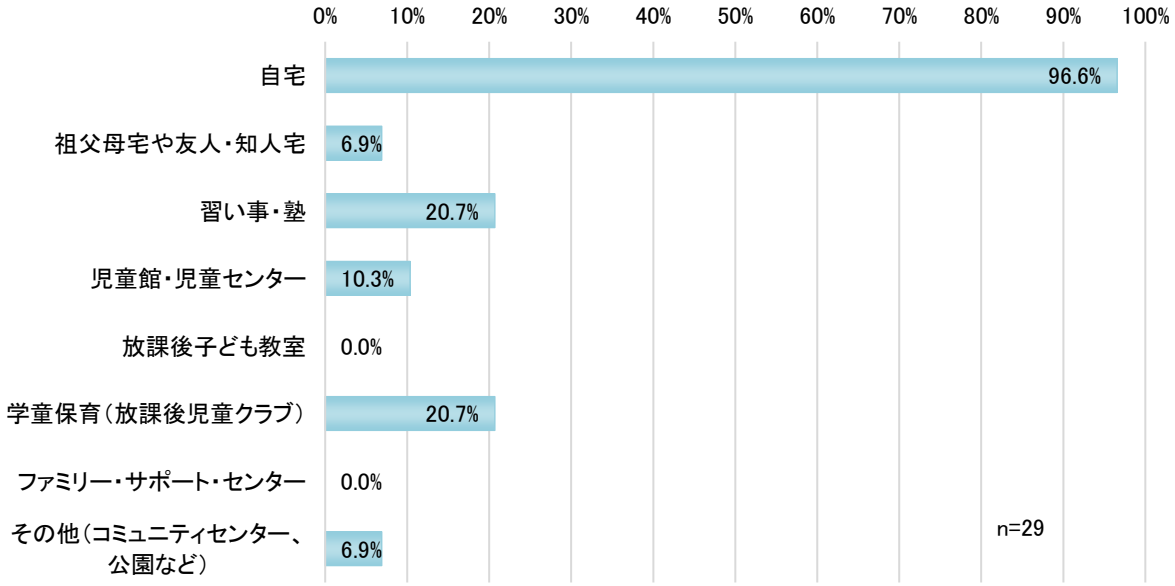

○放課後児童クラブの利用意向

・就学児童の放課後児童クラブの利用意向をみると、平日が 13.8%、土曜日が 6.9%、日曜・祝日が 3.4%、長期休暇（夏休み・冬休み等）が 24.1%となっています。

■学童保育の利用意向：就学児童

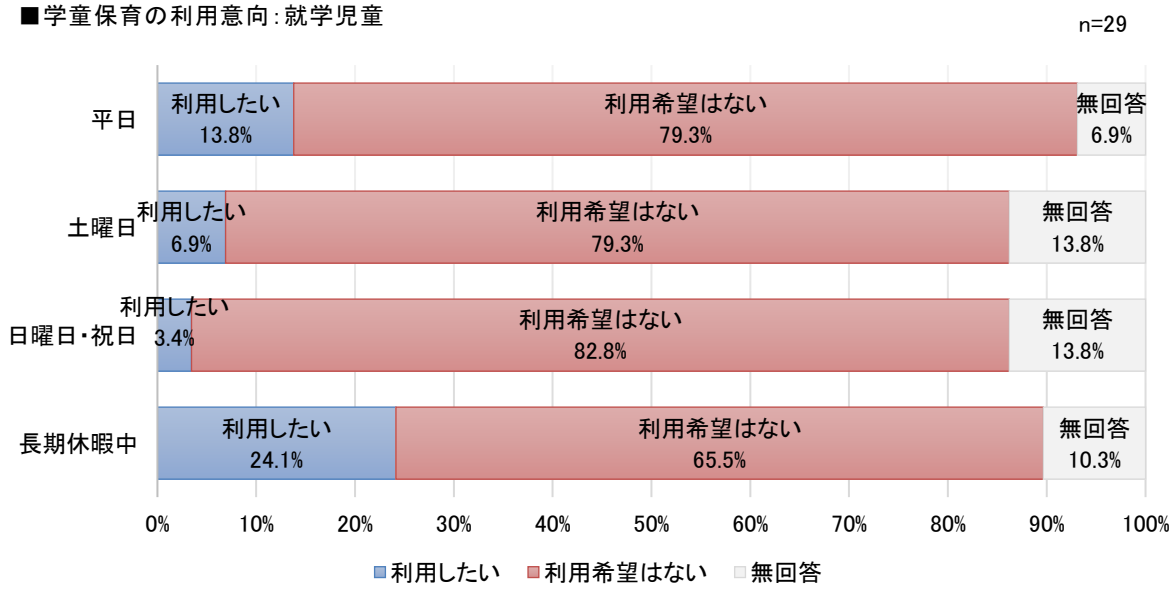

（９）育児休業の取得状況と未取得の理由

○育児休業の取得状況

・就学前の母親と父親の育児休業の取得状況をみると、「取得した（取得中である）」が母親で40.6%、父親で 10.0%となっており、「取得していない」は母親で 9.4%、父親で 86.7%となっています。

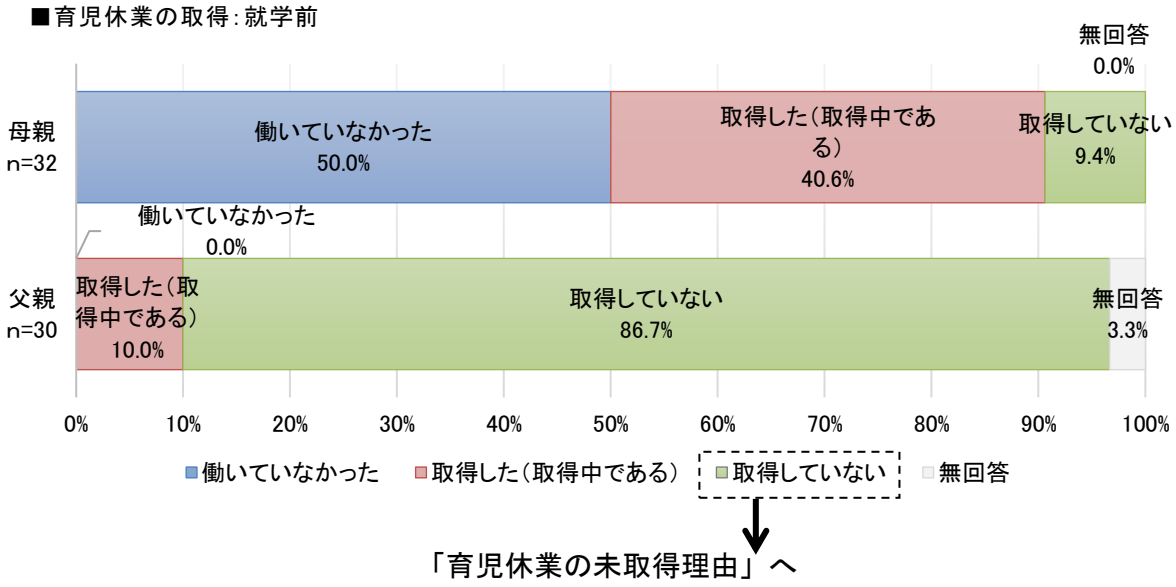

「育児休業の未取得理由」へ

○育児休業の未取得理由

・母親についてみると、「収入減となり、経済的に苦しくなる」、「子育てや家事に専念するため退職した」、「その他」がそれぞれ 33.3%となっています。

・父親についてみると、「仕事が忙しかった」、「収入減となり、経済的に苦しくなる」がそれぞれ 42.3%と最も高く、次いで「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が 30.8%と続いています。

■育児休業未取得理由：就学前

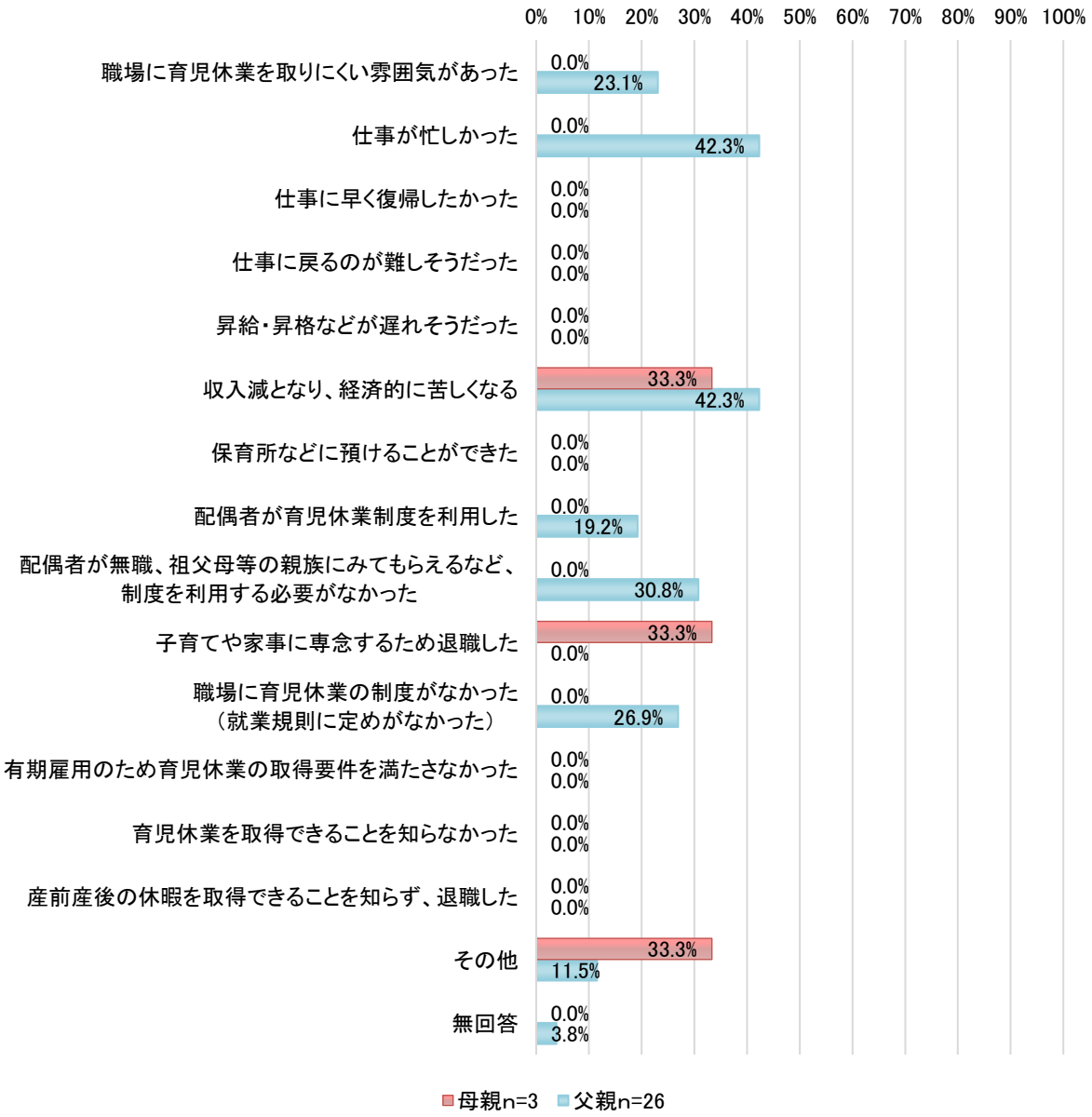

（10）子育ての気持ち

・子育てをしている今の気持ちについてみると、「あまり不安や負担などを感じない」又は「全く不安や負担を感じない」と回答した割合は、就学前が 43.7%、就学児童が 69.0%となっている反面、「なんとなく不安や負担を感じる」と回答した割合は就学前が 21.9%、就学児童が 31.0%となっています。

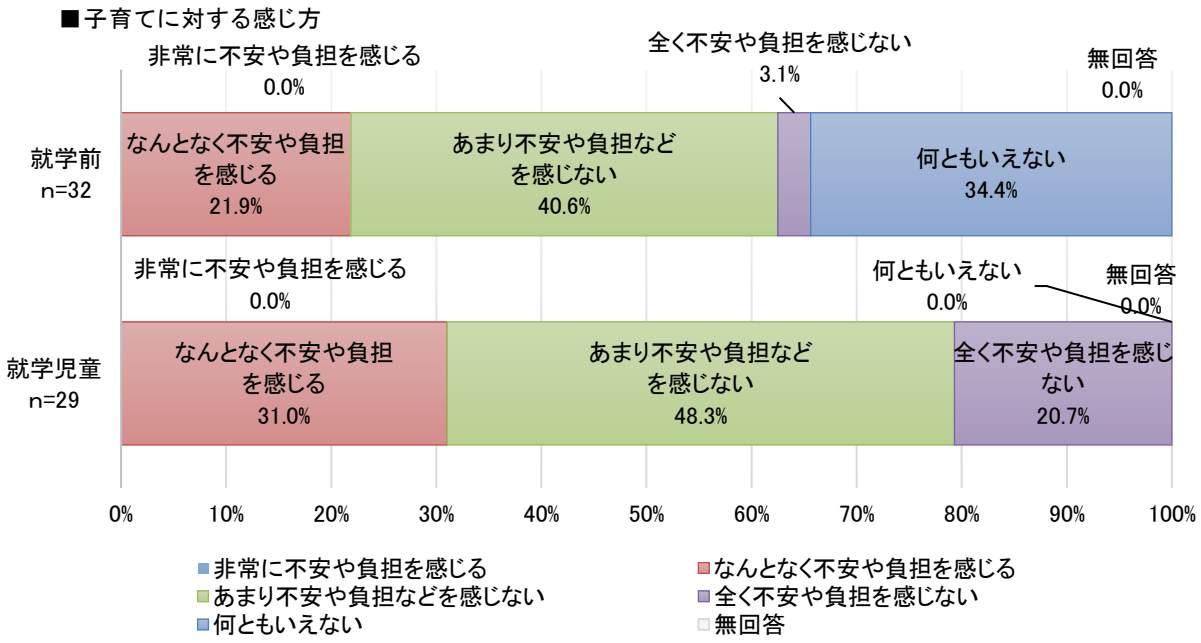

（11）市の子育ての環境や支援への満足度

・歌志内市の子育ての環境や支援への満足度についてみると、「大変満足」又は「満足」と回答した割合は、就学前が 53.2%、就学児童が 51.7%、一方、「不満」又は「大変不満」と回答した割合は、就学前が 12.5%、就学児童が 10.3%となっています。

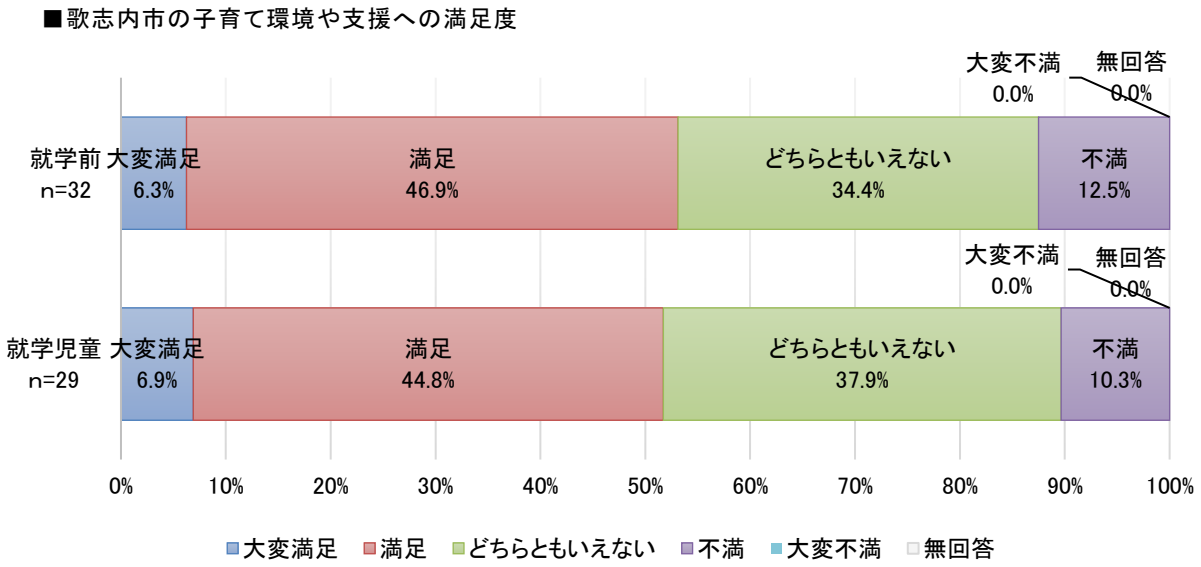

（12）子育て施策全般について

・歌志内市の子育て支援施策に期待すること・重要なことをみると、就学前は「広場や屋内施設など子どもの遊び場の充実」の割合が 73.3%と最も高く、次いで「子育てへの経済的支援の拡充」が 40.0%、「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場、イベント機会の充実」が 36.7%となっています。

・就学児童では、「子育てへの経済的支援の充実」の割合が 58.6%と最も高く、次いで「広場や屋内施設など子どもの遊び場の充実」が 55.2%、「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場、イベント機会の充実」と「子連れでも出かけやすく楽しめる場所の充実」が 34.5%となっています。

■歌志内市の子育て施策に期待すること

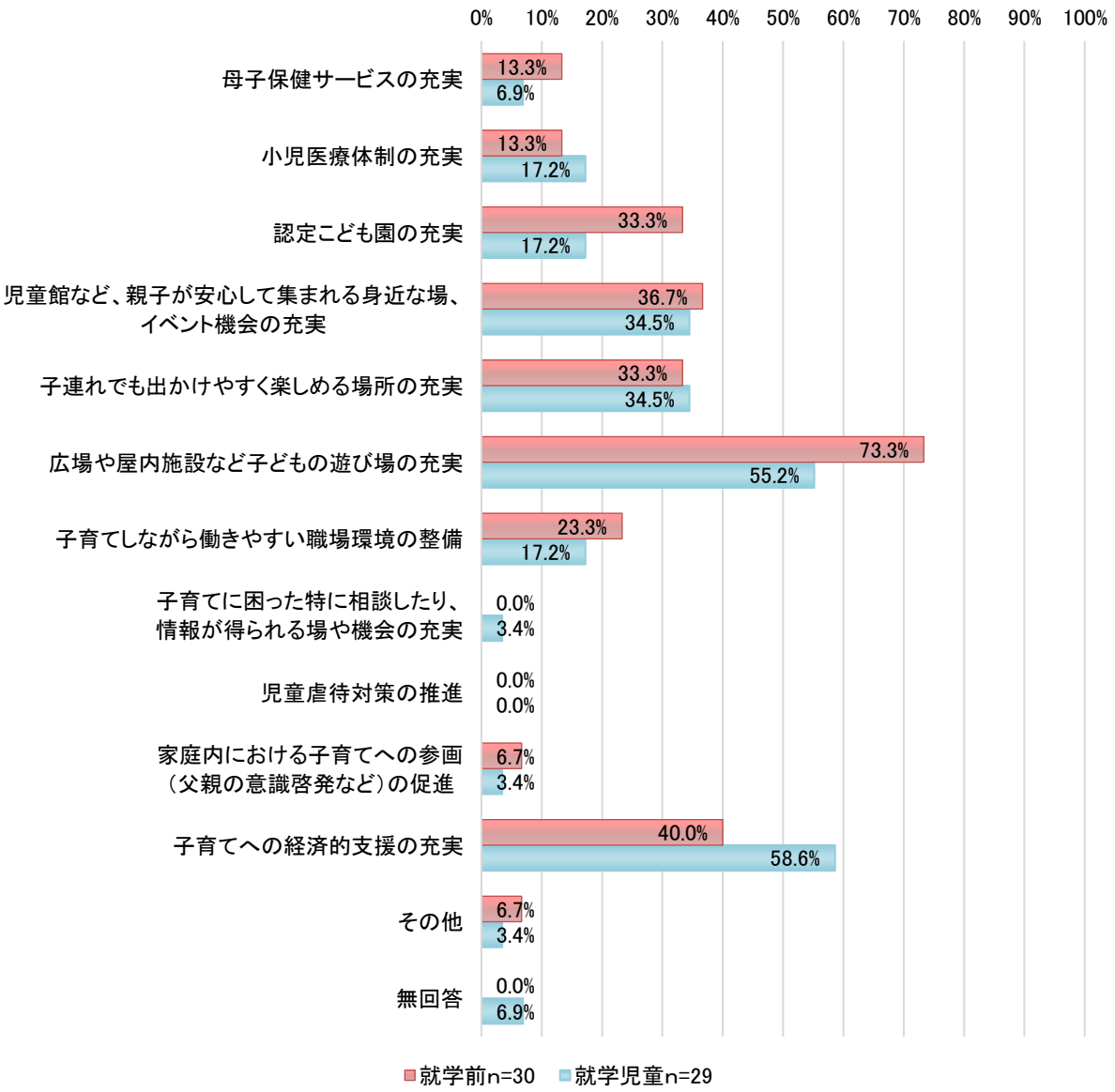

資料２　アンケート調査結果の概要【義務教育学校７～９年生】

２－１　調査の概要

①　調査の目的

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画については、策定にあたり、子どもやその保護者、関係者の意見を反映させることが求められています。

この度、令和７年度から令和 11 年度を計画期間とした「第３期歌志内市子ども・子育て支援事業計画」を策定するに当たり、「子どもの視点」を含めた施策を進めていくため 、市内の義務教育学校７年生～９年生を対象として、下記のとおりアンケート調査を実施しました。

■調査の対象と配布・回収数

対　象	配布数	回収数（回収率）
義務教育学校(7年生～9年生)	25 票	20 票（80.0%）

②　調査時期

・令和７年（2025 年）２月

③　調査の方法

・義務教育学校経由にて回答用紙を配布し、QR コードを授業用タブレット等で読み取りインターネットから回答を行った。

④　調査結果の概要

Ⅰ）ｎは、質問に対する無回答を含む集計対象総数（人）で、割合算出の基準です。

Ⅱ）割合は、ｎに対する各回答数の百分率（%）です。小数点以下第２位を四捨五入し小数点第１位までを表記するため、単数回答（１人の回答者が１つの回答をする設問）では、100.0%とならない場合があります。

Ⅲ）１人の回答者が２つ以上の回答をすることができる設問は、各選択肢の割合の合計は100.0%を超えています。

Ⅳ）グラフや表の選択肢（カテゴリー）は、文字数の制約のため、簡略して表記している場合があります。

２－２　調査結果の概要

（１）回答者の属性について

○性別

・「男性」の割合が 65.0%と最も高くなっています。

■性別

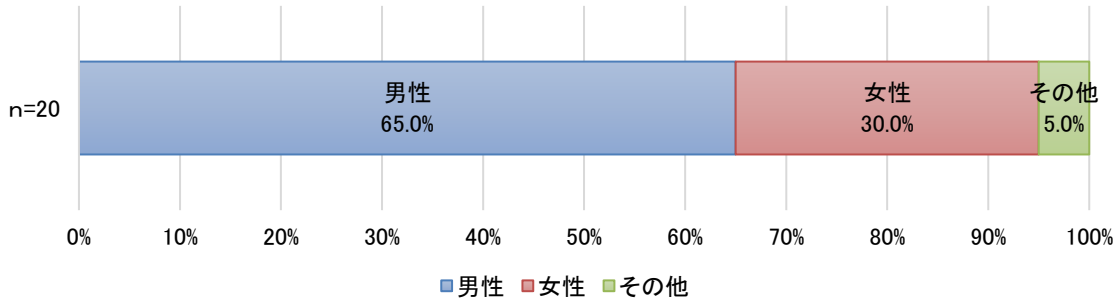

（２）一緒に住んでいる方や生活状況について

○兄弟姉妹の人数（あなたを除く）

・「1 人」の割合が 40.0%と最も高く、次いで「0 人」「2 人」がそれぞれ 20.0%となっています。

■兄弟姉妹の人数

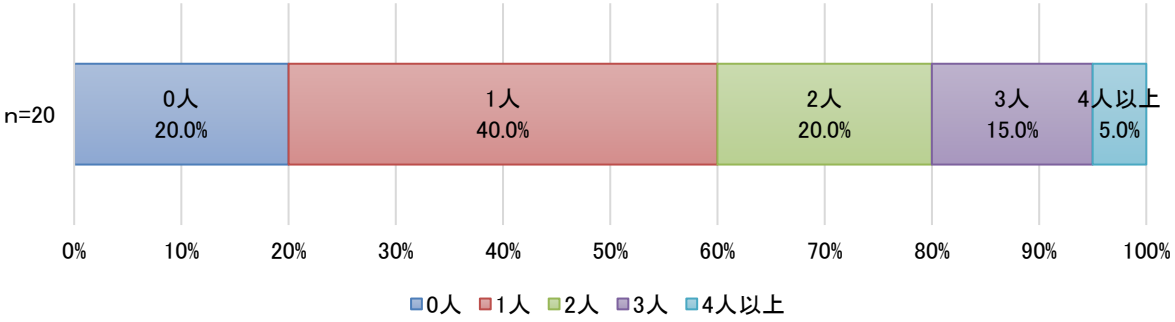

○一緒に住んでいる方（複数回答）

・「母」の割合が 95.0%と最も高く、次いで「父」が 85.0%、「兄弟姉妹」が 70.0%となっています。

■一緒に住んでいる方（複数回答可）

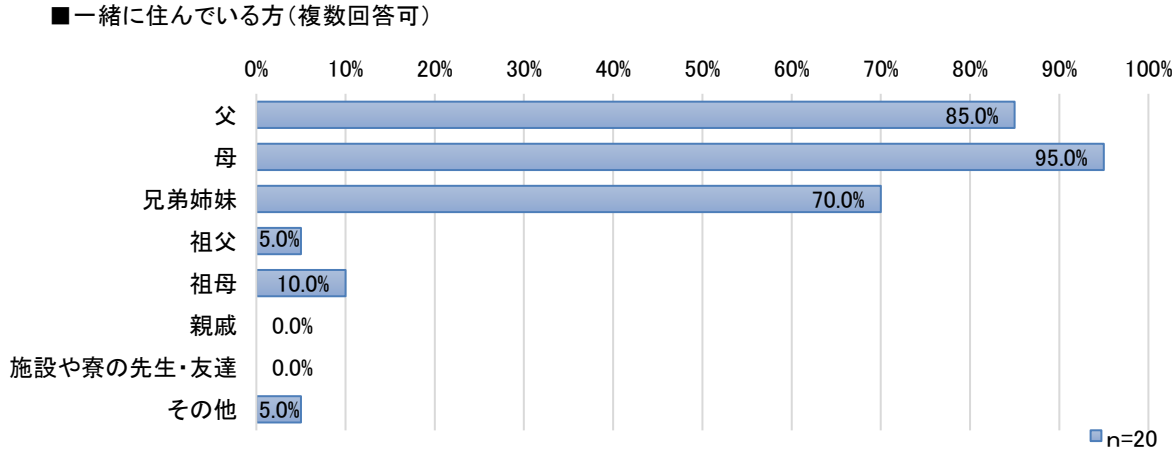

○親（保護者）の就業

・「父・母ともに働いている」の割合が 70.0%と最も高く、次いで「父のみが働いている」が 20.0%、「母のみが働いている」が 10.0%となっています。

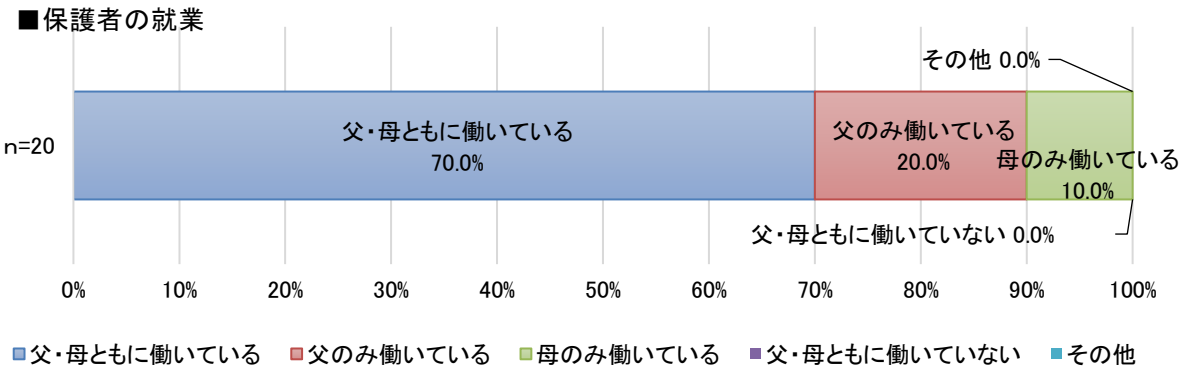

○部活や塾・習い事の実施と活動時間

・部活動や塾・習い事を行っているかについて、「はい」と回答した 55.0%のうち、活動時間帯については、「平日の午後」の割合が 72.7%と最も高く、次いで「土曜日または日曜日の午前」が 54.5%、「平日の夜間（18：00～）」が 45.5%となっています。

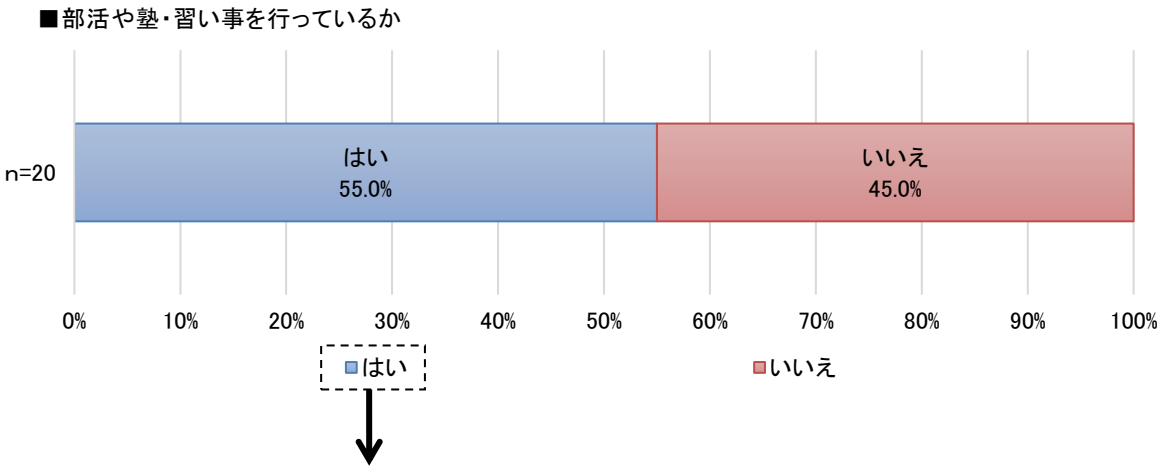

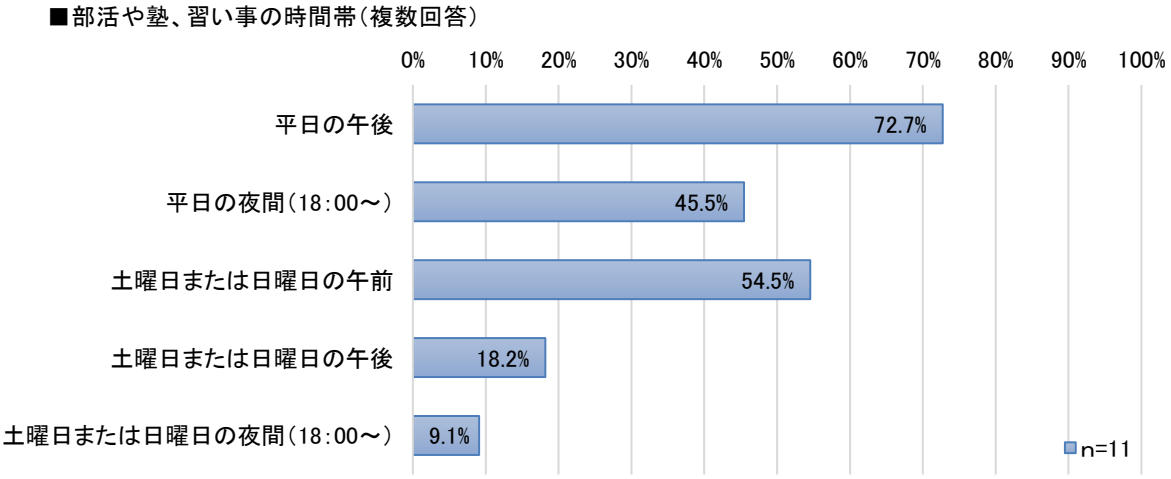

○親（保護者）との会話

・一日の中で、親（保護者）とどれくらい会話をするかについては、「よく話をする」の割合が70.0%と最も高く、「どちらかというと話をする」が30.0%となっています。

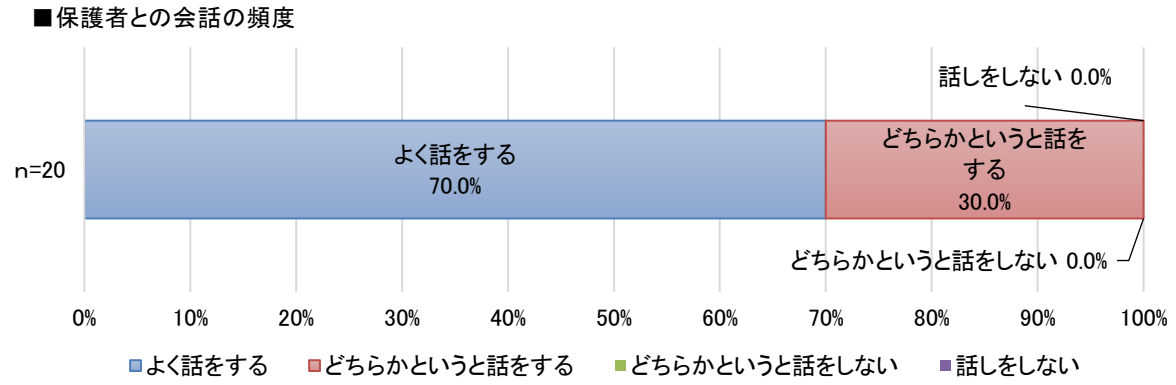

・親（保護者）との会話の内容については、「それ以外の話」の割合が40.0%と最も高く、次いで「あなたや家族のこと」が30.0%、「仕事のこと」「テレビや新聞のニュースのこと」が15.0%となっています。

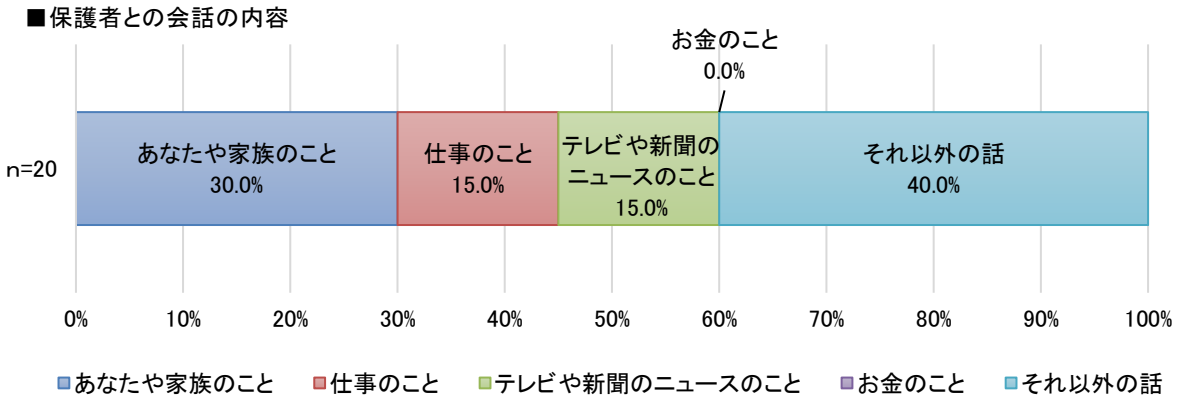

・会話の内容についてどんな気持ちになるかについては、「楽しい」の割合が90%となっています。

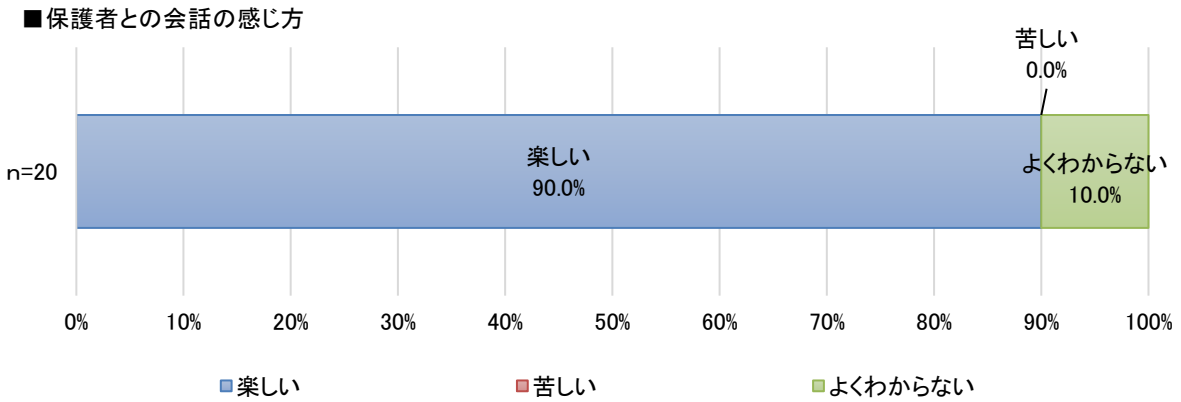

○意見の受け入れ方

・親（保護者）はあなたの意見を大事にしてくれるかについては、「そう思う」の割合が 75.0%と最も高く、「どちらかというとそう思う」が 25.0%となっています。

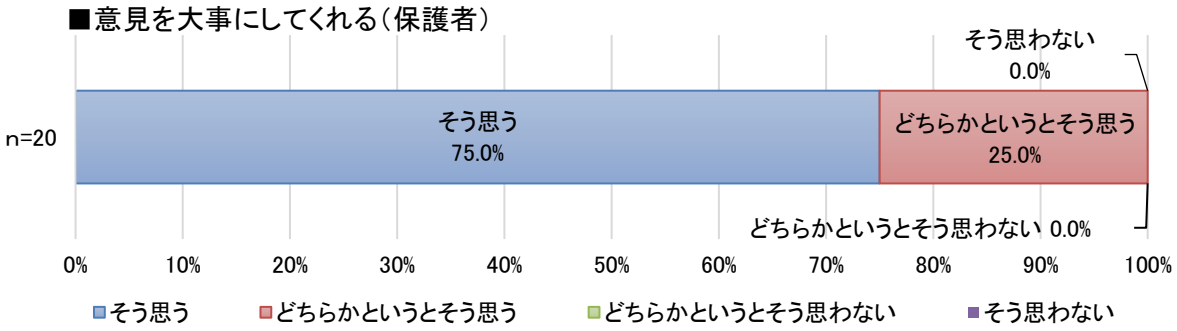

○親（保護者）との夕食の状況

・親（保護者）と一緒に夕食を食べるかについては、「いつも一緒に食べる」の割合が 80.0%と最も高く、次いで、「ほとんど一緒に食べる」が 10.0%、「あまり一緒に食べない」と「いつも一人で食べる」がそれぞれ 5.0%となっています。

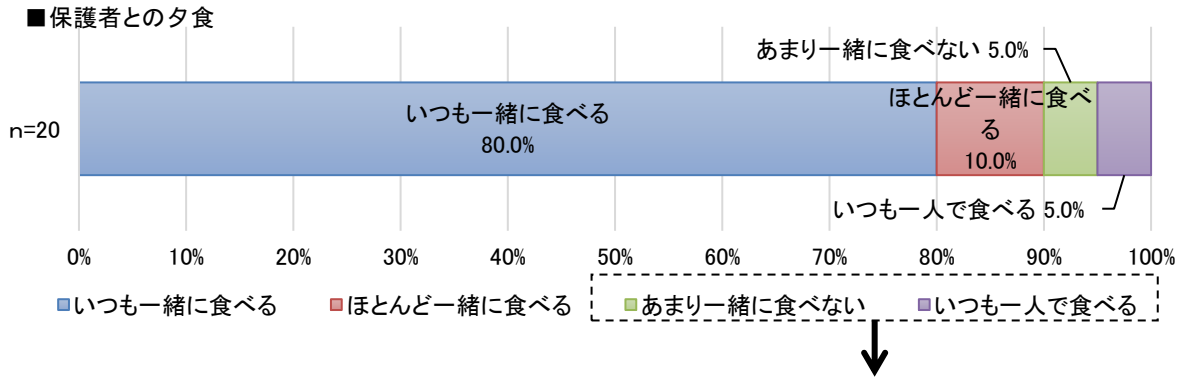

・「あまり一緒に食べない」と「いつも一人で食べる」と回答した理由については、「親（保護者）の帰りが遅いから」と「自分のご飯の食べる時間が遅いから」がそれぞれ 50.0%となっています。

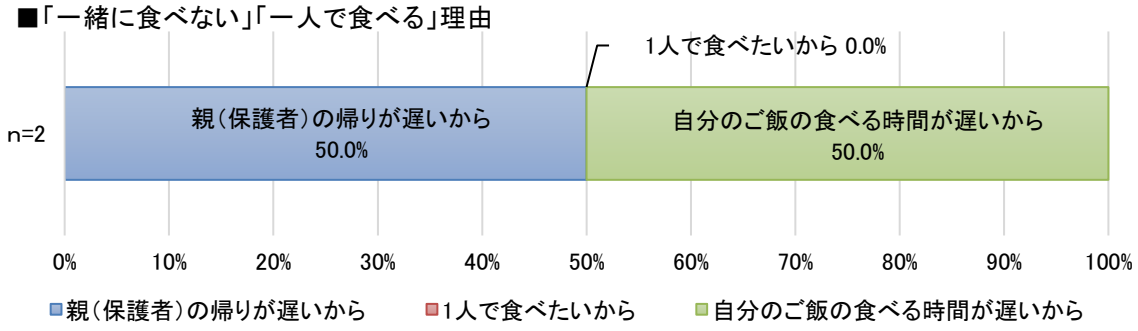

（３）あなた自身のことについて

○自分のことが好きですか

・「どちらかというとそう思う」の割合が 40.0%と最も高く、次いで「そう思う」が 30.0%、「そう思わない」が 20.0%、「どちらかというとそう思わない」が 10.0%となっています。

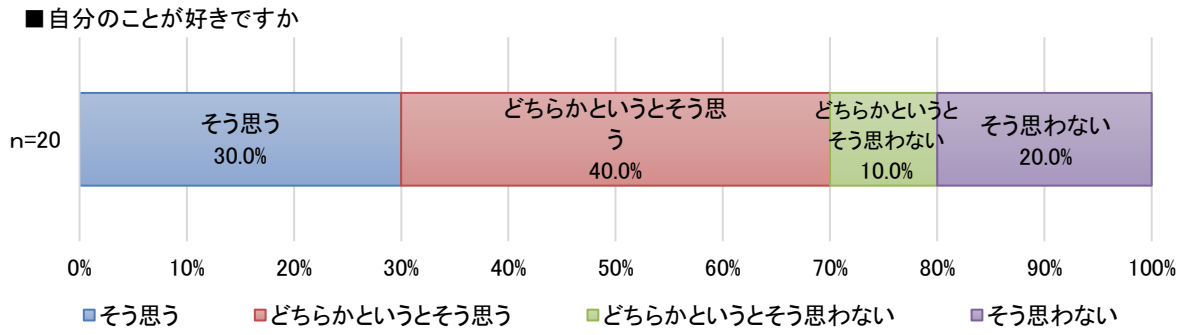

○孤独（ひとりぼっち）であると感じるか

・自分は孤独（ひとりぼっち）であると感じるかについては、「そう思わない」の割合が 40.0%と最も高く、次いで「どちらかというとそう思わない」が 30.0%、「どちらかというとそう思う」が 20.0%、「そう思う」が 10.0%となっています。

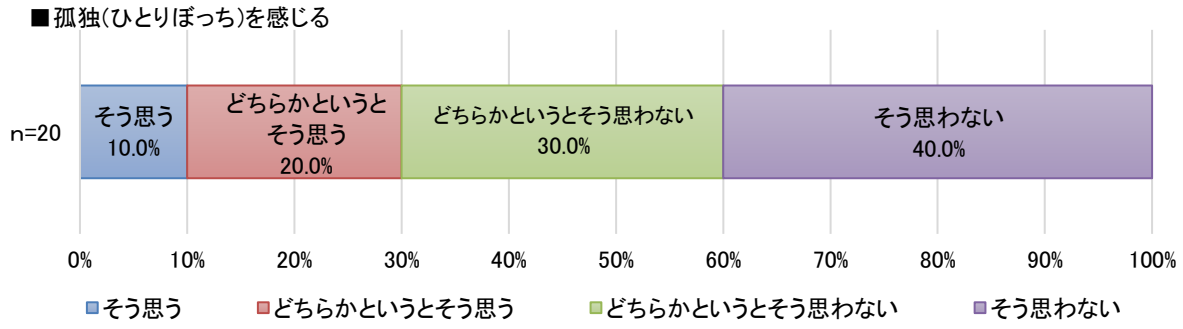

○意見を聞いてくれる大人が欲しいか

・自分の意見を聞いれくれる大人が欲しいかについては、「そう思う」の割合が 45.0%と最も高くなっています。

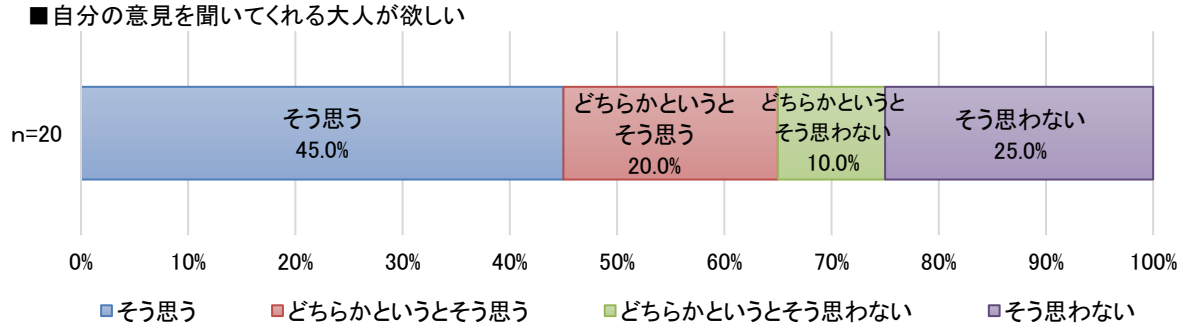

○平日の放課後（自由な時間）や休日の日中に過ごす場所（複数回答）

・平日の放課後及び休日の日中に過ごす場所について、いずれも「自分の家」の割合が 100.0%と最も高くなっています。次いで、平日の放課後については、「市民体育館」と「公園」がいずれも 10.0%、休日の日中に過ごす場所については、「市民体育館」が 25.0%、「スーパー」が 20.0%となっています。

・「その他」の理由としては、「温泉」「お出かけ」という回答でした。

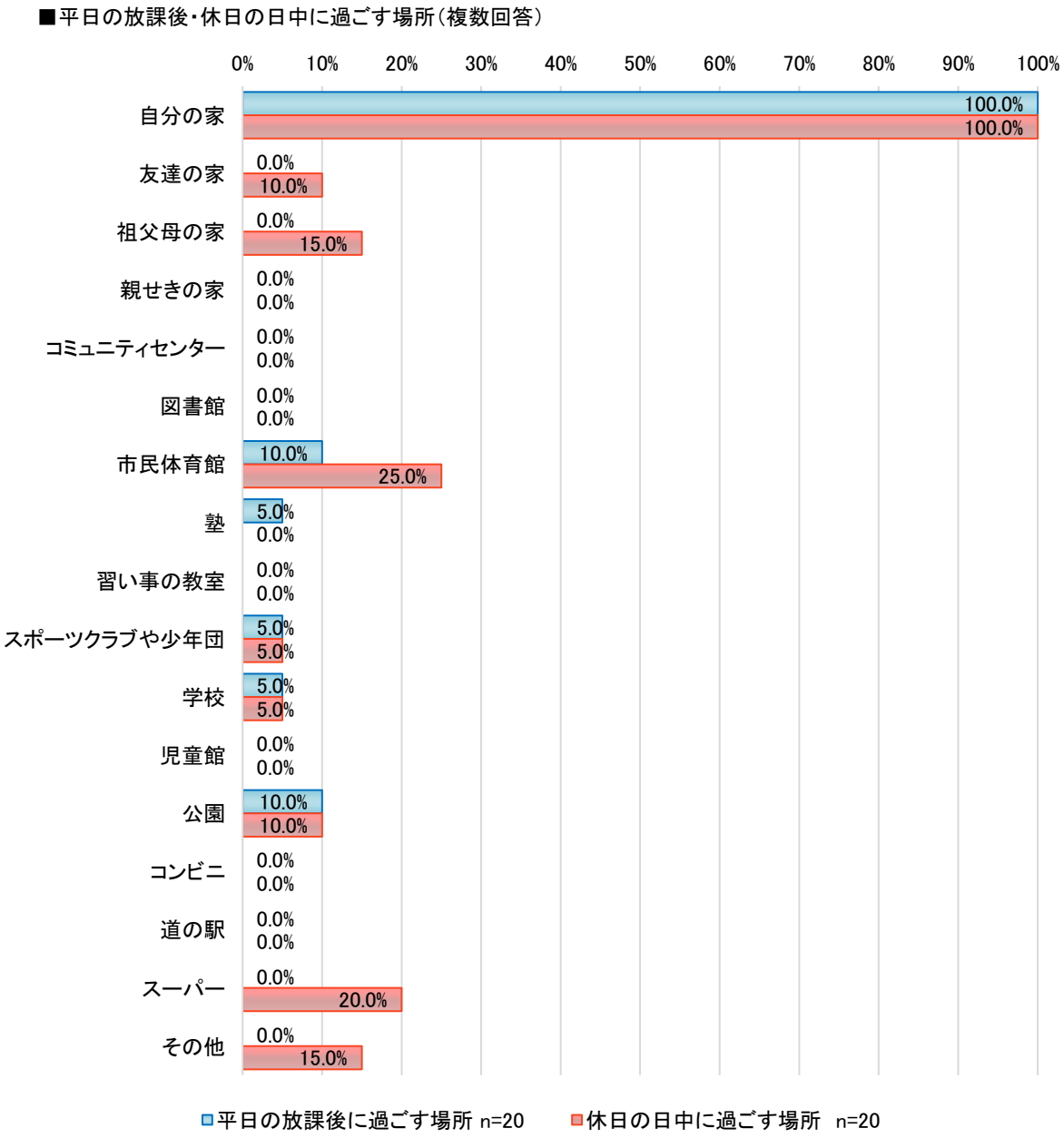

○利用したいと思う遊び場や施設（複数回答）

・利用したいと思う遊び場や施設については、「思い切り遊べる広い公園や広場」の割合が55.0%と最も高くなっています。次いで、「サッカーや野球などができる運動場」と「インターネットが使える施設」と「静かに宿題・勉強ができる場」がいずれも 50.0%と高い割合となっています。

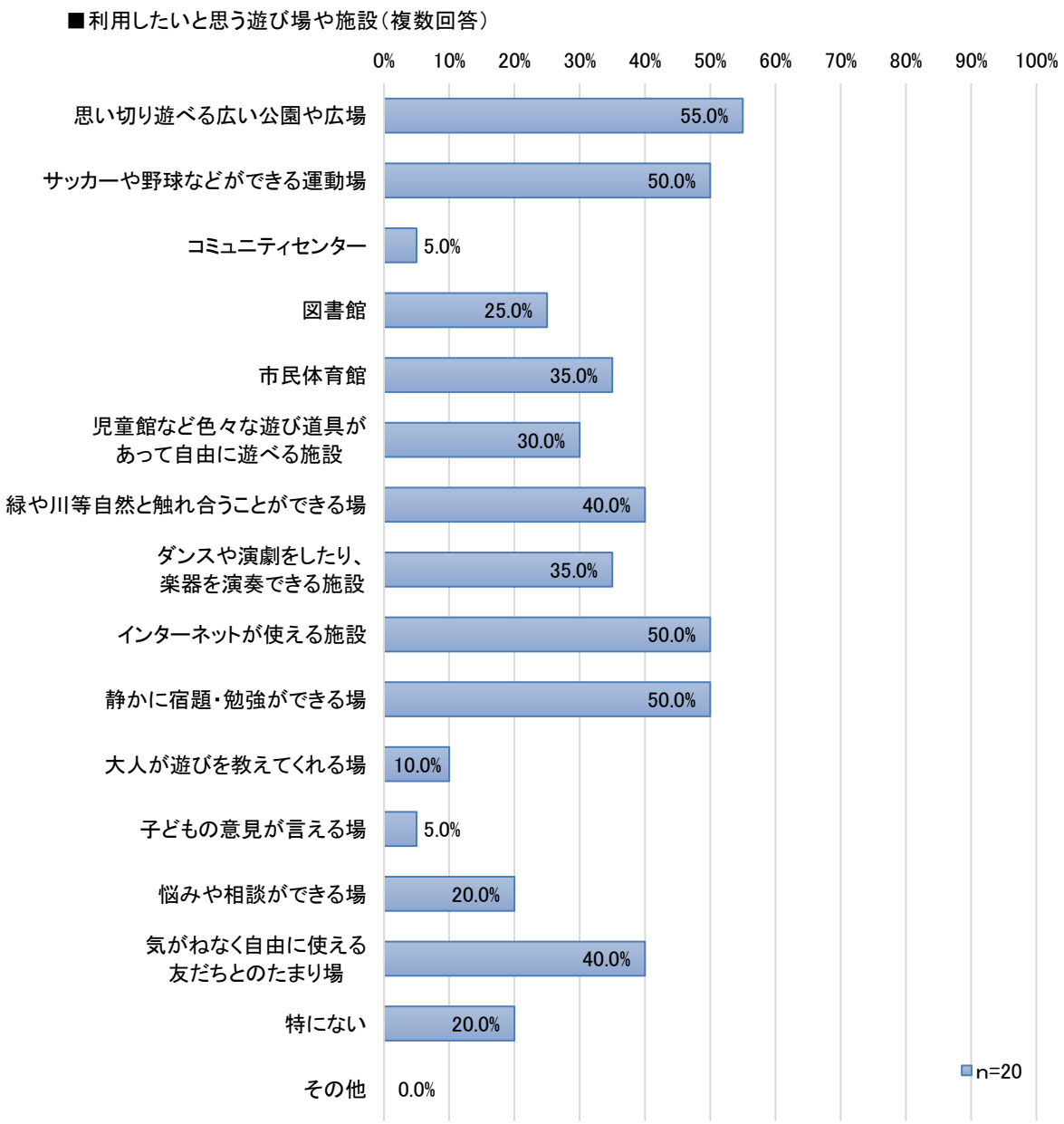

（４）近所（住んでいる地域）のことについて

○地域の大人との対話

・地域の大人で話をする人はいるかについては、「自分のことを相手が知っていて、挨拶をする程度の人がいる」の割合が 35.0%と最も高くなっています。次いで、「顔を知っているくらいで、時々あいさつをする程度の人がいる」が 25.0%、「自分のことを相手が知っていて、いろいろな話をする人がいる」が 20.0%となっています。

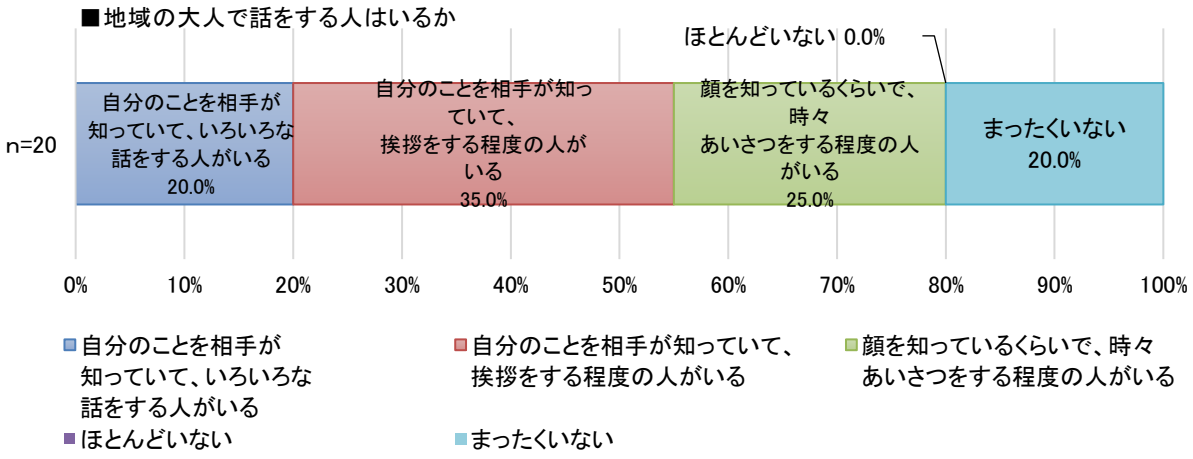

○地域の大人から教えてもらったこと

・地域の大人からほめられたり、しかられたり、何かを教えてもらったりしたことはあるかについては、「どちらかというとあった」の割合が 50.0%と最も高くなっています。次いで、「どちらかというとなかった、」が 30.0%、「まったくなかった」が 15.0%となっています。

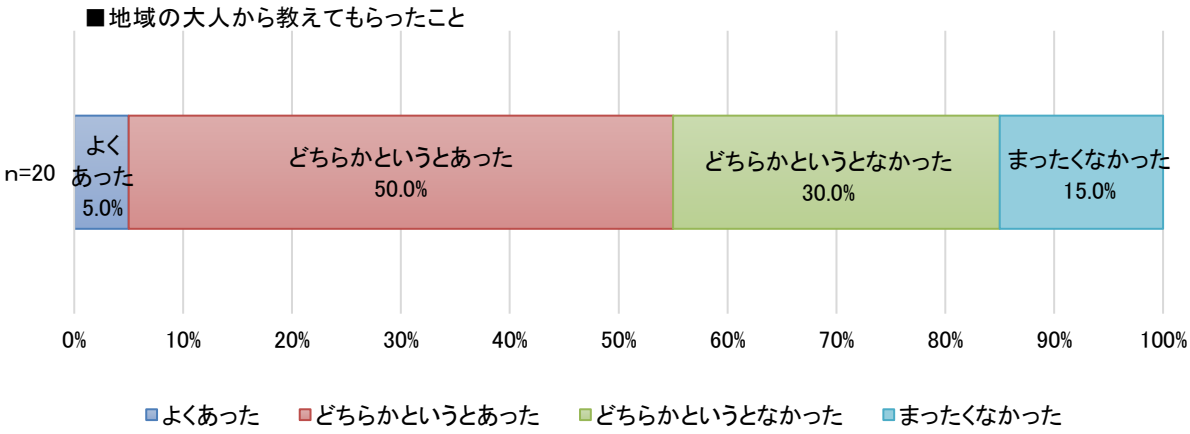

○地域の行事への参加状況

・地域のお祭りや清掃活動、イベントなどの行事に参加しているかについては、「行事の当日だけ参加したことがある」の割合が 65.0%と最も高く、次いで、「話し合いなど準備から参加したことがある」が 20.0%、「参加したことがない」が 15.0%となっています。

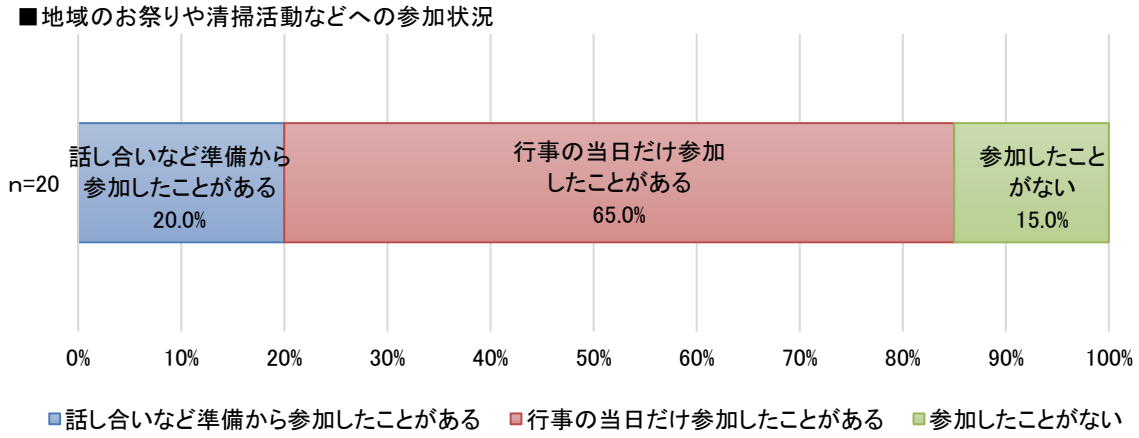

○地域の大人への希望（複数回答）

・地域の大人に対して、どのような希望があるかについては、「特にない」の割合が 60.0%と最も高く、次いで、「危険なこと、人に迷惑がかかる事をしていたら注意してほしい」、「子どもあつかいしないで、話をしっかりと聞いてほしい」、「あれこれかまわないでほしい」がいずれも 20.0%となっています。

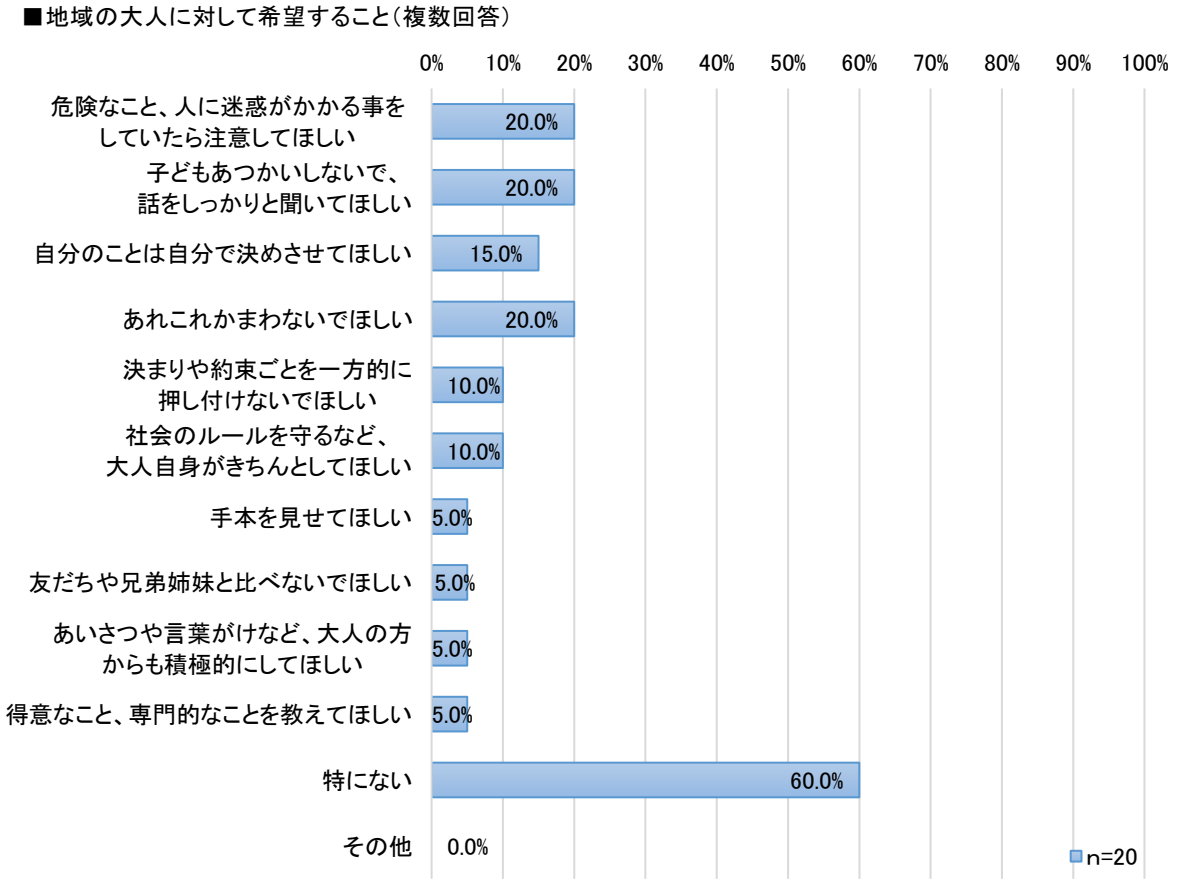

（５）将来や歌志内市のことについて

○将来の夢や目標

・将来の夢や目標があるかについては、「いろいろ考えているが、まだはっきりしていない」の割合が 50.0%と最も高くなっています。次いで、「はっきりとした夢や目標がある」が 25.0%、「ぼんやりとしているが、だいたいの夢や目標を持っている」が 20.0%となっています。

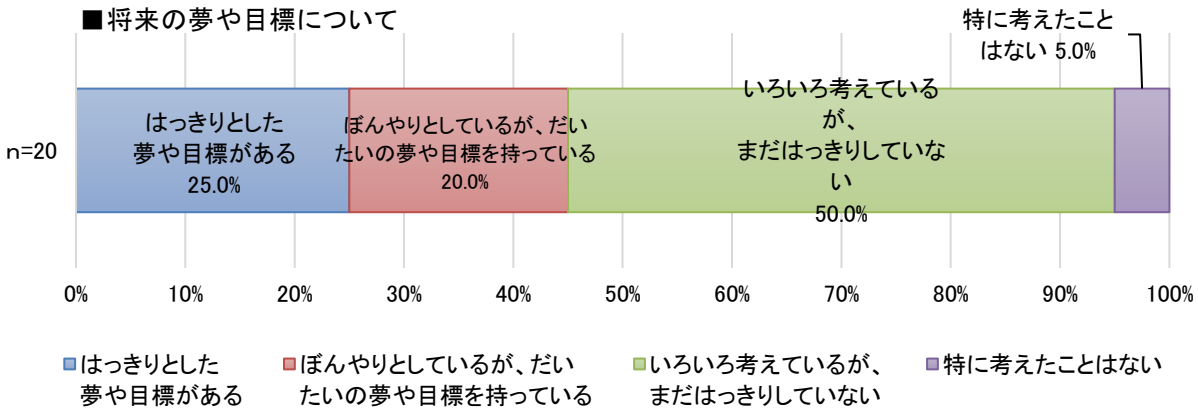

○将来の決め方

・将来についてどのように決めるかについては、「自分で決める」の割合が 60.0%と最も高く、次いで「親（保護者）と相談して決めている」が 35.0%、「よくわからない」が 5.0%となっています。

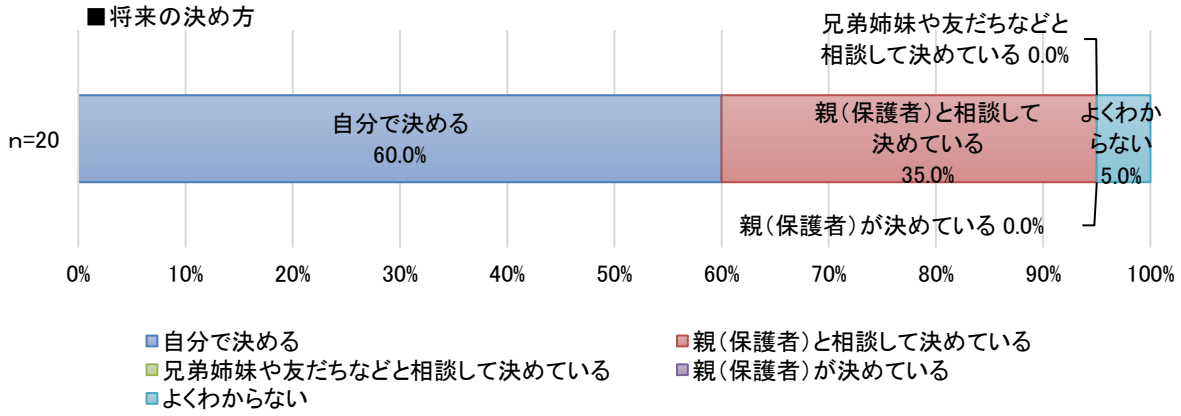

○自分の意見をいう場所での発言

・子ども会議（子どもが意見を大人に伝える場・機会）など自分の意見を言う場所があれば発言したいかについて「そう思わない」の割合が 40.0%と最も高く、次いで「どちらかというとそう思う」「どちらかというとそう思わない」のいずれも 30.0%となっています。

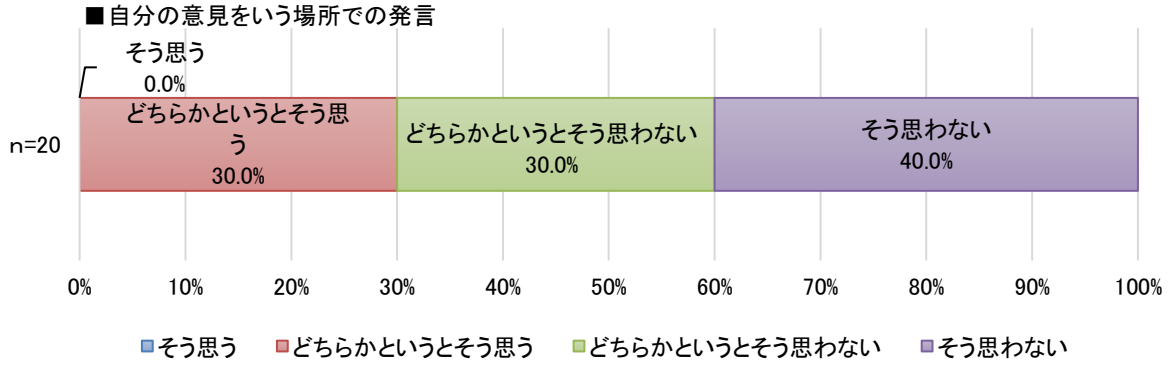

○歌志内市のことが好きですか

・「どちらかというとそう思う」の割合が 50.0%と最も高く、次いで、「そう思う」が 30.0%となっています。

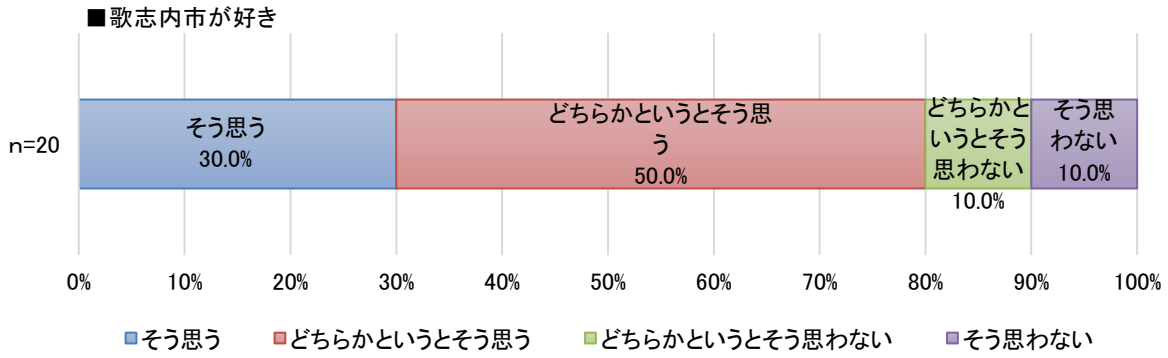

○歌志内市の将来の話し合いへの参加

・歌志内市の将来を話し合う機会があれば参加したいと思うかについては、「どちらかというとそう思う」の割合が 40.0%と最も高く、次いで「そう思わない」が 35.0%、「どちらかというとそう思わない」が 20.0%となっています。

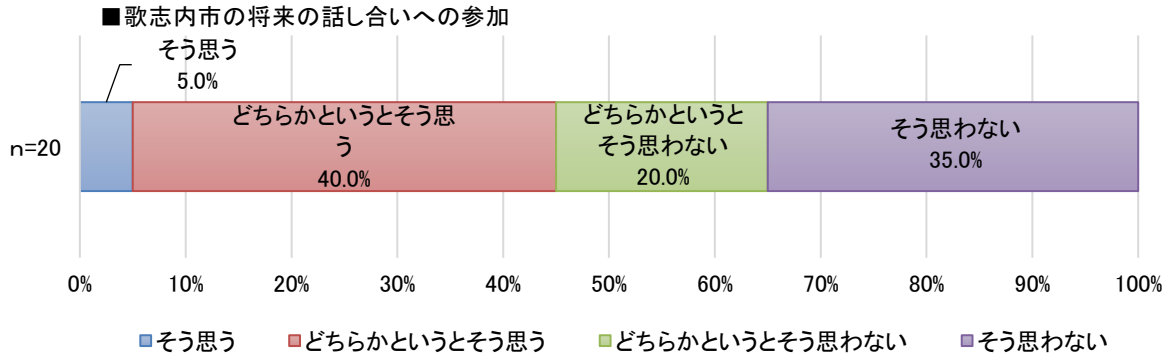

○大人になっても歌志内市に住みたい

・大人になっても歌志内市に住みたい、住み続けたいかについては、「他のまちに住みたい」の割合が 55.0%と最も高く、次いで「進学などで歌志内市から一時的に離れても、また戻ってきて住みたい」が 40.0%、「住みたい、住み続けたい」が 5.0%となっています。

■大人になっても歌志内市に住みたい

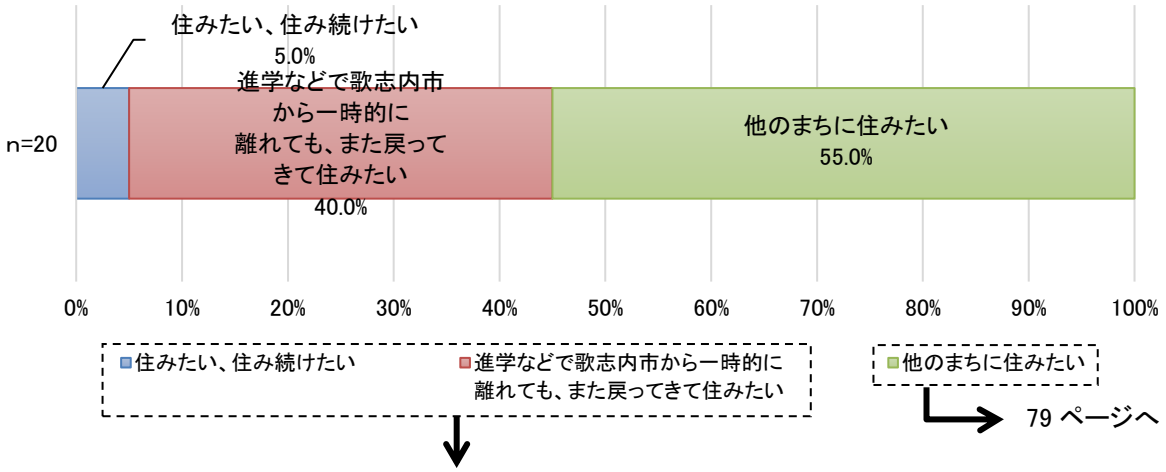

79 ページへ

・「住みたい、住み続けたい」「進学などで歌志内市から一時的に離れても、また戻ってきて住みたい」と回答した理由については、「生まれ育ったところだから」「自然がたくさんあるから」「事件・事故などが少なく、安心して住むことができるから」の割合がいずれも 55.6%と最も高くなっています。

・「その他」の理由としては、「特になし」という回答でした。

■「住みたい、住み続けたい」「また戻ってきて住みたい」理由（複数回答）

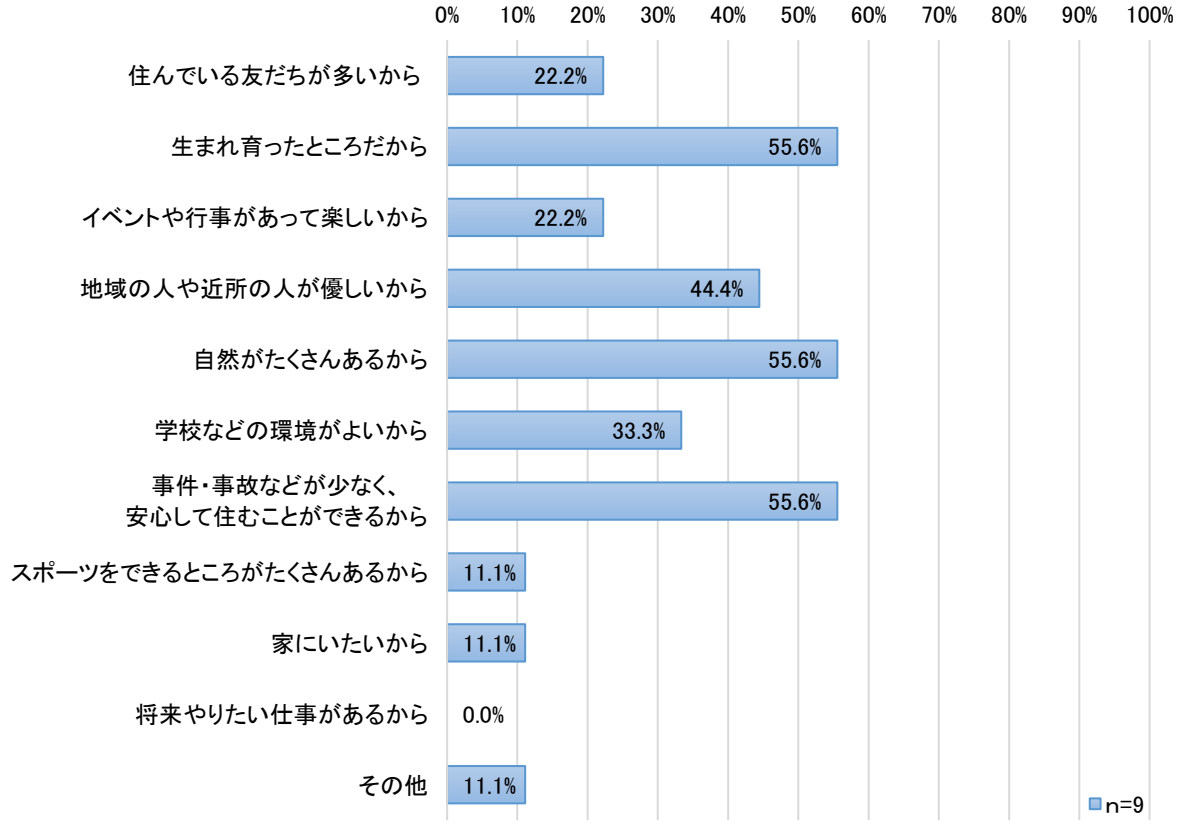

○他のまちに住みたい理由（複数回答）

・大人になっても歌志内市に住みたい、住み続けたいかについて、「他のまちに住みたい」を選んだ理由については、「お店が少なく不便だから」の割合が 63.6%と最も高く、次いで「札幌市などの行きたい場所に遠いから」が 54.5%となっています。

・「その他」の理由としては、「自分の住みたい場所に行きたいから」という回答でした。

■「他のまちに住みたい」を選んだ理由（複数回答）

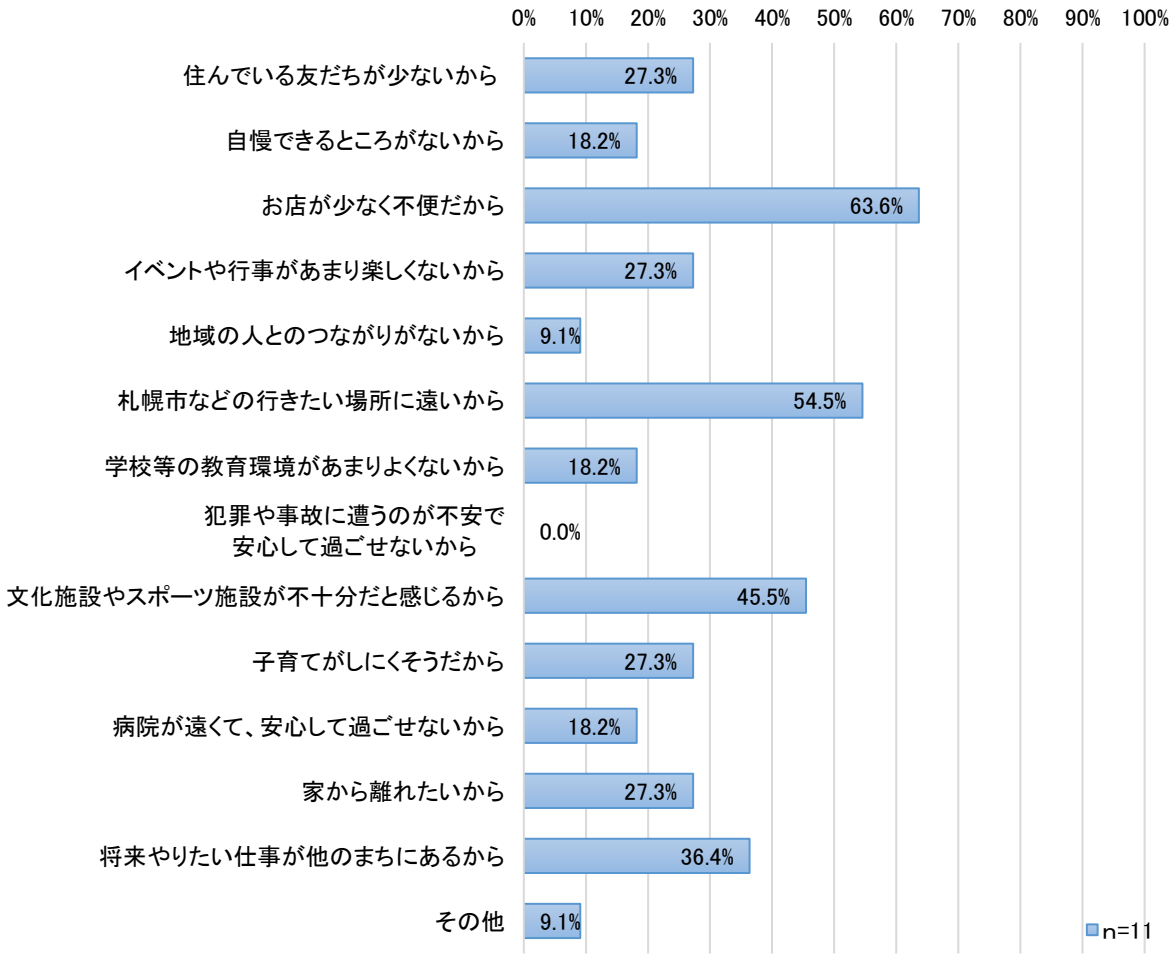

○将来の結婚について

・将来、結婚したいと考えていますかについては、「そう思う」の割合が 50.0%と最も高く、次いで「どちらかというとそう思う」が 30.0%、「そう思わない」が 15.0%となっています。

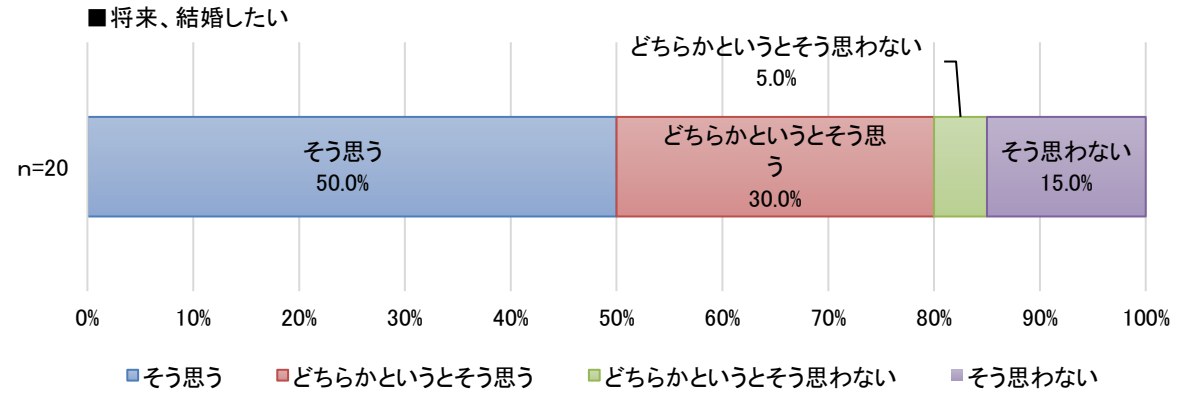

○将来の子どもについて

・将来、子どもが欲しいですかについては、「そう思う」の割合が 50.0%と最も高く、次いで「そう思わない」が 20.0%となっています。

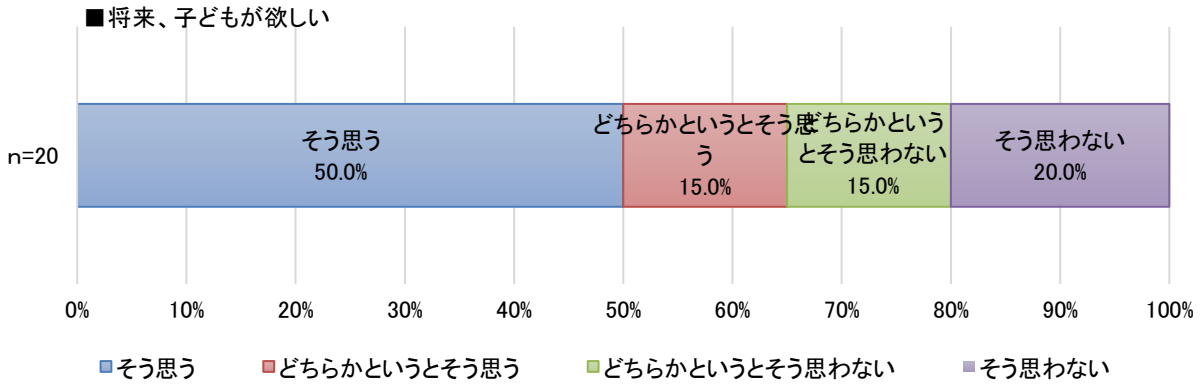

○子どもがたくさんいるまちになる方法（複数回答）

・どのようにしたら、子どもがたくさんいるまちになると思うかについては、「教育や子育てにお金があまりかからない」と「買い物ができるお店などが充実している」の割合が 80.0%と最も高く、次いで「公園や屋内施設など子どもが遊べる施設が充実している」が 75.0%となっています。

・「その他」の理由としては、「子どもや若者向けのイベントがある」という回答でした。

■子どもがたくさんいるまちになる方法（複数回答）

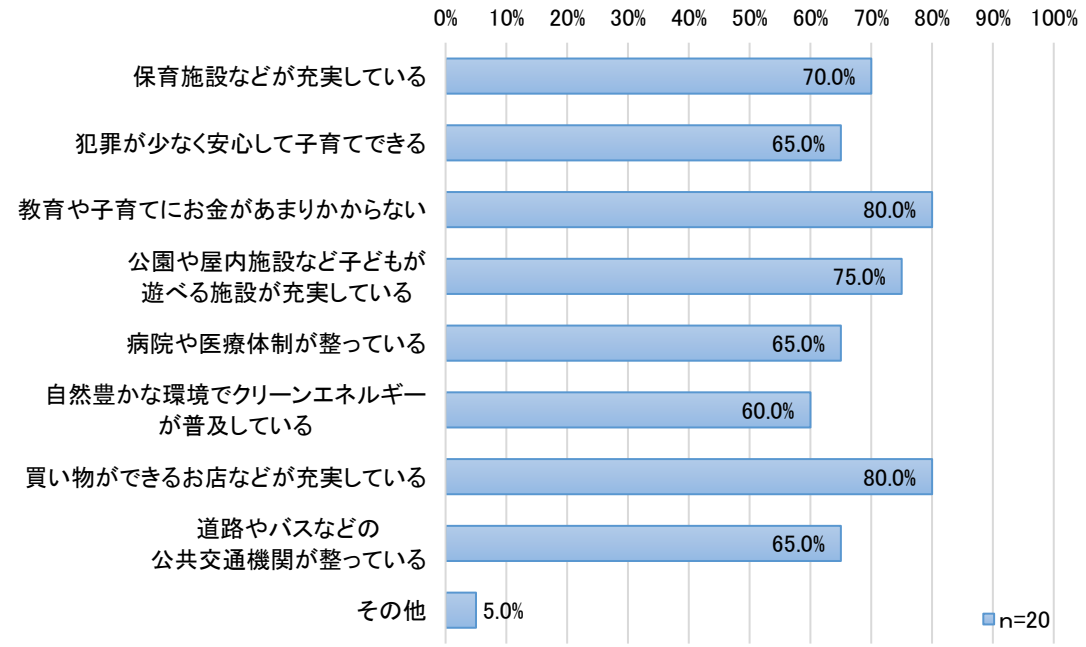

○住み続けたい市とは（複数回答）

・住み続けたい市になるには、これからどんなまちになればよいと思うかについては、「子どもが元気に育ち、子どもの笑顔があふれるまち」の割合が 80.0%と最も高く、次いで「お店がたくさんあり、お祭りやイベントが開かれるまち」が 75.0%となっています。

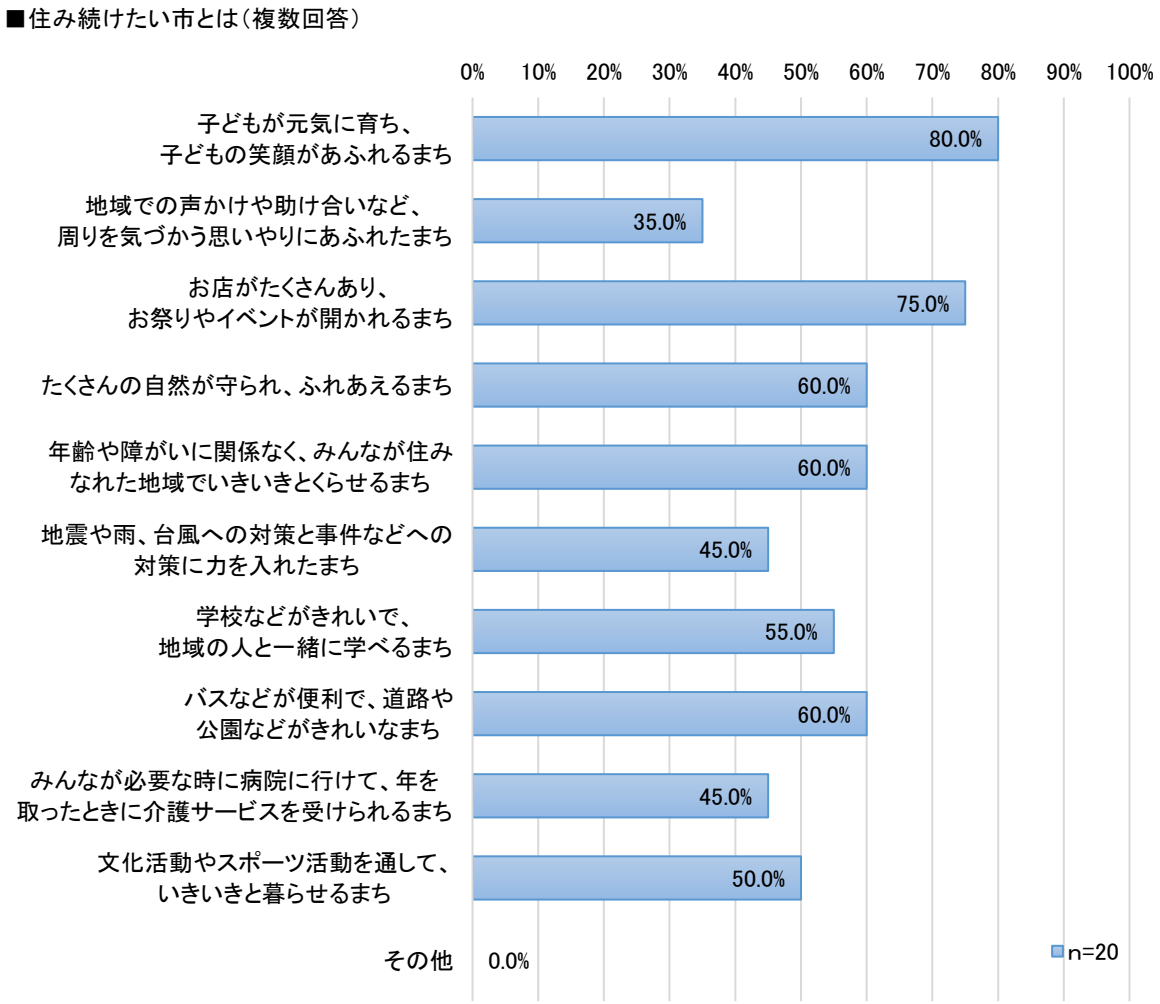

資料３　歌志内市子ども・子育て会議

３－１　歌志内市子ども・子育て会議設置要綱

平成26年３月31日訓令第10号

歌志内市子ども・子育て会議設置要綱

（設置）

第１条　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第２条の基本理念に則り、家庭、学校、地域、職域その他子ども・子育てに係る関係者による子育て支援を、総合的かつ効果的に推進するため、歌志内市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果に基づいて、市長に提言を行うものとする。

（１）　特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。

（２）　特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。

（３）　歌志内市子ども・子育て支援事業計画に関すること。

（４）　子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。

（５）　その他子ども・子育て支援に関すること。

（組織）

第３条　子ども・子育て会議は、委員７人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）　法第６条第２項に規定する保護者

（２）　子ども・子育て支援（法第７条第１項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下この項において同じ。）に関する事業に従事する者

（３）　子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

（４）　その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第４条　子ども・子育て会議の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第５条　子ども・子育て会議に会長及び副会長各１人を置き、委員の互選により定める。

２　会長は子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　子ども・子育て会議は会長が招集し、会長がその議長となる。

２　子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

３　子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可数のときは、議長の決するところによる。

４　子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

（専門部会）

第７条　第２条に規定する所掌事務についてより専門的な調査審議を行う必要があるときは、子ども・子育て会議に専門部会を置くことができる。

２　専門部会は、会長が指名する委員及び臨時に置く委員をもって組織する。

（秘密の保持）

第８条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

（庶務）

第９条　子ども・子育て会議の庶務は、福祉事業課において処理する。

（委任）

第10条　この要綱に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附　則

この訓令は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月27日訓令第３号）

この訓令は、令和５年４月１日から施行する。

３－２　歌志内市子ども・子育て会議委員名簿

No.	役職	氏　名	団　体　名		歌志内市子ども・子育て会議設置要綱該当号
1		東　麻理奈	保護者代表（歌志内認定こども園）		歌志内市子ども・子育て会議設置要綱第3条第2項第1号
2		秋元　貴史	保護者代表（歌志内学園）		歌志内市子ども・子育て会議設置要綱第3条第2項第1号
3	副会長	長沢　栄子	歌志内市立歌志内認定こども園	園　長	歌志内市子ども・子育て会議設置要綱第3条第2項第2号
4	会長	富樫　孝行	歌志内市立歌志内学園	校　長	歌志内市子ども・子育て会議設置要綱第3条第2項第3号
5		杉山　るみ子	歌志内市民生委員児童委員協議会	主任児童委員	歌志内市子ども・子育て会議設置要綱第3条第2項第3号
5名					

第3期歌志内市子ども・子育て支援事業計画

発　　行　　令和７年３月

発 行 元　　北海道歌志内市

〒073-0492　歌志内市字本町5番地

TEL：(0125) 42-3213

企画・編集　　福祉事業課